

東日本大震災津波等からの復興と  
地方創生の推進に当たっての  
提言・要望書

令和3年6月17日

岩手県知事 達増拓也



## 東日本大震災津波等からの復興関連事項

## I 最重要事項

- |   |                                 |   |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 復興の推進に必要な予算の確保                  | 1 |
|   | (全省庁)                           |   |
| 2 | 被災地復興のための人的支援                   | 3 |
|   | (全省庁)                           |   |
| 3 | 移転元地の利活用に向けた措置                  | 5 |
|   | (復興庁・経済産業省・国土交通省)               |   |
| 4 | 国際リニアコライダー(ILC)の実現              | 7 |
|   | (内閣府・復興庁・外務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省) |   |

## II 復興に必要な重要事項

## 横断的事項

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 5 | 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現 | 11 |
|   | (復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)         |    |
| 6 | 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応                | 14 |
|   | (復興庁・環境省)                               |    |
| 7 | 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応                 | 17 |
|   | (消費者庁・復興庁・農林水産省・林野庁・水産庁)                |    |

## 「安全」の確保

- |    |                           |    |
|----|---------------------------|----|
| 8  | 復興道路の全線完成                 | 22 |
|    | (復興庁・国土交通省)               |    |
| 9  | 復興事業(ハード事業)完了までの支援の継続     | 24 |
|    | (復興庁・国土交通省)               |    |
| 10 | 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置   | 25 |
|    | (復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省) |    |
| 11 | 広域防災拠点整備に対する財政支援          | 27 |
|    | (内閣府・総務省)                 |    |

## 「暮らし」の再建

- 12 被災者の生活再建に対する支援 ..... 29  
(内閣府・金融庁・復興庁・総務省・法務省・財務省・国土交通省)
- 13 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた支援 ..... 34  
(国土交通省)
- 14 教育の復興に対する支援 ..... 36  
(復興庁・文部科学省)
- 15 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続 ..... 38  
(内閣府・復興庁)

## 「なりわい」の再生

- 16 水産業の復旧・復興支援 ..... 39  
(復興庁・水産庁)
- 17 被災事業者への支援策の継続 ..... 41  
(復興庁・総務省・財務省・経済産業省・中小企業庁)
- 18 被災地における産業人材の確保 ..... 46  
(内閣府・復興庁・法務省・厚生労働省)
- 19 観光復興に向けた支援策の拡充 ..... 49  
(内閣官房・復興庁・財務省・国土交通省・観光庁)

## 未来のための伝承・発信

- 20 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援 ..... 51  
(内閣府・復興庁・国土交通省)

## Ⅲ 新しい東北の創造に向けた重要事項

- 21 国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築 ..... 54  
(内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)

## Ⅳ 令和元年東日本台風災害等からの復旧・復興

- 22 平成28年台風第10号災害及び令和元年東日本台風災害からの復興に必要な財政措置及び人的支援 ..... 56  
(全省庁)
- 23 平成28年台風第10号災害からの公共土木施設等の復旧等及び令和元年東日本台風災害に係る土砂災害対策等における確実な予算措置 ..... 59  
(内閣府・財務省・国土交通省)



# 地方創生の推進関連事項

## I 全般的事項

- 1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進 ..... 62  
(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省)
- 2 地方重視の経済財政政策等の実施 ..... 67  
(内閣府・総務省)
- 3 地方創生の推進を支える財源の確保 ..... 69  
(内閣府・総務省)
- 4 新過疎法に基づく過疎地域の総合的な振興 ..... 72  
(総務省)

## II 岩手で働く

- 5 地方自治体の企業立地施策への支援 ..... 75  
(総務省・経済産業省・国土交通省)
- 6 中小企業等の革新的なものづくりやサービスの創出に向けた支援 ..... 77  
(中小企業庁)
- 7 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進 ..... 79  
(総務省・文部科学省)
- 8 働きやすい雇用・労働環境の整備 ..... 80  
(内閣府・厚生労働省・経済産業省)
- 9 農林水産業における「担い手育成」 ..... 85  
(農林水産省・林野庁・水産庁)
- 10 主要な水産物の不漁に対する対策の強化 ..... 89  
(水産庁)
- 11 地方創生のための地方大学の振興 ..... 93  
(総務省・文部科学省)

## III 岩手で育てる

- 12 子育てしやすい雇用・労働環境の整備 ..... 95  
(内閣府・厚生労働省)
- 13 総合的な少子化対策の推進 ..... 98  
(内閣府・厚生労働省)

14	子ども医療費助成の全国一律化	102
	(厚生労働省)	
15	地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止	103
	(厚生労働省)	
16	子ども・子育て支援新制度の円滑な実施	104
	(内閣府・文部科学省・厚生労働省)	
17	高校生等の修学に対する支援	105
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
18	学校における働き方改革に向けた環境整備	109
	(文部科学省)	

#### IV 岩手で暮らす

19	情報通信基盤整備等への支援	112
	(総務省)	
20	バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化	115
	(内閣府・国土交通省)	
21	地域公共交通の利便性向上に対する支援の拡充・強化	117
	(国土交通省・観光庁)	
22	快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進	120
	(農林水産省・水産庁・国土交通省・環境省)	
23	自然公園等の施設整備に係る予算の確保	122
	(環境省)	
24	文化・スポーツの振興	123
	(内閣官房・総務省・財務省・文部科学省・文化庁・スポーツ庁)	
25	女性の活躍推進事業への支援の拡充	126
	(内閣府・厚生労働省)	
26	地域医療再生のための総合的な政策の確立	128
	(厚生労働省)	
27	医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等	130
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
28	病院事業に係る地方財政措置の拡充	133
	(総務省)	
29	在宅医療の推進	134
	(総務省・厚生労働省)	

30	地域包括ケアシステムの構築支援	136
	(総務省・厚生労働省)	
31	自殺対策の充実	138
	(厚生労働省)	

## V 岩手とつながる

32	観光振興に資する社会資本整備等への支援	140
	(法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)	
33	文化遺産や大規模イベントを活かした誘客の取組への支援	143
	(内閣官房・総務省・財務省・文部科学省・文化庁・観光庁・環境省)	
34	多文化共生社会の実現に向けた取組の推進	146
	(内閣官房・内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・文部科学省・経済産業省・国土交通省)	

## その他省庁別要望事項

内閣府	150
復興庁	150
総務省	150
文部科学省	150
文化庁	151
厚生労働省	151
農林水産省	154
林野庁	154
水産庁	154
経済産業省	154
環境省	155
原子力規制委員会	155

# 東日本大震災津波等からの復興と 地方創生の推進に当たっての提言・要望書

東日本大震災津波から10年が経過し、本県においては、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行いながら、復旧・復興事業に全力で取り組んでいるところであり、ハード事業を中心に、復興事業は着実に進捗しています。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税による財政措置、復興特区制度などの手厚い措置を講じていただいたところです。

加えて、応急仮設住宅での生活の長期化に伴う心と体のケアの問題や、災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成などの課題、なりわいの再生を図る上で欠くことのできない人材の確保など、復興のステージに応じた課題にも柔軟に対応できる制度を創設していただけてきたところです。

本県では、平成31年3月に新しい総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、「お互いに幸福を守り 育てる希望郷いわて」の実現に向けた取組を推進しています。

この県民計画において、東日本大震災津波からの復興については、その柱として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」を掲げ、東北の復興と再生の原動力となる国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進しながら、より良い復興、「ふるさと岩手・三陸の創造」に、全力で取り組んでいます。

東日本大震災津波からの復旧・復興事業に全力で取り組んでいる中、平成28年台風第10号や令和元年東日本台風の発生により、被災地に二重、三重の被害がもたらされました。こうした度重なる災害による復興の長期化は、県民生活に非常に大きな影響を及ぼすことから、台風災害からの復旧・復興についても、最優先で取り組んでいます。

復興と並ぶ本県の喫緊の課題が地方創生です。

本県では、地方版まち・ひと・しごと総合戦略である「岩手県ふるさと振興総合戦略」の成果と課題等を踏まえ、令和2年3月に、「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」を策定し、「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」「岩手とつながる」の4つを柱に、岩手への新しい人の流れを生み出すための取組を進めているところです。

本県における復興と地方創生の推進には、復興に必要な予算の確保や、地域特性に応じた取組を推進するための財源の確保などが不可欠であり、国におかれては、今後も引き続き、これらの課題に全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

## 1 復興の推進に必要な予算の確保

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところであり、令和2年7月には、令和3年度以降5年間の財源フレームが復興推進会議で決定され、令和7年度までに必要となる国費が確保されたことにより、令和3年度以降5年間に予定されている被災地の復旧・復興に必要な事業が実施可能となったところです。

また、国の令和3年度予算においては、こころのケアの支援やコミュニティの形成、なりわいの再生に向けたグループ補助金や水産資源の回復をはじめとした水産業の復興に向けた支援など、被災地の復興に必要な取組を継続することが可能となったところです。

今後においても、復興の推進に必要な予算の確保と被災地のニーズに対応するための地方創生関係交付金の活用が必要となることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 復興の推進に必要な予算の確保

国においては、令和2年7月に決定された「令和3年度以降の復興の取組について」に基づいて、復興の推進に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

#### 2 被災地のニーズに対応するための地方創生関係交付金の柔軟な運用

被災地方公共団体において、地方創生施策を活用し、被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生関係交付金の柔軟な運用を要望します。

**【現状と課題】**

**1 復興の推進に必要な予算の確保**

- 国においては、令和2年7月に令和3年度以降5年間（第2期復興・創生期間）の復興の取組の枠組みを決定し、「第2期復興・創生期間」における復旧・復興事業費として全体では1.6兆円程度、そのうち岩手県分としては0.1兆円程度を見込んでいるところ。  
これは、岩手県・市町村が必要と見込んでいる事業規模と概ね一致。  
また、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は合計で32.9兆円程度と見込まれるが、財源もこの事業規模に見合うものと見込まれる。
- 今後も、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』に掲げられている各分野の取組が実施されるよう、必要な予算の確実な措置が必要。

**2 被災地のニーズに対応するための地方創生関係交付金の柔軟な運用**

- 国では、『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、人口減少や産業空洞化といった被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要であるとしているところ。
- 被災地においては、宅地造成後のまちのにぎわいの創出や移転元地の利活用に向けた取組を含め、今後も取り組むべき課題もあることから、被災地方公共団体が地方創生関係交付金を活用して被災地のニーズに柔軟に対応できるよう、復興交付金の効果促進事業に類した柔軟な運用を設けるなど、真に使い勝手の良い制度とすることが必要。

**【県担当部局】** 復興防災部 復興推進課  
ふるさと振興部 市町村課

## 2 被災地復興のための人的支援

復興に係る人的支援とその財源措置については、平成 28 年度から 5 年間、引き続き職員派遣に要する経費を震災復興特別交付税の対象としていただくなど、特別の支援をいただいているところです。

また、『「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、「第 2 期復興・創生期間」においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用など、必要な人材確保対策に係る支援を継続することが示されたところです。

復興を完遂させるためには、各分野において専門的知識を有する人材が必要であり、また、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保は重要な課題であることから、その人員確保について、次のとおり要望します。

### ＜ 要 望 事 項 ＞

#### 1 人的支援の総合的な調整等に係る取組の継続

復興を完遂させるためには、引き続き復興に必要な人員を十分に確保する必要があることから、全国の地方公共団体等からの人的支援の総合的な調整について、復興事業が完了するまで取組を継続するよう要望します。

また、独立行政法人や民間企業を退職した者の任期付職員としての採用や、被災地方公共団体と国（国家公務員）との人事交流が必要な場合もあることから、適切な支援が行われるよう要望します。



【現状と課題】

1 職員確保の状況

- これまで、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請等に取り組んできたが、正規職員を中心に、土木職の採用が困難な状況にあるなど、復興事業の完了に向けて引き続きマンパワーの確保が必要。
- 陸前高田市や大槌町では、一部の復興事業が令和4年度以降に及ぶ見込み。

《岩手県における職員確保状況（特別募集除く）》 (各年度4月1日現在)

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	(参考) 欠員数
H30	168人	46人	101人	127人	442人	▲93人
H31	158人	36人	62人	148人	404人	▲81人
R2	174人	19人	46人	130人	369人	▲46人
R3	187人	4人	13人	130人	334人	▲15人

《市町村における職員確保状況》 (各年度4月1日現在)

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H30	586人	546人	▲40人	93.2%
H31	429人	410人	▲19人	95.6%
R2	320人	320人	0人	100.0%
R3	74人	73人	▲1人	98.6%

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、都道府県による代行採用・派遣や被災市町村の独自採用により確保しているが、技術職員の応募が少なく、市町村において苦慮。
- 派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費については、一部が震災復興特別交付税の対象。

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課  
総務部 人事課

### 3 移転元地の利活用に向けた措置

市町村が進めてきた防災集団移転促進事業による高台移転は、全ての事業箇所宅地造成工事が完了し、住まいの再建が進められました。一方、被災地では、同事業により市町村が買い取った土地（以下「移転元地」という。）の利活用について、様々な課題を抱えています。

移転元地の利活用促進については、計画段階から土地活用等の段階までのハンズオン支援が行われているほか、利活用する区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される登録免許税を免除する等の措置を講じていただいているところですが、「第2期復興・創生期間」以降も各地域の実情に応じた復興まちづくりを推進するため、移転元地の利活用に向けた取組を引き続き支援するよう、次のとおり要望します。

#### 《 要 望 事 項 》

##### 1 移転元地の集約や整地に要する費用への支援

被災市町村のまちづくりの円滑な推進に向けて移転元地の利活用をより一層進めるため、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用への支援を要望します。

##### 2 移転元地への産業立地の促進支援

被災地の「なりわいの再生」を一層進めるため、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、復興特区における国税の特例措置や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等による設備投資や雇用等に対する支援の継続・拡充を要望します。

## 【現状と課題】

### 1 移転元地の集約や整地に要する費用への支援

- 防集移転元地及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとともに、多くの場合、公有地と私有地が混在している状況。
- 復興まちづくりの拠点及びその周辺地域に、そのままでは利活用し難い状態の移転元地が点在していること。
- 利活用に興味を示す企業はあっても、整地等が行われていない移転元地の現状を見て、二の足を踏む例があること。
- 市町村では、移転元地の利活用に向けて取り組んでいるものの、点在する土地の集約や他事業での整地に係る関係者との調整、財源の確保に苦慮しているところ。
- 国では、『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生施策等の活用が重要であるとしているところであるが、地方創生関係交付金は、用地取得及び造成に要する経費は原則対象外とされている。
- 移転元地の利活用は、地域のなりわい・にぎわいの再生に資することはもとより、安全衛生、維持管理、そして国土の有効活用の観点からも重要な課題。
- 市町村において、地域住民の合意を得て策定した土地利用計画に基づく事業の実施にあたり、事業用地の整形化が不可欠のため、隣地との段差が生じている土地の整地等に係る費用が必要。

### 2 移転元地への産業立地の促進支援

- 事業者への支援としては、復興特区における国税の特例措置や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金などの制度があり、新たな設備投資や雇用に活用されている。
- また、移転元地を対象として、復興庁において「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」を実施し、土地の利活用への支援が行われている。
- 移転元地への産業立地を促進するためには、これらの取組や、施設立地に係る金融支援等による支援の継続・拡充が必要。

#### 《参考1》 移転元地の利活用に向けた市町村の検討状況

(令和3年1月末現在)

買取対象面積	活用決定済	未活用
328.6ha	195.1ha (60%)	133.5ha (40%)

※ 防集事業実施7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）とりまとめ

#### 《参考2》 移転元地の利活用が進まないことによる支障の例

- 嵩上げた周辺部との間に段差が生じていることから、付近を通行する住民にとって危険であるほか、雨水がたまることにより害虫等が発生するおそれがあること。
- 公有地と私有地が不規則に混在し、家屋基礎や地下埋設物等が残っていることから、草刈り等の維持管理を行う場合にも多額の経費を要すること。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

## 4 国際リニアコライダー（I L C）の実現

国際リニアコライダー（I L C）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、I L Cは国や地域、言語、宗教などの隔てなく、世界中の研究者、技術者が結集するアジア最大の拠点的研究施設であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。特に、建設候補地である東北では、I L Cの建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されます。これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、「新しい東北」の扉が開かれ、ひいては日本の成長にも貢献できるものと確信しており、令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際にも、I L Cは「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議が衆参両院でなされたところです。

政府においては、平成31年3月のI L C計画に関する見解に沿って、文部科学省が海外パートナー国との国際分担等について、アメリカ、ヨーロッパ各国との議論を進められており、関係省庁においても、地方創生や復興など様々な観点から実現に向けて検討されるなど、積極的な取組をいただいているところです。

国際的には、既にI L Cに対する支持を表明しているアメリカに加え、令和2年6月に更新された欧州素粒子物理戦略において、ヨーロッパの協力姿勢が明確に示されました。同年8月には、世界の研究者コミュニティによるI L C国際推進チームが発足し、I L C準備研究所の設立に向けた活動を進めています。については、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 国際リニアコライダー（I L C）の実現

I L Cの日本での実現を目指し、令和4年度のI L C準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること。また、I L Cを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう要望します。

**【現状と課題】**

- 平成31年3月、日本政府が初めてILC計画への関心を表明し、以降、米欧との意見交換を継続している。
- 令和2年1月、「日本学術会議マスタープラン2020」において、ILC計画は学術大型研究計画に選定された。
- 令和2年6月、「欧州素粒子物理戦略」において、「ILC計画のタイムリーな実現はこの戦略に適合するものであり、その場合、欧州の素粒子物理学コミュニティは協働することを望む」と明記された。
- 令和2年8月、世界の研究者コミュニティによる「ILC国際推進チーム」がKEKを拠点に発足。ILC準備研究所の設立に向け、1年から1年半の予定により、活動を開始。
- 以上のことから、時機を逃すことのないよう、積極的な対応が必要。



**【参考事項】**

- ILC計画に関する費用について

項目	費用 (億円)	国際分担案 (KEK国際ワーキンググループ答申 (2019.10))
●本体及び測定器建設経費	7,355~8,033	
(1)本体建築費	6,350~7,028	(次による)
土木建築	1,110~1,290	ホスト国が負担
加速器本体	4,042~4,540	メンバー国で分担
労務費	1,198	土木建築費分はホスト国、加速器本体分は参加メンバーで分担
(2)測定器	1,005	メンバー国で分担
測定器本体	766	—
労務費	239	—

●年間運転経費	366~392	国際的に分担することを、建設にあたって政府間で合意しておくべき
光熱水料、保守	290~316	—
労務費	76	—

○ これまでに算定・公表された経済波及効果の例

	経済波及効果	試算の条件等
文部科学省有識者会議 (H30. 5)	約 2.4 兆円～ 約 2.6 兆円	建設 10 年＋運用 10 年 トンネル延長 20km 計画
岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会 (H30. 7)	約 6.1 兆円	建設 10 年＋運用 10 年 トンネル延長 20km 計画

※ 岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会 (H30. 7) の経済波及効果は、文部科学省有識者会議 (H30. 5) での試算（「直接的な建設及び活動効果」、「イノベーション創出」）に、「基盤技術の発展利用（加速器関連産業の波及効果）」、「世界とつながる地方創生（民間投資（住宅、オフィス、居住者等の消費支出等）」、「社会課題解決等の可能性（新技術、新製品開発等）」の試算を加えているもの。

≪ I L Cに関する国内外の動向≫

平成 25 年 8 月	日本の研究者で組織される立地評価会議は、I L C の国内候補地について詳細な評価を行い、北上サイトが最適であると発表
平成 26 年 5 月	文部科学省は、「I L C に関する有識者会議」を設置し検討を開始。平成 27 年 6 月にこれまでの議論を中間取りまとめ
平成 28 年 5 月	日米政府間ディスカッショングループ設置合意
平成 28 年 12 月	「リニアコライダー・ワークショップ (LCWS) 2016」において、初期投資を抑えて段階的に I L C を整備することが研究者間で大筋合意
平成 29 年 11 月	国際将来加速器委員会 (ICFA) において、I L C 計画見直し案を承認
平成 29 年 12 月	文部科学省有識者会議が開催され、I L C 計画の見直しについて検討し、見直し後の I L C 計画についての検証を行うため、「素粒子原子核物理作業部会」と「技術設計報告書検証作業部会」を再設置
平成 30 年 12 月	日本学術会議が文部科学省に「国際リニアコライダー計画の見直し案に関する所見」(回答)を提出
平成 31 年 2 月	日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会の経済 3 団体が「国際リニアコライダー誘致に関する意思表示への期待」を共同声明発表
平成 31 年 3 月	ICFA の会議において、日本政府が初めて I L C 計画に対する前向きな関心を示す意思を表明
令和元年 5 月	KEK において、国際分担等を検討するワーキンググループを設置。同年 10 月に提言を公表
令和元年 7 月	日仏、日独の政府間ディスカッショングループの設置合意
令和元年 11 月	LCWS 2019 が仙台市で開催され、海外研究者らが I L C 実現に向けた「仙台宣言」を発表
令和 2 年 1 月	日本学術会議マスタープラン 2020 において、I L C 計画が学術大型研究計画に選定される

令和2年2月	I C F A会議において、日本政府が平成31年3月以降の取組（米欧との意見交換の実施）や現状認識等について発表し、改めてI L Cへの関心を表明した
令和2年2月	I C F Aは、日本にI L Cがタイムリーに建設されることを望む声明を発出。また、準備段階への移行のため、I L C国際推進チームの設立を提言
令和2年2月	K E Kにおいて、I L C計画を文部科学省が策定するロードマップ2020に申請（3月取り下げ）
令和2年5、6月	復興庁設置法等の一部改正の成立に際し、衆参両院の東日本大震災復興特別委員会において、I L Cは「新しい東北」に資するものとして、誘致について検討等を求める附帯決議がされる
令和2年6月	欧州素粒子物理戦略で最優先のコライダーとして「ヒッグスファクトリー」が盛り込まれ、I L Cは戦略に適合しており、タイムリーに進めば欧州はI L Cに協力するとされた
令和2年8月	「I L C国際推進チーム」がK E Kを拠点に発足。1年から1年半の期間、I L C準備研究所の設立に向けた活動を行う
令和2年8月	「東北I L C事業推進センター」が発足。I L C建設準備期間への移行を見据え、実務レベルでの検討を行う
令和2年10月	A W L C 2020において、米国政府がI L Cに対する強い関心や支持、国際協議継続の姿勢を表明した
令和3年3月	L C W S 2021において、I L C国際推進チームによる準備研究所に関する提案書の検討状況等が報告された

【県担当部局】 I L C推進局 事業推進課

## 5 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の経費については、東京電力ホールディングス株式会社への賠償請求を行っているところですが、対策に多額の経費を要している状況にあることから、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

また、令和3年4月に、「東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定されたところですが、この基本方針の決定については、国内外の理解が十分に得られていない中での決定であることから、国が責任をもって関係団体や自治体等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じるよう要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に誠実に対応し同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

#### 2 多核種除去設備等処理水の処分に関する丁寧な説明と慎重な対応

令和3年4月に、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水について2年後を目途に海洋放出とする基本方針が決定されたところです。

この基本方針の決定については、国内外の理解が十分に得られていない中での決定であり、安全性や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く示されていることから、本県においても、国が責任をもって水産業を始めとする関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう要望します。



### 3 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

民間事業者の出荷制限等による直接的な被害に加え、生産・販売の回復や風評被害による消費者の信頼回復への対応などを含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償を被害の発生する限り完全かつ速やかに行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

#### 【現状と課題】

#### 1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

- 県及び市町村は、東京電力に対し、十二次にわたり総額 14,862 百万円の損害賠償請求を行い、支払合意額は 12,675 百万円 (85.3%) となっているところ (令和 3 年 3 月末現在)。
- 国の中間指針は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

#### 《具体例》

- ・ 地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外 (住民への広報、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持込食材検査費用、道路側溝汚泥の一時保管場所整備費等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律に賠償対象外として整理)
  - ・ 空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定
- 平成 26 年 1 月、東京電力との直接交渉のみではこれ以上の交渉の進展が期待できないと判断。県と市町村等が協調して原子力損害賠償紛争解決センター (ADR センター) へ和解仲介の申立てを実施。
  - ADR センターの提示した和解案に基づき、平成 27 年 1 月に県と東京電力の和解が成立したが、東京電力は和解成立後に請求した費用についても一部の賠償を拒否したことから、平成 28 年 3 月以降、県と 34 の市町村・一部事務組合などが 2 回目となる ADR センターへの和解仲介の申立てを実施 (その後、3 団体が申立てを取下げ)。
  - 2 回目の和解仲介申立てでは、県の申立てについて平成 30 年 1 月に和解が成立。市町村等の申立てについては、30 団体で和解が成立した。
  - 引き続き市町村等と協調し、令和元年 7 月以降、県及び 22 市町村等が 3 回目となる ADR センターへの和解仲介の申立てを実施し、現在審理中。

## 2 多核種除去設備等処理水の処分に關する丁寧な説明

- 令和3年4月13日(火)、関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水(以下「処理水」という。)の処分に關する基本方針が、次のとおり決定。

### (1) 具体的な処分方法

2年後を目途に福島第一原発の敷地から処理水を放出する準備を進める。

#### ア 風評を最大限抑制する処分方法

- ① トリチウム 濃度：国の規制基準の1/40（WHO飲用水基準の約1/7）まで希釈  
総量：事故前の管理目標値（年間22兆ベクレル）以内
- ② その他核種 規制基準を下回るまで2次処理し、更に大幅に希釈

#### イ 海洋モニタリングの徹底

放出前後の処理水のトリチウム濃度を監視するモニタリングを強化。地元自治体・水産業者等も参画。

### (2) 風評影響への対応

#### ア 国民・国際社会への理解醸成

処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信（国際原子力機関（IAEA）等とも協力）

#### イ 生産・加工・流通・販売対策

漁業関係事業者への支援（設備導入等）、地元産品の販路開拓・販売促進、観光誘客促進等の支援 等

#### ウ 損害賠償

対策を講じて生じる風評被害には、被災者に寄り添う丁寧な賠償を実施

### (3) 将来に向けた検討

関係閣僚会議による新たな会議を設置し、基本方針に定めた事項の実施状況をフォローアップし、必要な追加対策を機動的に実施

## 3 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

- 東京電力は、民間事業者への損害賠償の実施に当たり国の中間指針に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用が散見され、被害者が十分な賠償を受けられない状況。また、賠償請求に当たり大量の書類の提出を要すること等について、手続の簡素化が求められている。

### 《制限的な運用の例》

- ・ 平成24年3月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個別事情への対応が不十分
- ・ 本県農林水産物等の風評被害について、中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められたにもかかわらず、平成25年4月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施
- ・ 被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打ち切り
- ・ ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象として明示がないことをもって賠償請求を拒否
- ・ 逸失利益の算定に關して、賠償対象地域以外の地域から仕入れた原料が含まれる場合、その含まれる割合によって賠償額を減額
- ・ しいたけ原木として出荷できなくなった立木に係る財物賠償について、賠償対象を避難指示区域か否かを問わず福島県内に限定
- ・ 出荷制限等により減少した販売額を企業努力により回復させた場合、当該回復分を賠償額から控除
- ・ 津波で流された提出不可能な書類や、原発事故との因果関係を厳密に証明するための書類の提出を要求

## 6 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う除染や廃棄物処理に係る費用を措置していただいたところですが、依然として除去土壌や廃棄物等が大量に保管されており、この処理のために国において財政措置の継続、拡充等を図るよう、次のとおり要望します。

### 〈 要望事項 〉

#### 1 農林業系副産物の処理

農林業系副産物の処理に複数年を要する市町村があることから、「第2期復興・創生期間」においても引き続き処理を実施する市町村に対し、処理が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講じるよう要望します。

#### 2 汚染状況重点調査地域への財政措置

汚染状況重点調査地域においては、道路側溝汚泥等の撤去に当たり、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を講じるよう要望します。

#### 3 除去土壌の処理基準の策定

除染により発生した土壌や道路側溝汚泥の処理に向けて、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望します。

#### 4 住民不安の解消

除染により発生した土壌や廃棄物等の処理、一時保管施設の整備に当たっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処理

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 12,900 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル（8,000Bq/kg 以下）に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。

また、処理に当たり、一時保管施設の整備、前処理、焼却炉の老朽化、最終処分場の残余容量のひっ迫等が課題。

＜農林業系副産物の保管量等（R3.1 末時点）＞

	発生量（t）	処理済み量（t）	保管量（t）	進捗率（%）
牧草	20,499.2	19,035.6	1,463.6	92.9
稲わら	573.6	190.3	383.3	33.2
堆肥	7,038.6	2,505.6	4,533.0	35.6
ほだ木	31,082.0	24,594.6	6,487.4	79.1
合計	59,193.4	46,326.1	12,867.3	78.3

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

- 汚染状況重点調査地域の汚染土壌や道路側溝汚泥について、発災当初、空間線量率が基準値より低かったとの理由で一時保管設備の設置等への財政支援を受けられず、現場での処理が滞っている。

＜道路側溝汚泥撤去状況等（R3.3 末時点）＞

	要撤去箇所数	撤去箇所数	未撤去箇所数	進捗率（%）
一関市	23	16	7	69.6
奥州市	30	3	27	10.0

- 放射線量低減対策特別緊急事業費補助（環境省）を拡充する等により、本県の汚染状況重点調査地域内の除染実施区域外における高濃度の汚染土壌や道路側溝汚泥を処理していただきたいこと。

- 空間線量率が基準（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）を下回り、国による除染対象外となった福島県の道路側溝汚泥について、国（復興庁）においては、福島再生加速化交付金の対象として、当該汚泥等の除去に加え、除去費用の半分を補助し、残り半分は震災復興特別交付税を充て、市町村負担をゼロとすることとしたところ。（平成 28 年 9 月 30 日政府発表）

福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講じていただきたいこと。

### 3 除去土壌の処理基準の策定

- 放射性物質汚染対処特措法において、除去土壌の処理基準を定めることになっているが、未だ基準が示されておらず、現場での処理が滞っている状況。

<汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量及び箇所数（R3.3 末時点）※>

汚染状況重点調査地域	現場保管量（m <sup>3</sup> ）	箇所数
一関市	19,971	214
奥州市	4,634	90
平泉町	1,944	11
計	26,550	315

※出典：環境省 HP「除染情報サイト」公表資料

<補足：汚染状況重点調査地域の側溝汚泥の現場保管量及び箇所数（R3.3 末時点）>

汚染状況重点調査地域	現場保管量（t）	箇所数
一関市	60.8	16

令和2年12月15日 除去土壌の処分に関する検討チーム会合説明

- ・ 除去土壌の埋立処分基準検討のため行っている実証事業を今後も引き続き継続しながら、その結果を踏まえ、埋立処分基準の作成を進めて行く。

### 4 住民不安の解消

- 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらず、コミュニケーションが図られていないこと、除去土壌や道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないこと等から、住民不安の解消につながっていない状況。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、環境保全課

## 7 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応

原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応については、生産再開を目指す生産者への支援、放射性物質検査に係る経費負担、消費者等に対する農林水産物の安全性に関する情報発信や消費拡大の取組など、これまで様々な支援をいただいたところです。

しかし、依然として、原木しいたけをはじめ、農林水産業への影響は払拭されていないことから、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 原木しいたけ等の産地再生対策の充実

- (1) 産地再生に不可欠な原木の安定供給を図るため、しいたけ原木の購入経費等への支援を継続するとともに、原木の供給体制の強化や原木林の再生など、総合的な対策を実施するよう要望します。
- (2) 経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払への支援や、産地再生に向けて取り組むための掛かり増し経費について、損害賠償対象とするための支援を継続するよう要望します。
- (3) 生産者の意欲を高めるため、原木しいたけの安全性に係る正確な情報発信等を行うとともに、産地が行う情報発信やPR活動等の取組について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 しいたけ原木の安定供給に向けた支援

- 県南部の原木林は、放射性物質の影響で使用できない状態。一方、県北部の原木林は、使用可能であるものの、原木の伐採・運搬に係る担い手の不足や、他県への移出量が増加したことにより、県内への供給が不足し、原木価格の高騰が続いている状況。

【しいたけ原木価格の状況】

(単位：円/本)

震災前 (H20-22 平均)	R2	
181 (県平均)	332 (県平均)	425 (一関地域)

- 国は、放射性物質影響対策として、しいたけ原木の購入経費支援を実施しているが、しいたけ原木価格の高騰を抑制していくためには、県内への原木供給量の増加につながる支援など、追加的な対策が必要。
- また、放射性物質により汚染された原木林の再生のための更新伐の継続や原木林の放射性物質調査への支援など、将来的なしいたけ原木の確保に向けた継続的な対策が必要。

2 損害賠償の十分かつ速やかな支払に向けた支援

- 産地再生に向けて、生産者が安定して生産に取り組むことができるよう、原木価格の高騰による掛かり増し経費等について、東京電力による十分かつ速やかな賠償金の支払が必要。
- また、原発事故前の生産量を取り戻し、産地の再生を実現するためには、東京電力による損害賠償の対象外とされている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても、損害賠償の対象となるよう継続的な働きかけが必要。

【原木しいたけ生産量の推移】

(単位：t)

区分	H22	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1/H22
乾しいたけ	201	94	77	78	71	91	77	38.3%
生しいたけ	386	200	169	187	161	154	156	40.4%

3 原木しいたけのPR活動等への支援

- 国の出荷制限が指示されている 13 市町では、これまでに 210 名の生産者が出荷制限の一部解除を果たしており、今後も、出荷制限が一部解除された生産者が増えていく見込み。

【原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の一部解除者の状況（令和3年3月末現在）】 (単位：名)

解除時期	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
解除者数	58	74	39	16	17	3	3
累計	58	132	171	187	204	207	210

- 生産者の生産意欲を高めるため、県産原木しいたけの安全確保の取組等に対する消費者等の理解増進が必要。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

## 《 要 望 事 項 》

### 2 水産物被害等への対応

水産物の放射性物質検査について、引き続き、国が全面的に経費を負担し、実施するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 水産物の放射性物質検査の実施

- 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者、国際社会に対して正確な情報提供を行うため、引き続き、放射性物質検査の実施が必要。
- 都道府県の管理水域を越えて移動する回遊性魚種等については、国の主導による広域的な検査体制の維持が必要。

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課



## 《 要 望 事 項 》

### 3 農林水産物の安全性に係る情報提供等の継続

- (1) 放射性物質の影響への不安により、岩手県産の食品の購入をためらう消費者が見られることから、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、生産者団体等による販路の回復・拡大等の取組に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 消費者庁による「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第14回）」では、放射性物質による影響への不安から、食品購入をためらう産地を「岩手県・宮城県・福島県」と回答した人が、令和3年2月時点で、未だに6.1%存在。

県産農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解していただくため、継続して的確な情報の発信に取り組むことが必要。

《岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合》

調査時期	H25.2	H25.8	H26.2	H26.8	H27.2	H27.8	H28.2	H28.8	H29.2	H29.8	H30.2	H31.2	R2.2	R3.2
割合 (%)	14.9	13.0	11.5	12.9	12.6	11.7	10.1	10.6	9.9	8.1	8.0	7.7	6.4	6.1

※出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」

- これまで、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）」等を活用し、失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。令和3年度から、本交付金（東日本大震災復興特別会計）の対象が福島県のみとなったことから、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」の活用に移行し、一定の財政負担のもと取組を実施している。原発事故の影響が長期化する中、県、市町村、生産者団体等においては、継続的な取組が必要であり、今後も財政面での支援が不可欠である。

《「地方消費者行政推進交付金」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況》

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業実施主体数	58	30	24	26	29	16	17	1
助成金額合計(千円)	21,472	22,078	22,258	21,096	14,284	13,493	12,809	2,920

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏との往来が制限されたことから、事業申請は14件あったが、1件のみの実施となった。

【県担当部局】農林水産部 流通課

## 《 要 望 事 項 》

### 4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している韓国、中国等の政府及び台湾の行政府に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 岩手県産の水産物等については、明確な科学的根拠が示されないまま、韓国政府等による輸入停止措置や、台湾行政府等による輸入規制強化措置が講じられていることは、東日本大震災津波からの復興に取り組む本県水産業に影響を及ぼすことから、諸外国に対して、放射性物質検査に基づく安全性確保の取組等を的確に情報発信し、信頼性の回復を図ることが必要。
- また、韓国、中国等の政府及び台湾の行政府は、日本産の農林水産物等を輸入する際の規制として、日本国内の輸出事業者に対して、政府作成の放射性物質検査証明書等の添付を求めているが、事業者の手間やコストが嵩むことから、その負担軽減を図るため、関係諸外国の政府に対して、規制が早期に解除されるよう強力な働きかけが必要。

《岩手県に係る各国・地域の輸入規制状況（令和3年5月28日現在）》

輸入規制状況	該当国・地域数	主要国・地域名（品目名）
輸入停止	2カ国	韓国（全ての水産物等）、米国（きのこ類等）
放射性物質検査証明書	4の国・地域	中国（野菜等）、台湾（水産物）、仏領ポリネシア（水産物等）等
産地証明書	5の国・地域	中国（野菜等）、台湾（全ての食品）等

※出典：農林水産省

【県担当部局】農林水産部 流通課

## 8 復興道路の全線完成

令和2年度までに、県内の復興支援道路は全線が開通し、復興道路は約9割が開通したところであり、企業立地やコンテナ取扱貨物量の増加等のストック効果が発現していることから、全線の開通により、更に大きな効果を発揮するものと期待しています。

引き続き、被災地の復興を牽引する復興道路について、整備を推進するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 復興道路の全線完成

三陸沿岸道路について、1日も早く全線完成するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### ○ 県内の復興道路等の進捗状況（令和3年3月末時点）

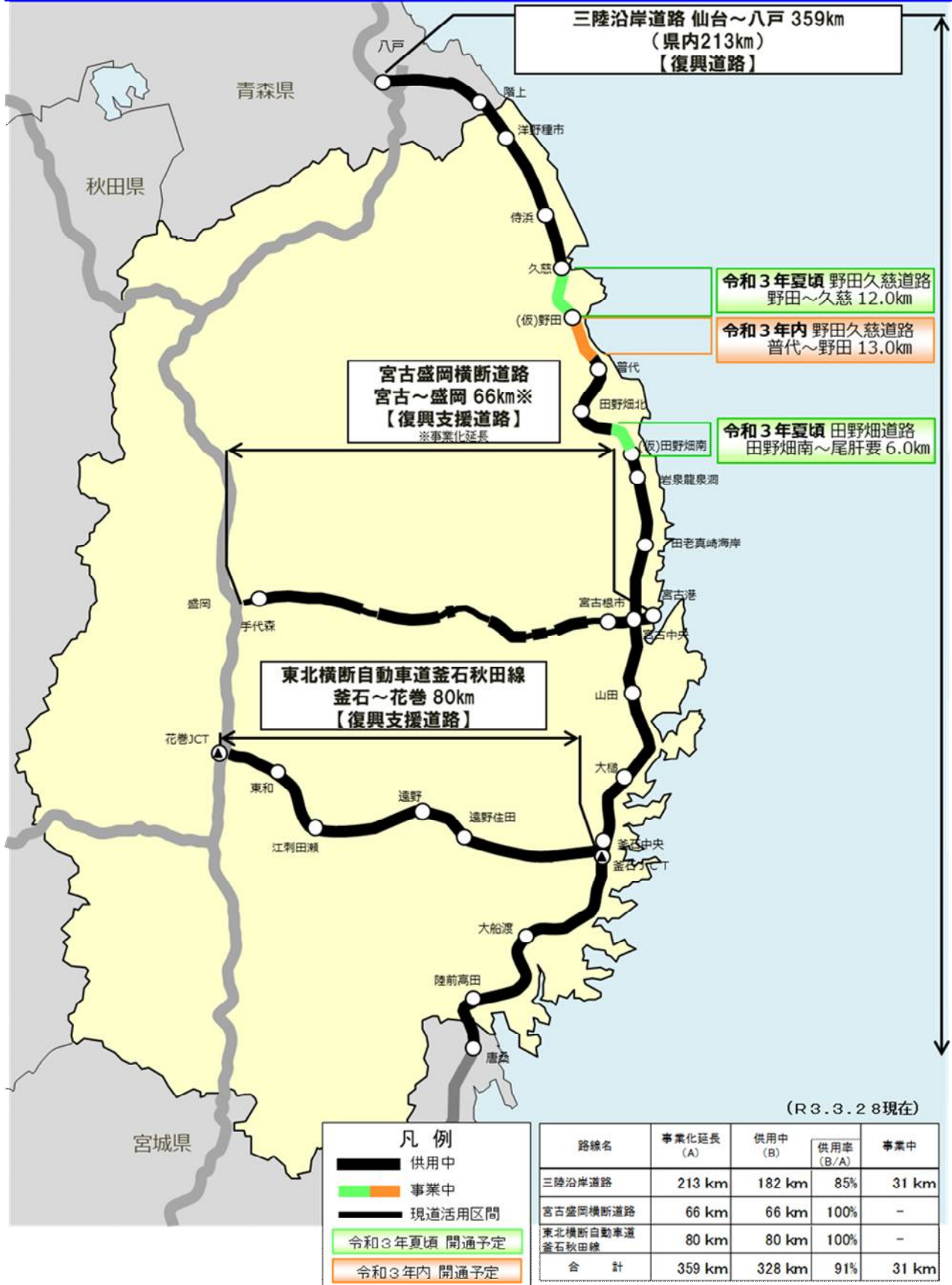
路線名	計画延長 (事業化延長)	開通済	供用率	事業中	備考
三陸沿岸道路	213km	182km	85%	31km	復興道路
宮古盛岡横断道路	66km	66km	100%	-	復興支援道路
東北横断自動車道 釜石秋田線	80km	80km	100%	-	〃
合計	359 km	328 km	91%	31 km	

##### ○ 県内の復興道路の開通予定

開通予定	路 線	区 間	延長
令和3年夏頃	三陸沿岸道路(野田久慈道路)	(仮称)野田IC～久慈IC	12km
	三陸沿岸道路(田野畑道路)	田野畑村大芦～田野畑	6km
令和3年内	三陸沿岸道路(野田久慈道路)	普代村第16地割～(仮称)野田IC	13km

- 平成28年に発生した台風第10号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能。
- 平成31年3月に東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通し、令和元年度の釜石港における利用企業数、一般貨物コンテナ取扱量は過去最多を記録するとともに、沿線の遠野市では、新たな企業立地や既存企業の事業拡大が進展。
- 宮古盛岡横断道路については、令和2年12月に約5kmの新区界トンネル等が整備されたことにより、同路線の最大の難所である区界峠が解消し、令和3年3月には全線が開通したことで、宮古市から盛岡市までの所要時間は約30分短縮。

# 岩手県内の復興道路等の概要



【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路建設課

## 9 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

東日本大震災津波の発災から10年が経過し、被災地では防潮堤や水門、道路等の復興事業が着実に進んでいますが、これらの復興事業が完了するまでの支援の継続が必要なことから、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設の整備、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等の復興事業について、事業が完了するまでの間、支援を継続するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 令和3年3月9日に『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』が閣議決定され、ハード事業について、やむを得ない事情により「第1期復興・創生期間」内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続することが明記。
- 併せて、災害復旧事業は事業が完了するまでの間の支援の継続、復興交付金については事業の完了に向けた所要の手続きの実施、社会資本整備総合交付金（復興）については「第1期復興・創生期間」の終了をもっての廃止及び一般施策への移行が行われることについて明記。
- 本県では、市町村のまちづくりと一体となった防潮堤、水門等の海岸保全施設、港湾施設や被災地の復興を牽引する道路等を整備しており、「第1期復興・創生期間」内にほとんどの事業は完了したが、一部の事業については、やむを得ない事情により用地取得、関連工事との調整等に時間を要したため、「第2期復興・創生期間」においても引き続き1日も早い完成に向けて取り組んでいる。
- 公共インフラの整備等のハード事業については、県民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させる必要があり、事業が完了するまでの間、支援の継続が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

## 10 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置

本県では、東日本大震災津波の際、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、津波警報等発表時における水門等操作員の安全確保を図るため、水門・陸閘自動閉鎖システム等の整備を推進しているところです。

このような中、平成30年12月に改定された「国土強靱化基本計画」においては、大規模地震想定地域における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化を推進するとともに、適切に維持管理していくこととしており、今後国内において広く普及していくことも想定されます。

については、こうした水門、樋門等の自動化、遠隔操作施設の整備による津波防災対策をより確実なものとするために、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置

水門、樋門等の自動化、遠隔操作施設による津波防災対策をより確実なものとするためには、施設整備後も適切な管理を継続していく必要があることから、これに係る維持管理費、修繕費及び更新費について財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波において水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、操作員の安全確保を図るため、自動閉鎖システムの整備等を推進する必要。
- 「津波対策の推進に関する法律」においても、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良に特に配慮して取り組むよう努めること、とされている。
- 国では、平成 30 年 12 月に改定された「国土強靱化基本計画」において、水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、適切に維持管理していくこととしており、今後大規模地震想定地域等において同様のシステム等の整備が見込まれる。
- 水門等の統廃合や常時閉鎖化等を行っても、なお、自動閉鎖システム等の整備が必要となる水門等は約 220 基となる見込み。

《震災前後の操作・運用比較》

(県管理海岸(国土交通省所管、農林水産省所管)、市町村管理海岸(農林水産省所管)の合計)

震災前					震災後 R2.3月現在		
施設数		削減	削減後 ①	新設※1 ②	施設数(①+②)		
	遠隔				常時閉鎖 等※2	遠隔※3	
773	35	約380	約400	約120	約520	約300	約220

※1) 新設：震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い新設となるもの

※2) 内訳(基)：フラップゲート化(約170)、常時閉鎖(約110)、その他(約20)

※3) 内訳(基)：自動閉鎖システム(約210)、既存システム(約10)

- 自動閉鎖システム等の整備に伴い、県の水門等の維持費は約5億円/年、更新費は約10億円/年を要する見込み。
- これらを確実に稼働させるためには、施設整備後も電気料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新費が必要となるが、現行の財政措置としては、整備費等一部の費用のみが交付金の対象とされている状況。

地方交付税制度においては、道路、河川、港湾、漁港等が基準財政需要額の算定項目とされている一方、水門や防潮堤等は対象とされていないことから、施設を確実に運用していくためには地方交付税等の財政措置が必要。

《自動閉鎖システム等の整備・運用に必要な費用と現行の財政措置状況》

区分	主な内容	現行の財政措置状況	
		有無	補助率等
整備費	・機械設備(開閉装置等) ・通信設備(遠隔監視制御装置、情報処理装置、衛星通信装置、光通信装置等) ・電源設備(配電・分電装置、非常用発電機等)	○	1/2(※1)
修繕費・更新費		○	1/2(※2)
維持管理費	・電気料 ・通信料 ・点検費用(保守定期点検、精密点検等)	×	—

※1 社会資本整備総合交付金(復興)、農山漁村地域整備交付金

※2 国土交通省所管：特定構造物改築事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業

農林水産省所管：農山漁村地域整備交付金(海岸保全施設整備)

【担当部局】 県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

## 11 広域防災拠点整備に対する財政支援

本県では、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、大規模災害時に支援拠点となる広域防災拠点施設の整備を進めています。

ついては、この整備に当たり、国においても必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 広域防災拠点整備に対する財政支援

広域防災拠点の整備について、既存施設の活用に加え、新たな施設等の整備も必要となることから、整備費への財政支援を講じるよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 本県では、平成25年2月に、広域防災拠点の整備に関する考え方を定めた「岩手県広域防災拠点整備構想」を策定し、広域防災拠点を、本県が被災した場合のみならず、隣接県等が被災地となった場合においても、自衛隊等の活動拠点や物資供給等の拠点として機能するものと定義。
- 平成26年3月には、広域防災拠点の配置箇所を定めた「岩手県広域防災拠点配置計画」を策定。既存施設の活用を前提とし、平成27年3月に策定した「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」において、各エリアで一定の条件（施設の安全性、非常電源設備の有無等）を満たしている施設について広域防災拠点として位置づけを行ったところ。
- 今後の同拠点の運用において、備蓄倉庫が手狭になっていることに伴う新たな備蓄倉庫の設置や、今後開発が見込まれ、導入を期待している通信設備（可搬型の小型衛星無線装置）など、新たな施設や設備が必要となることが予想され多額の事業費が見込まれるところ。

#### ＜広域防災拠点の種類と配置箇所等＞

種類	配置箇所	機能例	施設例
広域支援拠点 (県内全域の 災害に対応)	盛岡・花巻 エリア	支援部隊の支援 (自衛隊、消防、警察、 DMAT等)	滝沢総合公園、岩手県消防学校、 盛岡市アイスアリーナ、 花巻空港、岩手県産業文化センター 等
		支援物資の受入・分配	岩手県産業文化センター
		備蓄	岩手県消防学校
後方支援拠点 (前進基地)	二戸エリア	支援部隊の集結・宿泊	一戸町総合運動公園、二戸市文化会館 等
		備蓄	二戸市防災倉庫
	葛巻エリア	支援部隊の集結・宿泊	葛巻町総合運動公園、くずまき高原牧場
		備蓄	葛巻町社会体育館（機械室）
	遠野エリア	支援部隊の集結・宿泊	遠野運動公園
		備蓄	県遠野地区合同庁舎
	北上エリア	支援部隊の集結・宿泊	北上総合運動公園、森山総合公園
		備蓄	県北上地区合同庁舎



- また、災害応急対策に必要な機能を集約した新たな防災拠点施設（全ての機能を1箇所（施設・敷地）に集中して配置される大規模施設・敷地）の整備について、中長期的な課題に位置付けた上で、引き続き検討を進めていくこととしていることから、新たな防災拠点施設の整備（現在、分散配置している既存施設が将来的には、大規模な改修又は施設自体の老朽化により活用することが困難となる時期が到来することも想定されることから）に対する財政支援措置（支援制度）の創設が必要。

《参考1：本県の広域防災拠点整備の流れ》

年 度	実 施 項 目
平成 25 年度～26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域防災拠点配置計画及び災害備蓄指針の策定</li> <li>・ 災害備蓄指針の策定</li> <li>・ 広域防災拠点運用マニュアルの作成等</li> </ul>
平成 26 年度～30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域防災拠点の整備（既存施設を活用する場合、運用に支障がでないよう、衛星携帯電話を配備するほか、備蓄指針に基づく物資を備蓄）</li> </ul>
令和元年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄指針（平成 31 年 3 月改訂）に基づく物資の備蓄（保存期限が満了した備蓄物資の更新、組立式洋式トイレの備蓄等）</li> </ul>
令和 2 年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄指針（令和 3 年 3 月改訂）に基づく物資の備蓄</li> <li>・ 感染症対策物資（段ボールベッド、パーテーション、マスク、消毒液、非接触型体温計等）の備蓄等</li> </ul>

《参考2：広域防災拠点整備に要する事業費見込み》

① 既存施設を活用して整備する場合の事業費見込み（概算）

備蓄倉庫や通信設備等の整備には、1か所あたり5～7千万円程度を見込んでおり、県内4か所の整備とした場合、全体事業費として2～3億円程度が必要。

② 新たな防災拠点を整備する場合の事業費見込み（概算）

他県の例では、施設建設等の事業費として、概ね50～60億円程度を要しているところ。

【県担当部局】復興防災部 防災課

## 12 被災者の生活再建に対する支援

東日本大震災津波による被災者への支援については、これまで、国において災害救助法に基づく救助範囲を拡充するとともに、震災復興特別交付税により措置していただいているところです。

これにより、応急仮設住宅の補修費についても国費の対象とされたほか、当該交付税を原資とし、県及び市町村が独自に住宅再建支援施策等を講じるなどの被災者支援が行われているところですが、応急仮設住宅の供与期間の長期化や建築資材の高騰等に伴う課題も生じているところです。

このような課題に対応するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者の住宅再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金を工事単価の上昇に対応して増額するとともに、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援を拡大するよう要望します。

#### 2 個人の二重債務解消に向けた支援

被災前の住宅ローン等が生活再建の支障とならないように、法整備を含む新たな債務整理のための仕組みの構築などについて、国による積極的な対応を行うよう要望します。

### **3 災害援護資金貸付けの特例措置の延長及び円滑な事務処理の支援**

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）」に基づく災害援護資金貸付けの特例について、令和4年3月31日まで延長されたところですが、令和4年4月1日以降も延長するよう要望します。

また、本格的な償還時期を迎え、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれることから、支払猶予、償還免除などの運用基準や具体的な取扱事例を示すなど、円滑な事務処理について支援するよう要望します。

### **4 被災者生活支援を目的とした建築確認申請等手数料減免に対する財政支援**

被災者の住まいやなりわいの場再建支援を目的とした特定行政庁が行う建築確認申請手数料減免に対して、令和4年度以降も震災復興特別交付税の措置を講じるよう要望します。

併せて、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料減免についても国庫補助を行うとともに、特定行政庁と同様、手数料全額を国庫負担とするよう要望します。

### **5 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続**

東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、令和3年度以降もこれまでと同水準の補助事業が創設されたところです。

今後も、被災地の意見等を踏まえ、復興の取組として一律に期限を適用することなく、被災者の居住の安定確保に向けた支援が継続して実施されるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災者生活再建支援制度の拡充

- 現行制度では、全壊の場合、被災者生活再建支援金の支援額の上限は300万円であるが、住宅建設費が上昇していることもあり、住宅再建には不十分。

〔例：1,000万円の住宅を建てる場合〕

① 住宅取得に係る経費 1,000万円

② 支援制度による補助等 530万円

(内訳) 新築補助(バリアフリー仕様・県産材使用) 130万円\*最大

被災者生活再建支援金 300万円、被災者住宅再建支援事業 100万円

①-②=470万円(被災者自己負担額)

※ローンを組む場合、利子補給制度あり

- 工事単価(請負金額)の平均

(単位：万円/坪)

震災前			震災後								
			H25.2頃 (第1回)		H25.10頃 (第2回)		H26.7頃 (第3回)		H27.7頃 (第4回)		H27.12頃 (第5回)
3県 合計	49.1 万円	⇒ (UP)	52.7 万円	⇒ (UP)	54.7 万円	⇒ (UP)	55.9 万円	⇒ (UP)	57.3 万円	⇒ (UP)	57.5 万円
岩手県	100		106.6		109.1		113.2		116.9		116.9
	48.5 万円	⇒ (UP)	51.7 万円	⇒ (UP)	52.9 万円	⇒ (UP)	54.9 万円	⇒ (UP)	56.7 万円	⇒ (UP)	56.7 万円
宮城県	100		111.6		120.8		115.4		118.5		123.4
	47.5 万円	⇒ (UP)	53 万円	⇒ (UP)	57.4 万円	⇒ (DW)	54.8 万円	⇒ (UP)	56.3 万円	⇒ (UP)	58.6 万円
福島県	100		106.4		112.7		116		116		112.9
	51.2 万円	⇒ (UP)	54.5 万円	⇒ (UP)	57.7 万円	⇒ (UP)	59.4 万円	⇒ (UP)	59.4 万円	⇒ (DW)	57.8 万円

震災前			震災後								
			H28.10頃 (第6回)		H29.12頃 (第7回)		H30.12頃 (第8回)		R1.12頃 (第9回)		R2.12頃 (第10回)
3県 合計	49.1 万円	⇒ (UP)	58.1 万円	⇒ (UP)	59.4 万円	⇒ (UP)	60 万円	⇒ (UP)	61.6 万円	⇒ (UP)	61.9 万円
岩手県	100		117.9		119.6		122.9		124.9		125.2
	48.5 万円	⇒ (UP)	57.2 万円	⇒ (UP)	58.0 万円	⇒ (UP)	59.6 万円	⇒ (UP)	60.6 万円	⇒ (UP)	60.7 万円
宮城県	100		120.4		123.6		123.6		126.9		129.5
	47.5 万円	⇒ (UP)	57.2 万円	⇒ (UP)	58.7 万円	⇒ (DW)	57.8 万円	⇒ (UP)	60.3 万円	⇒ (UP)	61.5 万円
福島県	100		122.9		121.9		121.9		128.7		129.5
	51.2 万円	⇒ (UP)	62.9 万円	⇒ (DW)	62.4 万円	⇒ (UP)	62.9 万円	⇒ (UP)	65.9 万円	⇒ (UP)	66.3 万円

※ 出典：「被災三県の住宅復興に関する実態把握調査(第9回調査)～木造住宅生産体制に関するアンケート～」(一般社団法人岩手県建築士事務所協会)

※ 工事単価は、元請の木造住宅新築工事のもの(建替えを含む。)

## 2 個人の二重債務解消に向けた支援

- 恒久的住宅へ移行したものの、個人の住宅ローン等に関する二重債務問題を抱え生活再建が困難になるケースが想定されるところ。
- 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理は、令和2年12月30日現在で5,978件の相談に対し、成立件数は1,373件（うち岩手県365件）、23.0%と低調。また、そもそも債権者である金融機関の全ての合意が必要であり、私的整理という仕組みに限界。
- 法整備を求める請願が県議会に提出され、採択されているところ。

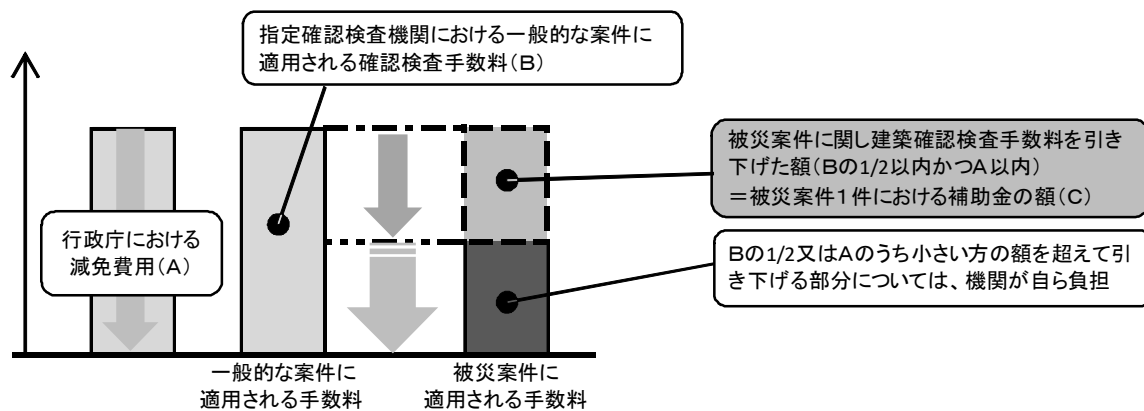
## 3 災害援護資金貸付けの特例措置の延長及び適切な事務処理の支援

- 東日本大震災に係る災害援護資金貸付けについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）」に基づき、貸付けを受けられる期間の延長及び償還期間等の特例延長並びに利率の引下げなどの特例措置が講じられているところ。
- 当特例措置の適用期間については、令和3年3月31日までとされていたところ、同月30日の政令改正により令和4年3月31日まで1年間延長されたところ。
- 本県における被災者へのこれまでの貸付件数及び金額は、それぞれ1,168件、30億2,560万円（令和3年3月末時点）に上り、貸付けの内訳をみると、住家の全壊、津波等による滅失流失、半壊による3類型で全体の9割を占めており、当該貸付金は、住宅再建の資金となる場合が多いと考えられるところ。
- 被災者の住宅再建について、諸手続きに時間を要し、令和4年3月31日までに完了しない可能性があることから、当該特例措置が同日で終了した場合、被災者の住宅再建などの生活再建に係る資金の調達が困難となるおそれがある。
- 本格的な償還時期を迎え、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれるが、国から支払猶予や償還免除などの運用基準や具体的な取扱い事例が示されていないため、事務処理に支障が生じていること。

## 4 被災者生活支援を目的とした建築確認申請等手数料減免に対する財政支援

- 東日本大震災津波から10年が経過し、本県では、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の実施に伴う住宅用地等の確保が進んでおり、被災者の住まいやなりわいの場の再建のため建築確認申請が続いているところ。
- 令和2年度に本県による手数料減免措置を受けて建築確認や完了検査の申請がなされた件数は122件で、現在においても減免制度が活用されているところであり、これまで同様、住まいやなりわいの場の再建への支援が必要。
- 今後も、被災者による建築物の再建・復旧が見込まれていることから、住まいやなりわいの場の再建を支援する建築確認申請等手数料減免の一貫性・公平性を確保するとともに、手数料減免を行う特定行政庁及び指定確認検査機関への財政支援が必要。

【参考：被災案件1件における補助金の額のイメージ図】



## 5 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

- 復興交付金事業として制度が創設された際、東日本大震災特別家賃低減事業は、対象期間 10 年間、補助率 3 / 4、災害公営住宅家賃低廉化事業は、対象期間 20 年間、補助率は最初の 5 年間で 7 / 8、それ以降は 5 / 6 とされた。
- 復興交付金の廃止に伴い、令和 3 年度からは、新たに補助事業が創設され、東日本大震災特別家賃低減事業は、対象期間 10 年間、補助率 3 / 4、災害公営住宅家賃低廉化事業は、対象期間 20 年間、補助率は最初の 5 年間で 7 / 8、次の 5 年間は 5 / 6、それ以降は、他の災害公営住宅と同じ水準である 2 / 3 としたうえで、復興庁の予算により引き続き支援されることとなった。
- 「第 1 期復興・創生期間」の末期に完成した災害公営住宅に入居する被災者の居住の安定を図るためには、今後も、新補助事業創設時と同水準による支援の継続が必要。

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課  
県土整備部 建築住宅課

## 13 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた支援

本県においては、災害公営住宅の整備や土地区画整理事業等による宅地造成が完了するなど、復興まちづくりが進んでおり、被災者が恒久的な住宅へと移行したことで、令和3年3月には、応急仮設住宅がすべて解消されたところです。

こうした中で、被災市町村においては、今後、復興まちづくりによる新たなまちの形成に合わせ、バス路線や接続拠点の見直し等による交通体系の再編を進めていく必要があります。

については、被災市町村において持続可能な地域公共交通ネットワークを構築できるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

- 1 地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置の継続**  
被災市町村においては、応急仮設住宅から災害公営住宅や高台団地などの恒久住宅への移行に伴い、被災者が新たな生活拠点に定着するまでは、補助路線の輸送量が不安定となり、路線維持が困難となるおそれがあるため、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまで、地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置を継続するよう要望します。
- 2 地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大等**  
被災市町村が新たなまちに合わせた持続可能な交通体系の構築を図ることができるよう、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線も対象にするなど新規性要件を緩和するよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置の継続

- 国は、幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対して運行欠損額の補助を行っているが、被災地域においては、輸送量 15 人以上の路線を対象とする補助要件を緩和する等の特例措置を令和 7 年 9 月まで実施。（応急仮設住宅の解消に伴い、本県では被災地特例の対象路線なし。）
- 平成 27 年度に特例措置の期間が延長された際に、対象路線について、応急仮設住宅を経由する路線とされ、経由しない路線については、激変緩和措置として、当分の間、輸送量 15 人未満の路線も対象とされている。本県においては、令和 3 年 9 月までは当該措置が講じられているが、10 月以降の適用は未定。（激変緩和措置が終了した場合に補助要件割れが見込まれるのは、8 路線）
- 激変緩和措置が終了した場合には、被災地域における路線の撤退が加速し、被災市町村の交通体系の構築に支障が生ずるおそれ。
- さらなる被災地の復興及び地方創生の基盤となる持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、少なくとも第 2 期復興・創生期間（令和 3～7 年度）においては、激変緩和措置を継続することが必要。

要件等	国庫補助路線 (被災地特例)	国庫補助路線 (激変緩和措置)	国庫補助路線 (通常)
実施期間	令和 3 年 9 月まで	当分の間	期限なし
対象路線	応急仮設住宅を 運行する路線	輸送量 15 人未満の路線	輸送量 15 人以上 150 人以下の路線
補助対象経費	事前算定方式 (前々年度の費用実績 及び収益実績から算出)	事前算定方式 (前々年度までの 3 年間の平均値 による費用及び収益から算出)	
補助の上限額	上限なし	予測費用の 9 / 2 0	
補助額の調整	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合区間分は減額調整</li> <li>・平均乗車密度 5 人未満の路線は減額調整</li> </ul>	

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大等

- 被災市町村では、特定被災地域公共交通調査事業を活用しながら、仮設住宅居住者等の生活交通を確保してきたところであるが、当該事業は令和 3 年 3 月で終了。

区 分	内 容
補助上限額	6,000 万円（定額） ※H26 年度から引上げ（H25 年度までは 4,500 万円）
事業内容	応急仮設住宅と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行（公共交通利用実態調査、デマンドタクシーや乗合バスの実証運行等）

- 国は、市町村の地域内公共交通の確保・維持を図るため、地域内フィーダー系統確保維持費補助により、バス事業者等に対して運行欠損額の補助を行っているが、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 被災地域から幹線バスに接続する支線は、被災地域と内陸部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し（算定基礎単価の増額）による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存の路線も対象とするよう補助要件の緩和が必要。

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：市町村毎に算定）
補助対象経費	経常費用－経常収益
対象路線等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに運行又は公的支援を受けるもの（新規性要件）</li> <li>・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの</li> <li>・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの</li> <li>・乗車人数が 2 人 / 1 回以上である路線（定時定路線型の場合に限る）</li> </ul>



## 14 教育の復興に対する支援

本県では、東日本大震災津波により、発災から10年が経過した今もなお、被災による心のダメージの他、震災に起因した家庭の経済環境・住居環境の変化等により安定した生活を取り戻せない児童生徒が少なからずいます。

これまで国の財政支援により、被災した児童生徒に対する心理的・経済的両面での支援が行われてきたところですが、震災後しばらく経ってからの発症が予想される心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心のダメージや震災に起因した問題への対応が今後必要とされています。

こうした課題に対応するため、児童生徒の心のサポート等、子どもたちに対する長期的な支援が引き続き必要であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

被災により心にダメージを受けた児童生徒、震災に起因した問題を抱えている児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組及び多様化するニーズへの対応が必要であることから、スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）等の派遣等に要する経費について、令和4年度以降においても確実な予算措置を継続するよう要望します。

#### 2 教職員の確保

被災地の児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

- 令和2年8～9月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、11万3千人余の児童生徒のうち11.5%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、平成27年度まで国庫委託事業により、平成28年度からは国庫補助事業により実施しているが、「心とからだの健康観察」の結果からは、毎年、内陸部に比べて震災被害が大きかった沿岸部の方が、教育的配慮を要する児童生徒の割合が高く、その開きは平成24年度から変わらないことから、中長期的な児童生徒の心のサポートが必要であり、継続した財政支援が必要。
- 児童生徒の抱えるストレスの質が、東日本大震災津波そのものから経済環境・居住環境等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものへと変わってきており、令和4年度以降も福祉的な視点で支援するスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が必要であり、継続した財政支援が必要。

《スクールカウンセラー配置状況》

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	
スクールカウンセラー 人数	67人 (217校)	63人 (215校)	63人 (238校)	63人 (255校)	64人 (264校)	67人 (268校)	69人 (282校)	68人 (287校)	65人 (289校)	
巡回型カウンセラー 人数	5人 (80校)	8人 (91校)	11人 (114校)	13人 (113校)	13人 (105校)	13人 (100校)	13人 (95校)	13人 (85校)	13人 (81校)	
区分	R2	R3								
スクールカウンセラー 人数	66人 (293校)	72人 (300校)								
巡回型カウンセラー 人数	11人 (66校)	8人 (53校)								

※1 スクールカウンセラーは、全県の公立学校を対象とし、定期的に配置校を訪問

※2 巡回型カウンセラーは、被災地の公立学校を対象とし、ニーズに応じ軽重をつけた訪問

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
配置 教育事務所	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6
配置人数合計	9人	9人	9人	12人	14人	17人	18人	18人	18人	18人	18人

2 教職員の確保

- 平成23年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置して児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の問題に対応してきたが、これに加え、震災に関連し、保護者の心身の状態が不安定な家庭環境の中で幼少期を過ごして、生活環境や教育環境が十分に整わない児童生徒への対応も生じているため、令和4年度以降も中長期的な児童生徒の心のサポートや学習支援が必要であり、加配措置の継続が必要。

《教職員の加配措置状況》

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
247人	247人	246人	219人	166人	148人	119人	114人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計。平成28～30年度は義務教育学校含む。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室

## 15 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続

東日本大震災津波からの復興に向けて、平成23年度から被災地域におけるNPO等への活動費助成等に係る財源を措置していただいておりますが、継続的かつ安定的な復興支援活動を行っていくためには、今後も十分な財源の確保が必要であるため、国による支援の継続について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続

復興・被災者支援活動に大きな役割を果たしているNPO等が継続的かつ安定的に活動できるように、NPO等の活動への支援の継続を要望します。

#### 【現状と課題】

- 平成23年度に、新しい公共支援事業によりNPO等への活動費助成（10/10）が開始。  
同事業は平成24年度限りで廃止され、平成25年度から「復興支援活動を行うNPO等への支援」という新しいスキームで被災3県を対象とする新規事業を措置し、平成27年度まで実施。
- 平成28年度から、内閣府において従前の事業を再構築した「NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業」により活動への支援が継続されることとなったところ。
- 「NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業」については、令和4年度以降の事業継続について明記されておらず、継続されない場合、今後、財政基盤の強化が必要なNPO等の復興支援活動に支障が生じることが懸念。
- 被災者の心身のケアや地域コミュニティ形成などには時間を要することから、支援の継続が必要。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
沿岸NPO 法人数	55	65	86	100	114	118	126	132	129	128	123
増加率 (H22年度比)	-	118.2%	156.4%	181.8%	207.3%	214.5%	229.0%	240.0%	234.5%	232.7%	223.6%

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

## 16 水産業の復旧・復興支援

これまで、国においては、漁業就業者の確保・育成に係る給付金制度、水産加工事業者の販路回復への支援、漁船や養殖施設、共同利用施設の整備等について措置していただいたところです。

これにより、本県水産業の復旧・復興が進んでいるところですが、依然としてサケ資源や水産加工業の業績の回復は遅れており、より一層の復興の推進を図り、将来にわたり持続的で活力のある水産業が展開されるためには、漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、更なる取組が必要な状況にあります。

第2期復興・創生期間においても、こうした課題に対応するための取組を支援するよう、次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 サケふ化放流事業の再生

震災の影響でサケの種苗放流数が減少したことにより、回帰する資源量の減少が現在も続いており、資源の回復がさらに遅れることが懸念されています。

サケふ化放流事業の再生を図るため、引き続き、親魚確保や減収分に対する支援を継続するよう要望します。

#### 2 流通・加工業の再生

販路の回復及び拡大を図るため、水産流通加工事業者が行う省力化機器等の整備に対する支援の継続に加え、地域が行う漁獲から流通・加工までの一貫した産地づくりを消費者に情報発信する取組を支援するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 サケふ化放流事業の再生

- 国によりサケの種苗放流に係る経費を支援いただき、震災前と同程度の放流数を確保することができたものの、震災後、サケふ化施設の復旧途上の期間における種苗放流数が少なかったこと等から、震災の影響によるサケ資源の減少は、令和8年度まで続く予想。
- サケの放流事業主体である各漁協は、東日本大震災津波の復旧・復興事業により、多額の負債を抱え、経営が厳しい状況。
- また、採卵用親魚の不足に対応するため、定置網に入網したサケを親魚として利用せざるを得ない等、各漁協におけるサケの種苗生産に要する経費が増大していることから、本県水産業が復興し、自立的な種苗生産・放流体制が構築されるまでの間、引き続き国による支援が必要。

＜本県サケ放流尾数と被災海域における種苗放流支援事業費＞

単位：百万尾、百万円

	震災前※ A	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 B	B/A
放流尾数	442	390	409	381	306	367	400	179	232	52.5%
事業費		360	546	698	501	439	307	360	361	—
うち国費		240	364	464	334	293	205	240	241	—

※ 平成 19～21 年度の平均値

(岩手県調べ)

＜サケ漁獲量※<sup>1</sup>の推移＞

単位：トン

	震災前 A※ <sup>2</sup>	令和元年 B	令和 2 年 C	C/A	C/B
全国	171, 530	55, 404	53, 521	31.2%	96.6%
うち岩手県	22, 306	1, 827	1, 277	5.7%	69.9%

※ 1 河川捕獲を含まない

(国立研究開発法人水産研究・教育機構調べ)

※ 2 平成 20～22 年度の平均値

＜参考 1＞ 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

## 2 流通・加工業の再生

- 東北経済産業局のグループ補助金交付先に対する調査※では、令和 2 年 6 月現在の売上の状況として、震災前の水準以上に回復していると回答した割合は、水産・食品加工業（31.2%）が旅館・ホテル業（30.2%）について低く、回復が遅れている。
- また、上記調査において、水産・食品加工業における売上が回復していない要因としては、「既存顧客の喪失」（18.1%）の割合が最も高くなっており、ついで「原材料・資材・仕入れ等価格の高騰」（17.5%）となっている。
- 地域における漁獲から流通加工までの一貫した衛生品質管理や生産者と加工流通業者との連携促進、更に消費者への積極的な情報発信など、販路の回復を図る支援の継続が必要。

※ 東日本大震災グループ補助金交付先アンケート調査 令和 2 年 6 月実施（東北 4 県版）

＜参考 2＞ 国の関連事業：「復興水産加工業販路回復促進事業」

「水産バリューチェーン事業」

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

## 17 被災事業者への支援策の継続

これまで、国において、被災事業者の事業再開に向けた各種補助制度や税制特例制度の創設、二重債務問題解決のための支援機関の設置をしていただいたほか、平成31年2月には、仮施設有効活用等助成事業の期間延長をしていただきました。また、令和元年東日本台風災害においては、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を創設いただき、東日本大震災津波以降、二重、三重の災害に苦しむ被災事業者到手厚い支援をいただいたところです。

これにより、被災事業者の事業再開がなされ、被災地では、産業の復興、なりわいの再生が進んでおります。一方、土地区画整理事業等まちづくりの進捗に合わせて本設移行が進められている地区もあり、今後も、各種支援策を利用する事業者が多数見込まれます。また、事業を再開したものの、業績回復まで至らず、経営面での支援が必要とされる事業者もあります。

こうした状況に対応するため、各種補助制度や支援機関の更なる継続、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用等について、次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

新型コロナウイルス感染症の影響による資材や人員の不足等から補助事業の実施に遅れが生じているほか、土地区画整理事業等の進捗に合わせてまちづくりが進められている地区もあることから、令和4年度以降も、引き続き、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業実施に必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、既に交付決定した事業者について、複数年度にわたって事業実施するために必要な予算措置を講じるよう要望します。

## 2 事業再生の実現に向けた支援策の継続

産業復興相談センターや東日本大震災事業者再生支援機構では、これまで、二重債務問題を抱える被災事業者を支援するため、事業計画の策定支援や債権買取等を行ってきましたが、これから本設移行に取り組む事業者や、支援決定を受けて事業再生を目指す事業者もあること、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、引き続き、被災事業者への適切な支援がなされるよう要望します。

## 3 事業再開後の伴走型経営支援の拡充

被災事業者が自立した経営を回復し、本格的な復興を成し遂げるためには、震災や新型コロナウイルス感染症による販路の喪失等を乗り越えるための事業計画策定や販路開拓など、自立した経営を回復させる事業者に寄り添った継続的な経営支援が必要であることから、専門家派遣等の支援制度を継続するとともに、事業者の販路開拓や新商品開発の取組が進むよう地域の商工団体やよろず支援拠点の体制強化に向けた支援などを行うよう要望します。

## 4 復興特区における税制上の特例に係る区域や業種の見直し

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、区域や業種の見直しなど、制度の柔軟な運用を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

- 被災事業者の早期事業再開に向けて、グループ補助金が活用されてきたところ。
- 複数年にわたり事業実施できるよう再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

《グループ補助金の交付決定状況》

年度	グループ・事業者数	交付決定額
H23	30 グループ 295 者	437 億円
H24	65 グループ 864 者	316 億円
H25	16 グループ 85 者	29 億円
H26	10 グループ 25 者	8 億円
H27	17 グループ 67 者	25 億円
H28	23 グループ 100 者	33 億円
H29	17 グループ 51 者	15 億円
H30	13 グループ 38 者	27 億円
R1	11 グループ 23 者	13 億円
R2	11 グループ 22 者	15 億円
合計	213 グループ 1,570 者	918 億円

《グループ補助金の繰越・再交付の状況》

区分	件数	金額
明許繰越	27 件	25 億円
事故繰越	3 件	2 億円
再交付	19 件	8 億円
合計	49 件	35 億円

※1) 令和3年3月末現在  
 ※2) 金額は県予算ベース

- グループ補助金の交付決定を受け、これから工事を進めようとしている事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、県外の業者と打ち合わせが出来ないことから工期の見直しが必要になるなど、補助事業に影響が生じている事業者が9者あり、再交付を行っている。
- 令和3年度には、商業者を中心に25事業者の交付申請が見込まれている。
- 震災の被害が甚大で、土地区画整理事業等が令和2年度に完了した地域においては、建物の着工が令和3年度以降となる事業者もあり、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられている。

2 事業再生の実現に向けた支援策の継続

- 産業復興相談センター等の事業継続には運営費など国の予算措置が必要。

《産業復興相談センターの支援状況（令和3年3月末累計）》

相談企業数	左記のうち主な対応			債権買取等支援 (※)に向けた検討・作業中
	債権買取	長期返済猶予	新規融資	
1,539	110	175	25	9

※ 債権買取等支援：債権買取、長期返済猶予、新規融資による支援

《東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況（令和3年3月末累計）》

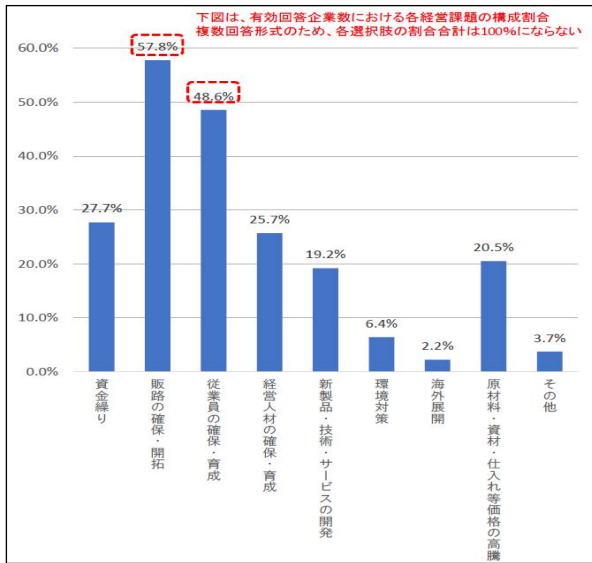
相談件数	支援数	支援の内訳			支援決定に向けた 最終調整件数
		大口	中口	小口	
531	167	5	48	114	0

※大口：借入金10億円以上、中口：借入金1～10億円未満、小口：1億円未満



### 3 事業再開後の伴走型経営支援の拡充

#### 《被災事業者が抱える経営課題》



販路の確保・開拓 (57.8%)、従業員の確保・育成 (48.6%)、資金繰り (27.7%) 等の経営課題を抱える事業者が多い。

※ 出典：東北経済産業局「東日本大震災グループ補助金交付先アンケート調査」東北4県版（令和2年6月実施）

- 被災事業者に、事業計画策定や販路開拓など経営上の助言・指導を行うため、「新ハンズオン支援事業」（復興庁）が実施されている状況。
- このほか、販路開拓や企業連携を目的として、地域復興マッチング「結の場」等の取組が実施されているところ。

#### 《被災地域企業新事業ハンズオン支援事業の実績（令和3年3月末現在）》

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
支援件数	2	2	3	4	4	3	3	2	1	24

### 4 復興特区における税制上の特例に係る制度の柔軟な運用

- 復興産業集積に係る復興特区制度は、多くの事業者が指定を受け、被災者の雇用や設備投資に活用されている状況。

（令和3年3月31日現在）

事業者数	被災者等の 雇用計画の総数	施設・機械等の 投資計画の総額
592 者	16,036 人	7,131 億円

- 復興特区における国税の特例措置は、これまで復興産業集積を進める上で大きな役割を果たしてきており、平成 28 年度税制改正により 5 年間延長（令和 3 年 3 月 31 日まで）された。また、令和元年度税制改正により、令和元年度以降の沿岸地域の措置率が据え置かれたところ。令和 3 年度税制改正により、区域を沿岸 12 市町村に絞り込んだ上で制度が 3 年間（令和 6 年 3 月 31 日まで）再延長された。

復興特区における主な税制上の特例措置		延長の措置			
制度区分		～H28. 3. 31	H28. 4. 1～ H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R3. 3. 31	R3. 4. 1～ R6. 3. 31
設備投資に係る特例 (法人税等)	特別償却	機械装置 100% 建物等 25%	50% 25%	50% (34%) 25% (17%)	50% 25%
	税額控除	機械装置 15% 建物等 8%	15% 8%	15% (10%) 8% (6%)	15% 8%
雇用に係る税額控除 (法人税等)		10%	10%	10% (7%)	10%

※ カッコ内の割合は、内陸市町村（21）に限る。内陸市町村は令和 3 年 3 月 31 日で措置が終了したが、最長 5 年の経過措置がある。

- 今後、復興事業の進捗状況や産業集積の状況を踏まえ、区域や業種の見直しをすることも考えられることから、制度の柔軟な運用について要望するものであること。

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課  
農林水産部 団体指導課  
復興防災部 復興くらし再建課  
総務部 税務課  
ふるさと振興部 市町村課

## 18 被災地における産業人材の確保

国において、被災地の人材確保対策関連事業の創設や事業復興型雇用創出事業の実施等の対応をしていただいているところですが、被災地では、有効求人倍率が概ね1倍を上回る状況が続き、特に水産加工業の人材不足が顕著であり、地域内において産業人材を確保することが困難な状況にあります。

その影響により、事業者の業績回復に遅れが生じるなどしていることから、人材確保に向けた取組の充実や、事業復興型雇用確保事業の事業実施期間の延長等について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 産業人材確保に向けた取組の継続

県や市町村において、地域外からも人材を確保するため、首都圏等に対する情報発信や人材の受入れに必要な宿舍確保のための補助などの対策を講じているところですが、被災地域だけの取組では限界があることから、国レベルでの総合的な対策を要望します。

また、外国人技能実習生の受入れは、地域における産業人材の確保にも一定の効果があることから、希望する事業者の受入れ促進のため、外国人技能実習制度の円滑な運用が図られるよう要望します。

#### 2 事業復興型雇用確保事業の実施期間の延長等

被災地域の事業所においては、人材の確保が困難な状況が続いていることから、令和3年度末までとされている「事業復興型雇用確保事業」について、実施期間を延長するよう要望します。

併せて、被災三県以外からの求職者に係る雇入れも雇入費助成の対象とするとともに、再雇用者の割合要件を廃止し、また、助成対象労働者の期間要件を緩和するよう要望します。

平成29年度から導入された住宅支援費助成についても、柔軟な制度運用が図られるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地における雇用情勢等

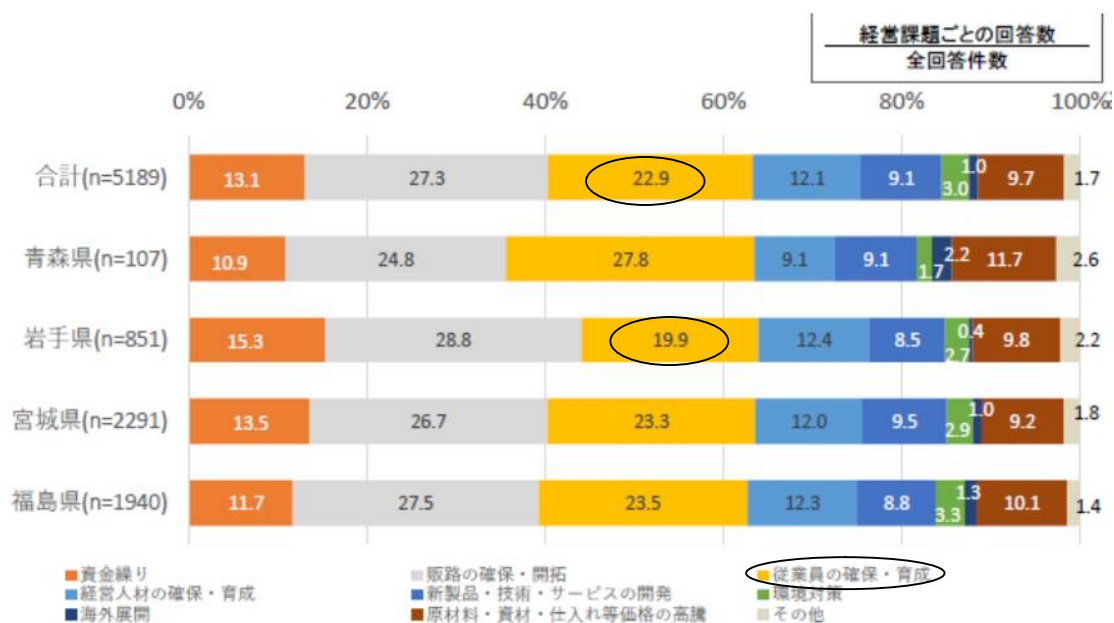
- 被災地では有効求人倍率が概ね1倍を上回る状況が続き、特に水産加工業の有効求人倍率は3倍前後で推移しており労働力確保が難しい状況。
- 事業を再開した事業所の多くでは、「販路の喪失」、「業績の悪化」とともに「労働力の確保」が課題。
- まちづくりの進捗に合わせ、本設での事業再開が進んでいることから、今後、更に人材の確保が大きな課題となることが想定されるところ。

(参考) ① 岩手県の有効求人倍率(原数値)の推移

区分	R2.9	10	11	12	R3.1	2	3
全 県	1.02	1.03	1.03	1.04	1.07	1.12	1.13
沿岸地域	1.10	1.11	1.10	1.18	1.14	0.99	0.99
うち水産加工業	3.21	3.29	3.19	2.91	2.61	2.80	2.93

※「一般職業紹介状況」(厚生労働省)

② 被災事業所が抱える課題(主なもの)



※「グループ補助金交付先アンケート調査」(令和2年10月 東北経済産業局)

2 産業人材確保に向けた取組の継続

- 県・市町村において、地域外からも人材を確保するため、大手就職サイトを活用した情報発信や水産加工業の宿舍等の整備に対する支援など対策を講じてきたが、依然として厳しい人材不足が続いており、特に地域外からの確保については限界があることから、国レベルで被災地に人材を呼び込む仕掛けなど総合的な対策の継続実施が必要。
- 被災地の水産加工業は、地域の重要な産業人材として外国人技能実習生を受け入れてきた実績があり、震災後は復興に必要な人材として一層重要性が高まってきていることから、希望する事業者の実習生受入れが促進されるよう、新たな外国人技能実習制度が円滑に運用される必要がある。

### 3 事業復興型雇用確保事業の事業実施期間の延長等

- これまで、事業復興型雇用創出助成金の活用により、被災求職者の安定的な雇用が創出されてきたところ。  
 一方、平成 27 年度から、助成対象地域が沿岸 12 市町村に、助成対象事業所が平成 27 年度に事業開始した事業所とされるなど、対象地域や対象事業所が限定されたほか、助成金額の縮小などもあり、助成金の活用事業所数が激減したところ。
- 平成 29 年度からは、人材確保のため、住宅支援費助成を盛り込んだ事業復興型雇用確保事業が創設されたところであるが、被災地域全体で人材不足の状況にあり、事業所においては、被災三県以外からの U・I ターンや当該事業所を離職した者の再雇用など、多様な人材確保が必要な状況にあることから、被災三県以外の求職者に係る雇入れも雇入費助成の対象とすることが必要。
- 再雇用者を雇入数の 8 割までとする要件については、被災地域では新規雇用が難しい状況にあり、また、事業再開した場合、再雇用者（当該事業所の就労経験者）のみの雇入れもあることから、再雇用者の割合要件を廃止することが必要。
- 助成金の支給を受けることができる事業所は、直前の支給対象者の雇入れから 2 年以内に限定されているが、事業所の本設再開や規模拡大等により追加雇用した場合、助成対象外の雇入れとなる場合があることから、期間要件を更に緩和することが必要。
- 多くの事業所においては、新年度の雇入れに先立ち、前年度に就業規則の改正を行うことから、4 月の雇入れに先立ち 3 月までに就業規則の改正を行った事業所についても、住宅支援費助成の対象にすることが必要。

【事業復興型雇用創出(確保)助成金による雇用創出実績】

(単位：件、人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
事業所数	29	1,289	1,395	561	85	20	33	42	35	19	3,508
認定者数	139	5,344	7,298	4,266	239	105	81	121	118	80	17,791

【事業復興型雇用確保助成金による住宅支援実績】

(単位：件、人)

							H29	H30	R1	R2	計
事業所数							4	1	0	0	5
認定者数							6	1	0	0	7

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

## 19 観光復興に向けた支援策の拡充

東日本大震災津波から10年が経過し、復興による道路網の整備が進み、また、被災した三陸鉄道も全線再開され、エリア内を広く周遊しやすい環境となっていますが、コロナ禍においては観光をはじめとする地域経済への影響は大きく、令和2年の本県の観光入込客数や外国人宿泊者数は大きく減少しており、観光を通じた沿岸被災地の復興に向けて、更なる周遊・滞在を促進する必要があります。

また、震災から10年という節目に、沿岸被災地は全国的な関心が高まっており、観光資源の磨き上げや外国人観光客の受入環境の整備が必要です。

さらに、日本版DMOを核とした観光地域づくりを進めるためには、中長期的な取組が必要であり、震災の影響等から人材や資本に乏しい農山漁村地域においては、地域の稼ぐ力を創出するまでの間、特別な支援が必要です。

については、本県としても、沿岸被災地の観光再生や海外からの誘客促進に取り組んでいくこととしていますので、国においても更なる観光振興につながる総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 沿岸被災地の観光再生への支援

観光地域づくりに携わる実践力のある人材の育成や付加価値の高い旅行商品の開発、沿岸地域への誘客促進につながる情報発信の強化等、沿岸被災地の観光再生に向けて、地域が主体となった取組を支援する新たな制度の創設など、十分な支援策を講じるよう要望します。

#### 2 海外からの誘客促進への支援

本県の外国人宿泊者数は、年々増加しているものの、令和元年は震災前との比較で全国の伸び率を下回り、令和2年はコロナ禍で対前年比24.1%と大きく減少していることから、外国人観光客の周遊・滞在を一層促進する必要があります。

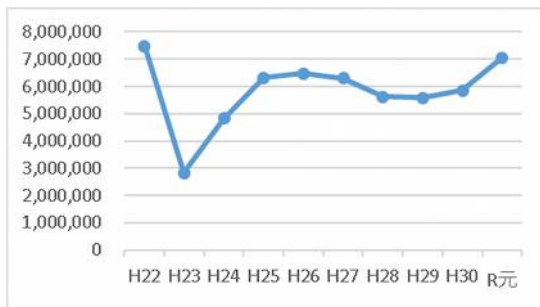
については、官民協働での滞在コンテンツの充実や宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実のため、東北観光復興対策交付金制度に替わる新たな制度の創設など、観光復興のための十分な支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

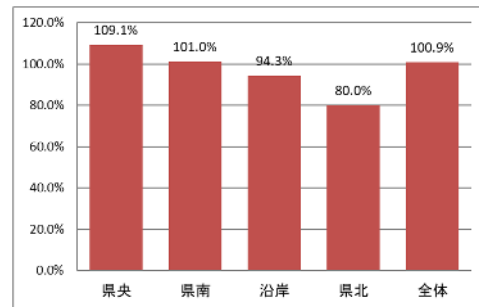
1 沿岸被災地の観光再生への支援

- 沿岸被災地の観光入込客数は、令和元年は震災前に比べ94.3%まで回復してきたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け大幅な減少となっており、沿岸被災地の観光は復興半ばで極めて厳しい状況となっている（令和2年1月から9月分までの合計で前年同期比58.7%まで減少）。
- 本県においては、三陸鉄道や三陸沿岸道路等、沿岸地域の新たな交通ネットワークを活用した広域周遊・滞在型観光の推進を図るため、東北DCの展開等を通じて沿岸被災地への誘客促進に取り組んでいるが、本県の沿岸被災地において、観光再生の取組を速やかに、かつ、集中的に進めるためには、地域が主体となった取組を支援する新たな制度の創設など、観光復興のための十分な支援が必要。

三陸地域(沿岸13市町村)の観光入込客数



観光入込客数(延べ)R元.1-12月対H22比



○本県の外国人観光客入込数(単位:人回)

	県全体:A	うち沿岸市町村:B	B/A
R1	98,081	2,002	2.0%

2 海外からの誘客促進への支援

- 令和2年の訪日外国人延べ宿泊者数は新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく減少したものの、令和元年の訪日外国人の延べ宿泊者数は過去最高の約1億1,565万人泊となっており、本県の外国人宿泊者数についても過去最高の34万3千人泊となっている。

しかし、震災前の平成22年との比較では、全国の412.3%に対して本県は378.2%となっている。

- 平成28年度、国においては、東北観光復興対策交付金を創設していたが、令和2年度で終了した。外国人観光客の増加による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、滞在コンテンツの充実や宿泊施設等受入態勢の充実などに継続的に取り組むことが重要であり、地域の取組を支援するための財源の措置が必要。

○全国及び東北の外国人宿泊者数の推移(全施設)

(単位:人泊)

	H22	H31・R1	R1/H22
全国	28,054,620	115,656,350	412.3%
東北	603,380	1,851,700	306.9%
青森県	65,210	356,550	546.8%
岩手県	90,960	343,970	378.2%
宮城県	200,220	563,040	281.2%
秋田県	87,770	139,400	158.8%
山形県	59,920	234,050	390.6%
福島県	99,300	214,690	216.2%

○東北観光復興対策交付金の状況(億円)

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
国予算	40.65	32.65	32.65	32.09	20.94	158.98
岩手県配分	6.7	5.5	4.9	4.9	3.3	25.3

○国際観光旅客税の状況(億円)

	H30	R1	R2
歳入	6.9	500.0	540.0

※H31.1.7から導入  
(決算) (最終予算) (現計予算)

## 20 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援

発災から10年が経過した中で、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のためには、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓の伝承と復興の姿の継続した発信が重要です。

また、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』においても、被災地と連携しながら、震災の記憶と教訓の後世への継承や復興の姿の発信の取組を進めていくこととされるとともに、国と被災地が連携した震災伝承ネットワーク協議会などによる取組が進められているところです。

本県では、令和元年度から10年間を計画期間とする「いわて県民計画（2019～2028）」において、新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について永続的に実施することとしています。

国においても、被災地と連携した震災の風化防止や防災力向上に向けた取組の強化や、被災地の取組に対する総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 被災地の伝承・発信等に係る取組への支援

被災地においては、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のため、来年度以降も事実・教訓の伝承や復興の姿を発信する取組を継続していくことから、これらの取組について、新たな支援制度の創設などを含め、支援策を講じるよう要望します。

また、国においても、震災の風化防止や防災力向上に向けた継続的な取組、被災地と連携した情報発信を強化するよう要望します。



## 【現状と課題】

- 年月の経過とともに、記憶の風化が懸念されることから、教訓や復興のプロセスを全国的に共有していくことが必要。
- また、被災県の責務として、国内のみならず世界の防災力向上に貢献するため、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝えていくことが必要。
- このため、本県では、令和元年度から新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について永続的に実施することとしているところ。

### 《本県の取組例》

- ・ 「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の制定（令和3年2月19日公布、施行）  
震災により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、震災の教訓を伝承するとともに、これまでの復興に向けた歩みの中で得られた多くの絆を大切に、一人ひとりの大切な人に想いを寄せ、ふるさと岩手を築いていくことを誓う日として、3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」とする条例を制定した。

- ・ 東日本大震災津波伝承館

震災の事実を踏まえた教訓を世界に発信し、未来に伝承していくため、三陸の津波災害の歴史、東日本大震災津波の事実、震災の経験から得た教訓などを学ぶことができるよう、陸前高田市の「高田松原津波復興祈念公園」内に令和元年9月22日に開館した、日本を代表するような震災津波学習拠点。

#### ＜三陸 TSUNAMI 会議（仮称）（令和3年度の取組）＞

被災県として国内外の防災力向上に貢献するため、発災から10年を経過した節目に、伝承館とインドネシアのアチェ津波博物館、ハワイの太平洋津波博物館との連携による震災伝承をテーマとした会議を開催して、津波の教訓や復興の姿を広く発信。

- ・ いわて震災津波アーカイブ～希望～

東日本大震災津波からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動等に活かすため、平成29年3月にインターネット上で公開し、収集した約24万点の震災津波関連資料を検索・閲覧できるようにしている（平成30年8月から「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」、令和2年2月からハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所の「日本災害DIGITALアーカイブ」との連携開始）。

- ・ 復興フォーラム

#### ア 県内フォーラム

多様な主体が一丸となって本格復興に取り組んでいく姿を強力に発信するとともに、岩手にゆかりのある方々が集まる場を設けることで、復興に向けた人的ネットワークの強化を図るもの。

**イ 県外フォーラム（関係都道府県と共催）**

全国からの支援への感謝を伝えるとともに、被災地における復興への取組や現状を伝えることによって、本県の復興への理解と風化防止、継続的な支援・参画促進を図るもの。

**ウ 東北4県・東日本大震災復興フォーラム（東京都との共催）**

首都圏において被災地域の復興状況や取組について情報発信を行い、風化防止と継続的な支援を呼びかけるもの。

**【復興フォーラム開催状況】**

年 度	県内フォーラム		県外フォーラム		東北4県復興フォーラム		
	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	幹事県
H23	—	—	H24. 2. 3	東京都	—	—	
	—	—	H24. 3. 26	東京都	—	—	
H24	H25. 2. 9	宮古市	H25. 1. 26	大阪府	H25. 2. 6	東京都	岩手県
H25	H25. 11. 2	大船渡市	H25. 12. 19	愛知県	H26. 2. 13	東京都	宮城県
H26	H27. 1. 15-16	盛岡市、大船渡市	H27. 1. 8	兵庫県	H27. 2. 12	東京都	福島県
H27	H28. 1. 22-23	盛岡市、大槌町	H27. 12. 18	静岡県	H28. 2. 10	東京都	青森県
H28	H29. 1. 20-21	盛岡市、釜石市	H28. 12. 3	長野県	H29. 3. 3	東京都	岩手県
H29	H30. 1. 26-27	盛岡市、大船渡市ほか	H29. 12. 9	東京都	H29. 2. 17	東京都	宮城県
H30	H30. 12. 16-17	盛岡市、宮古市	H30. 11. 17	埼玉県	H31. 2. 10	東京都	福島県
R1	R2. 1. 26-27	盛岡市、釜石市	R1. 12. 7	神奈川県	R2. 2. 16	東京都	岩手県
R2	R3. 1. 31-2. 1	盛岡市	R2. 12. 13	東京都 ※リモート開催	R3. 2~3	東京都 ※HP開催	宮城県

**・ 東日本大震災津波 岩手県・市町村合同追悼式の開催**

県民をあげて犠牲者を慰霊・追悼し、復興に向けた決意を新たにすため、追悼式を市町村と合同で毎年開催している。

令和3年3月11日、東日本大震災津波から10年を迎え、復興大臣政務官やジョセフ・M・ヤング駐日米国臨時代理大使をはじめとした来賓御参列のもと、陸前高田市において追悼式を執り行った。

- 国においても、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、被災地と連携しながら、震災の記憶と教訓の後世への継承や復興の姿の発信の取組を進めていくこととされているところ。
- 県では、これまでの取組の成果を踏まえ、今後も、被災地における事実・教訓の伝承や復興の姿を発信する取組を継続していくことから、被災地の継続的な取組が図られるよう、新たな支援制度の創設などを含めた手厚い支援が必要。
- また、震災の風化防止や国内外の防災力向上のためには、震災伝承ネットワーク協議会などの国と被災地が連携した情報発信の強化や、他の被災地や国際的な防災機関等との連携に対する支援が必要。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

## 21 国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築

本県では、「海洋基本法」や国の「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」等に基づき、平成27年4月に国から選定を受けた釜石市沖再生可能エネルギー実証フィールドでの研究開発や、沿岸北部における洋上ウィンドファームの実現の取組を進めています。

今後、海洋再生可能エネルギーの実用化、事業化のためには、国による研究開発の推進や関連研究施設の整備等が重要となることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進と関連研究施設の整備

国の「海洋基本計画」に掲げる海洋再生可能エネルギー利用技術開発の確実な進捗と被災地の産業基盤強化を図るため、本県において、海洋再生可能エネルギーの研究開発を推進するとともに、国により選定された釜石市沖海洋再生可能エネルギー実証フィールドの利活用促進に必要な関連施設の整備を行うよう要望します。

#### 2 洋上風力発電施設等の整備に対する補助制度の創設

企業等が行う洋上風力発電施設等の整備に対する補助制度を創設するよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進と関連研究施設の整備

- 県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用創出と地域振興を目指しており、平成 27 年 4 月 3 日付けで岩手県釜石市沖が海洋再生可能エネルギー実証フィールドとして選定されたところ。
- 当該海域では、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて NEDO による波力発電技術の研究開発が進められるとともに、平成 27 年 12 月には岩手県海洋エネルギー産業化研究会が設立され、地域企業を中心となり、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて波力発電デバイスを稼働させるために必要な中間ブイの研究開発に取り組んできたところ。
- 釜石市では環境省「CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（R2～R4）」の採択を受け、インテリジェント吸波式波力発電による地域経済循環ビジネスモデル実証事業に取り組んでいる。
- 実証フィールド関連施設には、研究棟、海底ケーブル、受変電設備などが想定され、設備整備に多額の費用を要することから、国による整備が必要。

### 2 洋上風力発電施設等の整備に対する補助制度の創設

- 岩手県久慈市では環境省「風力発電に係るゾーニング実証事業（H31～R2）」により、洋上風力発電候補エリアを選定。令和 2 年末に環境省「浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業（R2～R5）」に採択され、今後、同候補海域の風況等を実測予定。
- 本県沿岸北部の遠浅な海底地形と豊富な風力エネルギーを生かした洋上ウィンドファームの実現を目指し、地元漁業者や発電事業者等と課題解決に向けた研究会活動を行っているが、風車発電設置計画海域は海岸線から約 8 km 離れているため、予備調査や風車建設、送電設備設置に要する経費が陸地に設置する場合に比較して嵩むもの。再生可能エネルギーに対する需要が高まる中、三井不動産㈱や東京電力ホールディングス㈱等の複数の企業が本県沿岸北部における洋上風力事業展開に関心を示しており、洋上ウィンドファームの実現には補助制度が必要。

#### 《参考：海洋基本計画について》

- 海洋基本法（平成 19 年）に基づき策定される海洋政策の基本指針。海洋に係る産業の振興・創出、安全確保、情報の一元化と公開、人材育成、海域の総合的管理等の具体的な取組を規定
- 平成 25 年 4 月の見直しにて、海洋再生可能エネルギー開発による国内産業育成について充実
- 平成 30 年 5 月の見直しにおいて、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」について記載

【県担当部局】ふるさと振興部 科学・情報政策室

## 22 平成 28 年台風第 10 号災害及び令和元年東日本台風災害からの復興に必要な財政措置及び人的支援

平成 28 年台風第 10 号及び令和元年東日本台風は、東日本大震災津波の被災地である県沿岸部に二重、三重の被害をもたらしたことから、被災した地域においては、東日本大震災津波からの復興に向けた取組と並行して度重なる台風災害からの復旧事業を進めているところです。

台風災害からの復旧・復興に向けては、国において様々な財政支援措置が講じられており、公共土木施設の復旧事業など復旧・復興に向けた取組が本格化しているところですが、被災した市町村においては、地域住民が生活の用に供するため自ら整備したいいわゆる「生活橋」を含む既存の災害復旧制度の対象とならない社会生活基盤の復旧など、復旧・復興の進行に応じて今後も多額の財政需要が生じる見込みです。

また、公共土木施設等の復旧工事等を行う技術職員など、専門的知識を要する人材の確保が必要であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 平成 28 年台風第 10 号災害及び令和元年東日本台風災害に対応した財政措置

国の災害復旧制度の対象とならない社会生活基盤の復旧など、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度も含め、復旧・復興に要する経費に対し、特段の財政措置を講じるよう要望します。

#### 2 令和元年東日本台風災害に対応するマンパワーの確保

復旧事業に必要な技術職員の十分な確保が必要であることから、全国の地方公共団体等からの人的支援の総合的な調整について、取組を強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 平成 28 年台風第 10 号災害に対応した財政措置

岩泉町においては、以下の事業で多額の財政需要が見込まれており、今後の財政需要に大きな影響を及ぼす恐れがある。

- ・ 生活橋・道の復旧事業（町単独：交付税措置無し）
- ・ サッカー場を中心とする「ふれあいランド岩泉」災害復旧事業（国庫の災害復旧対象外であり、全額過疎債充当の見込み）
- ・ 災害公営住宅家賃低廉化・低減事業（低廉化事業は、国庫補助・社会資本整備総合交付金）

2 令和元年東日本台風災害に対応した財政措置

災害救助法が適用された 13 市町村に対し、これまで特別交付税（災害分）約 13.1 億円が交付されたところだが、沿岸北部を中心に特に被害が大きい地域においては、早期の復旧・復興に向け、引き続き特別交付税等の財源確保が必要である。

3 令和元年東日本台風災害に対応するマンパワー確保

公共土木施設の復旧事業など、復旧・復興に向けた取組が本格化しているが、被災箇所が多数であること、また、複数年度にわたる復旧事業もあることから、次年度以降も、土木職を中心に応援職員が必要とされることが想定される。

【被災 5 市町村における令和 3 年度の必要数及び確保数】（R3. 4. 1 現在）（単位：人）

市町村名	必要数 ①		確保数 ②		不足数 ②－①
	一般 事務	土木	一般 事務	土木	
宮古市	8	0	7	0	▲1
山田町	6	1	3	0	▲3
岩泉町	7	1	7	1	0
田野畑村	3	0	2	0	▲1
普代村	2	0	2	0	0
計	26	2	21	1	▲5

【参考 1】平成 28 年台風第 10 号災害の被害の状況（令和 3 年 1 月 1 日現在）

・ 人的被害

死亡 27 名（久慈市 1 名、岩泉町 24 名、田野畑村 1 名、東京都 1 名）

※災害関連死 5 名（岩泉町 4 名、田野畑村 1 名）を含む

行方不明 1 名（宮古市）

・ 住家被害

全壊：478 世帯、大規模半壊 534 世帯、半壊 1,943 世帯

床上浸水 120 世帯、床下浸水 1,474 世帯、計 4,549 世帯

・ 被害総額

1,429 億円

住家・非住家	327 億円
土木施設等	440 億円
農林水産関係	336 億円
医療、福祉施設	25 億円
商工観光施設	246 億円
その他	55 億円

【参考2】令和元年東日本台風災害の被害状況（令和3年1月1日現在）

・人的被害

死亡3名（田野畑村1名、宮古市1名、釜石市1名）

・住家被害

全壊：46世帯、大規模半壊55世帯、半壊787世帯、一部破損923世帯

床上浸水148棟、床下浸水1,028棟、計2,987世帯

・被害総額

303億円

住家 6億円

土木施設等 150億円

農林水産関係 97億円

三陸鉄道 17億円

商工観光施設 20億円

環境生活施設 3億円

その他 10億円

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室  
ふるさと振興部 市町村課

## 23 平成28年台風第10号災害からの公共土木施設等の復旧等及び令和元年東日本台風災害に係る土砂災害対策等における確実な予算措置

平成28年8月30日に台風第10号が本県を通過したことに伴い、県内各地で記録的な大雨となり、甚大な被害が発生した岩泉町小本川等では、河川激甚災害対策特別緊急事業等による河川改良復旧や、防災・安全交付金等による砂防堰堤整備を進めていますが、これらの完成のためには確実な予算措置が必要です。

また、令和元年10月12日から13日にかけて台風第19号が本県に接近したことに伴い、県内各地で記録的な大雨となり、甚大な被害が発生しました。

本県では、沿岸部を中心に98箇所土砂災害が発生したほか、6河川において溢水被害が発生しており、今後の降雨等で土砂流出のおそれがあり緊急的に土砂災害対策が必要な箇所においては災害関連緊急砂防事業や砂防激甚災害対策特別緊急事業等による砂防堰堤等の整備を進めています。

また、多数の家屋の浸水被害を受けた河川については河川改修事業を進めるために確実な予算措置が必要であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 平成28年台風第10号災害からの公共土木施設等の復旧等に係る確実な予算措置

岩泉町小本川等の河川激甚災害対策特別緊急事業等による河川改良復旧や、防災・安全交付金による砂防堰堤の整備が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

#### 2 令和元年東日本台風災害に係る土砂災害対策における確実な予算措置

砂防激甚災害対策特別緊急事業等による砂防堰堤等の整備が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

#### 3 令和元年東日本台風の溢水箇所対策における確実な予算措置

河川の溢水により多数の家屋の浸水被害が発生した久慈市小屋畑川等の浸水対策重点地域緊急事業等について、確実に予算措置するよう要望します。



【現状と課題】

1 平成 28 年台風第 10 号災害からの公共土木施設等の復旧等に係る確実な予算措置

- 平成 28 年台風第 10 号災害により甚大な家屋浸水被害等が発生した岩泉町小本川等においては、再度災害の防止を図るため、河川激甚災害対策特別緊急事業等を導入し、河川改良復旧を推進しているところ。
- 平成 28 年台風第 10 号災害により人家への被害が大きかった箇所や今後の降雨等で土砂流出のおそれがあり対策が必要な箇所においては、砂防激甚災害対策特別緊急事業や防災・安全交付金により、砂防堰堤整備を推進しているところ。
- 現地の状況を踏まえた必要な対策を着実に推進するため、事業完了まで確実な予算措置が必要。

《平成 28 年台風第 10 号災害により導入した河川改良復旧事業、砂防激特事業》

	市町村名	河川名	事業名	摘要
1	岩泉町	小本川（上流）	災害復旧助成事業	事業実施中（R4 年度完成予定）
2	〃	〃（下流）	河川激甚災害対策特別緊急事業	事業実施中（R4 年度完成予定）
3	〃	安家川（上流）	河川等災害関連事業	完了済
4	〃	〃（下流）	河川災害復旧等関連緊急事業	事業実施中（R3 年度完成予定）
5	〃	小本川水系ほか	砂防激甚災害対策特別緊急事業	事業実施中（R3 年度完成予定）
6	宮古市	刈屋川	河川等災害関連事業	完了済
7	〃	長沢川	災害対策等緊急事業推進費	完了済
8	大槌町	大槌川	災害対策等緊急事業推進費	完了済
9	遠野市	小烏瀬川	災害復旧助成事業	完了済
	4 市町	6 河川		

※ 1 及び 2 については、平成 28 年度～令和 4 年度の事業期間。

※ 4 及び 5 については、平成 29 年度～令和 3 年度の事業期間。

2 令和元年東日本台風災害に係る土砂災害対策における確実な予算措置

- 令和元年東日本台風により発生した土砂災害発生件数は 98 箇所。
- 土砂災害が発生した 98 箇所のうち、今後の降雨等で土砂流出のおそれがあり緊急的な対策が必要な箇所において、災害関連緊急砂防事業や砂防激甚災害対策特別緊急事業等を導入し、砂防堰堤等の整備を推進しているところ。
- 現地の状況を踏まえた必要な対策を着実に推進するため、事業完了まで確実な予算措置が必要。

《令和元年東日本台風災害により導入した砂防事業等》

- ・ 災害関連緊急砂防事業
- ・ 砂防激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 防災安全交付金
- ・ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

### 3 令和元年東日本台風の溢水箇所対策における確実な予算措置

- 令和元年東日本台風により久慈市小屋畑川で床上 123 戸、床下 110 戸の家屋浸水被害が発生するなど 6 河川で溢水被害が発生したところ。
- 久慈市の長内川・小屋畑川については、令和 3 年 3 月 30 日付けで「浸水対策重点地域緊急事業」に今年度に着手することが国土交通省より公表されたところであり、事業完了まで確実な予算措置が必要であること。
- 久慈市沢川については、今年度の事業着手に向けて確実な予算措置が必要であること。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課

## 1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を展開しており、令和元年12月20日には、東京圏から地方への人の流れの加速化に向け、第2期総合戦略が決定されたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクの減少・回避の必要性を改めて認識する機会となり、令和2年12月に決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度改訂版）」において、施策の基本的方向等が示されました。

しかし、令和2年における東京圏への転出超過は、前年に比べ縮小したものの、25年連続の転出超過となっているほか、東京都では令和2年7月から6か月連続で転出超過となったものの、その8割以上が埼玉県、神奈川県、千葉県への転出に留まるなど、東京圏の人口の集中度合いは高いまま推移しているところであり、地方への新しい人の流れを一層加速し、人口減少を克服する施策を強化することが重要であると認識しています。

ついては、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するとともに、地方創生を担う人材を育成する高等教育機関の地方分散や政府機関の地方移転等の国を挙げた取組の強化が必要であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 地方への移住・定住促進への支援

(1) 令和元年度に創設された地方創生移住支援事業について、東京圏から地方への人の流れを加速するため、移住元に関する年数要件の廃止及び地理的要件の更なる緩和、支給対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実及び必要な財源の確保を要望します。

また、産業再配置や地方への産業拠点の移転、東京圏に本社を有する企業のサテライトオフィスの開設促進のほか、東京圏から遠隔にある地方や条件不利地への移住に対する支援を手厚くするなど、人の流れを創出する効果的な施策を展開するよう要望します。

(2) 東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れを一層加速させるための効果的な施策を実施するためには、人口の移動理由など全国的に統一された移住状況の把握が必要であることから、プライバシーに慎重に配慮した上で、人の移動に関する全国的な要因分析ができるよう、住民基本台帳法の改正も含め、統一的な仕組みを早急に構築するよう要望します。

## 2 農山漁村の活性化

農山漁村に受け継がれてきた豊かな自然や伝統・文化など魅力ある地域資源を活用した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進するための「農山漁村振興交付金」等の予算を十分に措置するよう要望します。

## 3 政府関係機関の地方移転

一部の政府関係機関において地方移転が進められているところですが、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むよう要望します。

## 4 高等教育機関の地方分散等

高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進するよう要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 地方への移住・定住促進への支援

- 令和2年の東京圏の転入超過は9万9千243人となっており、令和元年の14万8千783人と比較して4万9千540人の縮小となっているものの、25年連続で転入超過となるなど、東京一極集中の傾向は続いている。

《東京圏への転入超過数の推移》

(単位：人)

区 分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
転入者数	493,236	516,109	509,249	516,699	530,124	540,140	492,631
転出者数	377,188	388,486	383,967	391,169	390,256	391,357	393,388
転入超過数	116,048	127,623	125,282	125,530	139,868	148,783	99,243

総務省統計局住民基本台帳人口移動報告

- 東京都において令和2年7月から6か月連続で転出超過となったものの、転出超過数の85.5%が埼玉県、神奈川県及び千葉県が占めるなど、多くが東京圏や近隣県への移動にとどまっている。

- 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、令和元年度、地方創生移住支援事業を創設した。

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

#### ア 事業概要

東京 23 区から東京圏外に移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した中小企業等に就職した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に都道府県と市町村が共同で交付金を支給するもの。令和元年 12 月、移住支援金支給対象者の移住元要件及び対象企業要件の一部緩和が行われた。

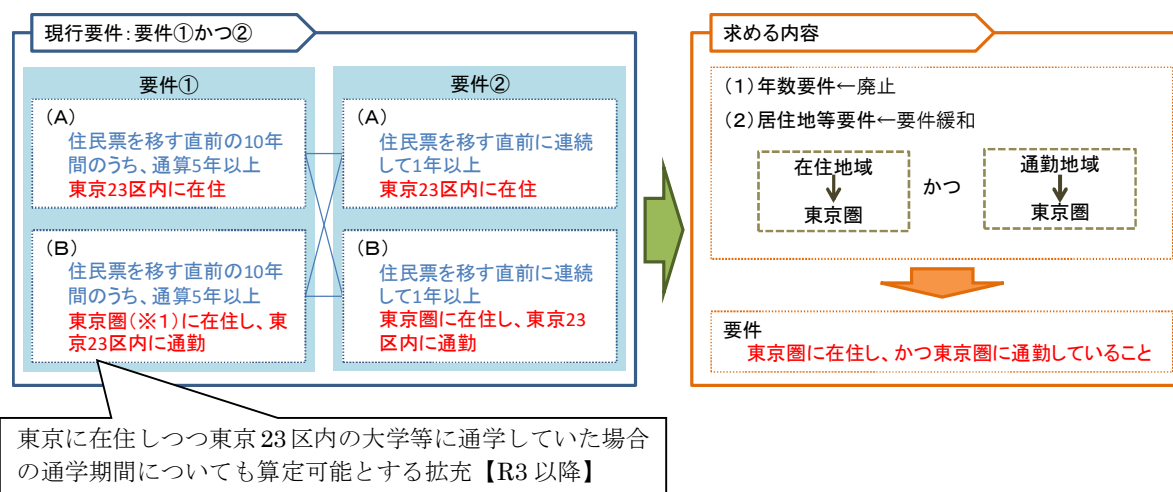
#### イ 課題

- (ア) 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、東京 23 区に限定している在住・通勤年数の緩和が必要であること。
- (イ) 移住支援金に係る相談や問い合わせの多くは、東京 23 区以外の東京圏在住者や就業者からの要件に関する内容であり、支援対象者住地域での制度周知や広報の一層の充実が必要であること。

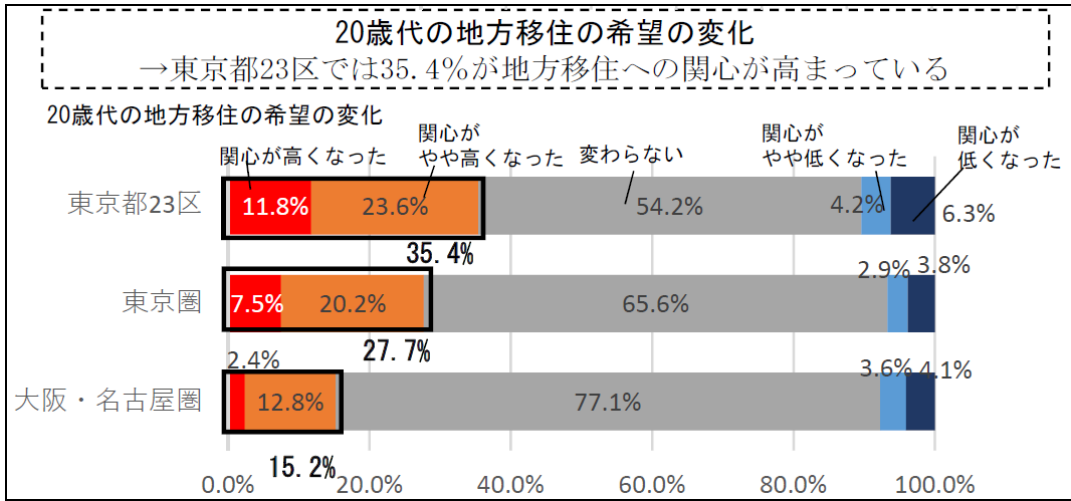
#### ウ 求める要件

国においては、令和 2 年 12 月に東京 23 区内の大学等への通学期間も対象期間に加えることや、テレワーカーの移住も対象とするなど要件の一部が緩和されたが、上記の課題に対応するためには、「年数要件の廃止及び居住地等要件の緩和」が必要であり、引き続き「年数要件の廃止及び居住地等要件の緩和」を求めるもの。

「東京圏（条件不利地を除く。以下同じ。）に在住し、かつ東京圏に通勤していること。」



- 地域を支える一人ひとりの希望をかなえるという「質」を高めていくには、人口の移動理由を把握し、分析する必要があることから、全国知事会においても令和 2 年 11 月の「活力ある地方の実現に向けた提言」において人口の移動要因の分析について、仕組みづくりの検討を提言している。
- 内閣府が令和 2 年 6 月 21 日に発表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(以下「意識等調査」という。)結果によると、東京 23 区に居住する 20 代の 35.4%が地方移住への関心が「高くなった」「やや高くなった」と回答するなど、若者の地方移住への関心が高まっている。



○ 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は18.4%と、他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて高い。

東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、地方移住の率直的な取組が必要。

出生地ブロック別に見た現住地ブロックの割合

出生地	現住地												
	北海道	東北	北関東	東京圏	中部	北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄	
北海道	79.4%	1.4%	0.8%	13.4%	0.8%	0.2%	1.5%	1.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.4%	
東北	1.3%	74.6%	2.1%	18.4%	1.1%	0.2%	0.7%	0.8%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%	
北関東	0.2%	1.1%	79.9%	16.2%	0.6%	0.1%	0.5%	0.6%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%	
東京圏	0.5%	1.0%	2.1%	91.2%	1.3%	0.2%	0.9%	1.2%	0.2%	0.4%	0.1%	0.8%	
中部	0.3%	0.6%	1.0%	15.6%	77.3%	0.4%	2.8%	1.3%	0.2%	0.3%	0.1%	0.3%	
北陸	0.2%	0.2%	0.3%	8.8%	0.8%	80.0%	2.8%	4.8%	0.9%	0.4%	0.2%	0.5%	
中京圏	0.1%	0.2%	0.3%	5.0%	1.1%	0.3%	88.2%	2.8%	0.7%	0.3%	0.2%	0.6%	
大阪圏	0.1%	0.2%	0.3%	7.0%	0.5%	0.4%	2.2%	81.6%	4.0%	1.5%	0.8%	1.4%	
京阪周辺	0.2%	0.1%	0.5%	3.8%	0.5%	0.3%	3.0%	16.2%	73.8%	0.6%	0.4%	0.7%	
中国	0.1%	0.2%	0.3%	7.5%	0.4%	0.2%	1.2%	9.4%	0.9%	76.6%	1.0%	2.1%	
四国	0.1%	0.2%	0.4%	7.8%	0.5%	0.1%	1.6%	11.7%	1.4%	2.8%	72.1%	1.3%	
九州・沖縄	0.2%	0.2%	0.5%	9.8%	0.8%	0.2%	2.7%	6.1%	0.9%	1.8%	0.5%	76.3%	
国外	3.3%	3.2%	3.3%	34.1%	6.1%	2.3%	8.6%	19.2%	2.2%	5.5%	1.6%	10.6%	
計	4.2%	7.1%	5.5%	29.1%	7.1%	2.4%	9.1%	13.6%	3.0%	5.9%	3.0%	10.0%	

2016年 第8回人口移動調査(国立社会保障・人口問題研究所)

他圏域に比べ、東京圏と東北地方との関係が高い。

## 2 農山漁村の活性化

○ 農山漁村振興交付金については、令和4年度以降も農泊推進等に係る事業実施要望が見込まれることから、引き続き十分な予算措置が必要。

### 《農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の概要》

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊の実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外のプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。

《農山漁村振興交付金（農泊推進対策実施地区）》

市町村名	実施主体	実施期間
遠野市	遠野ふるさと体験協議会	R1
一関市	平泉一関エリア農泊推進協議会	R1
岩手町	アウローラ J5	R1～R2
紫波町	紫波ソーリズム協議会	R2
奥州市	ころもがわ農泊地域協議会	R3

### 3 高等教育機関の地方分散等

- 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

《高等教育機関と圏域別分布》

	人口※1		高等教育機関※2			
	人数（万人）	構成比	学校数（校）	構成比	学生数（人）	構成比
北海道	525	4.2%	56	4.8%	97,843	3.2%
東北	867	6.9%	84	7.1%	139,545	4.5%
北関東	673	5.3%	53	4.5%	99,918	3.2%
東京圏	3,673	29.1%	304	25.9%	1,206,749	39.2%
中部・北陸	1,168	9.2%	113	9.6%	177,057	5.8%
中京圏	1,132	9.0%	110	9.4%	247,940	8.1%
大阪圏	1,686	13.4%	180	15.3%	559,436	18.2%
京阪周辺	367	2.9%	33	2.8%	71,499	2.3%
中国	728	5.8%	82	7.0%	153,882	5.0%
四国	372	2.9%	34	2.9%	60,003	1.9%
九州・沖縄	1,426	11.3%	126	10.7%	266,303	8.6%
合計	12,617	100.0%	1,175	100.0%	3,080,175	100.0%

※1 総務省統計局人口推計（令和元年10月1日現在）

※2 令和2年度学校基本調査（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の計）

- 本県では、内閣府の令和3年度「地方へのサテライトキャンパス設置等に向けたマッチングのための調査・支援事業」への参加を希望する旨回答。本県の地域資源や産業特性等を踏まえ、防災・復興分野、三陸沿岸の特性を活かした水産分野、ILC実現を見据えた理学系分野などにおいて優れた研究を行う大学の誘致を希望。

【県担当部局】政策企画部 政策企画課

ふるさと振興部 学事振興課

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

農林水産部 農村計画課、農業振興課

## 2 地方重視の経済財政政策等の実施

令和2年の東京圏の転入超過数は、7年ぶりに10万人を下回ったものの、依然としてその規模は全国の中で突出しており、こうした状況を打破するためには、地方重視の経済財政政策など、国における抜本的な対策が必要です。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、第1期に引き続き「2024年度の地方と東京圏との転入・転出を均衡」を基本目標に掲げ、地方創生に取り組まれています。東京一極集中の是正に向け、地方の実情を重視し、地方への新たな人の流れをつくる取組をより一層強化するよう、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 地方を重視した経済財政政策の実施

地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する関係が見られることから、地方重視の経済財政政策を実施するよう要望します。

#### 2 地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策の実施

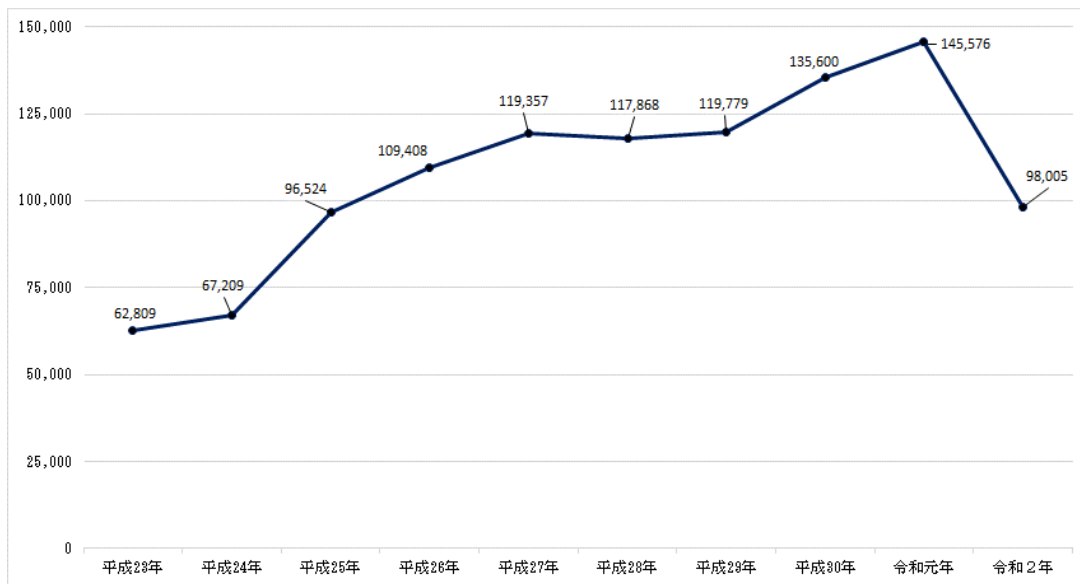
第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、東京圏の転出入均衡に向け、地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策を着実に実施するよう要望します。



【現状と課題】

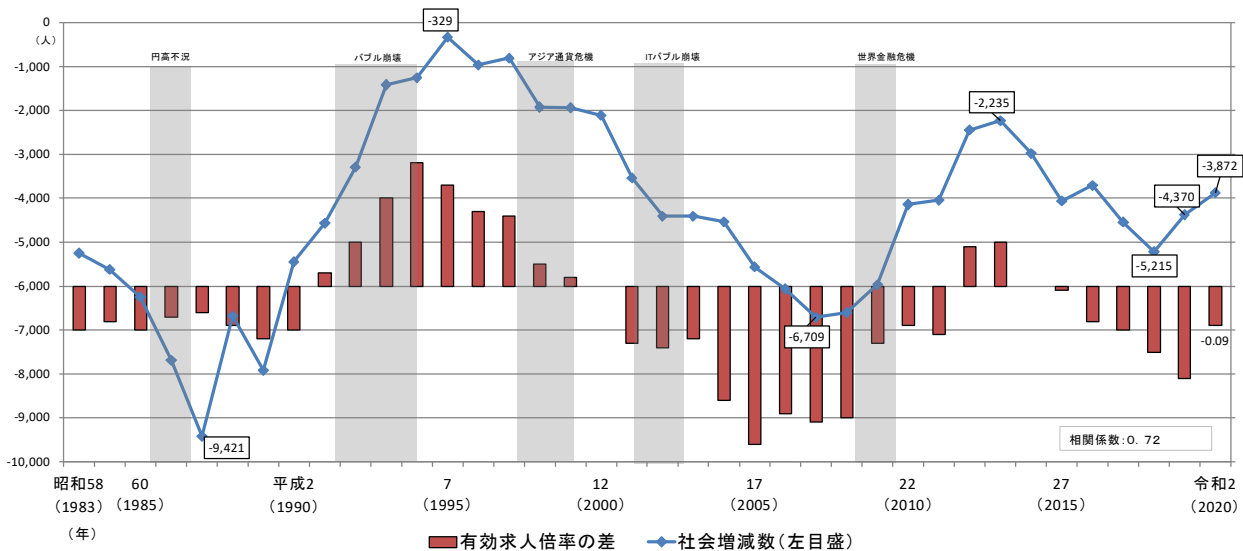
○ 東京圏の転入超過数は増加傾向にあったが、令和2年は減少。7年ぶりに10万人を下回った。

《東京圏の転入超過数の推移》



○ 本県の人口の社会減は、有効求人倍率が全国平均を上回る場合に減少し、下回る場合に拡大する傾向。これは、地方独自の雇用対策に加え、国が経済対策を実施したことによる影響が大きく、全国の多くの地方が同様の傾向。

○ 本県のみならず、地方部における人口の社会増減は、国の経済財政政策によるところが大きく、東京一極集中を是正し、地方の人口流出を防ぐためには、国による大胆な経済財政政策が不可欠。



【県担当部局】 政策企画部 政策企画課

### 3 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

については、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

#### 《 要望事項 》

#### 1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、財政力の弱い自治体において、人口減少が進んでいることを踏まえ、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

#### 2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、第2期総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保するよう要望します。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、地方創生関係交付金については、対象経費の柔軟な運用や実施計画書の簡略化など、真に使い勝手の良い制度とするよう要望します。

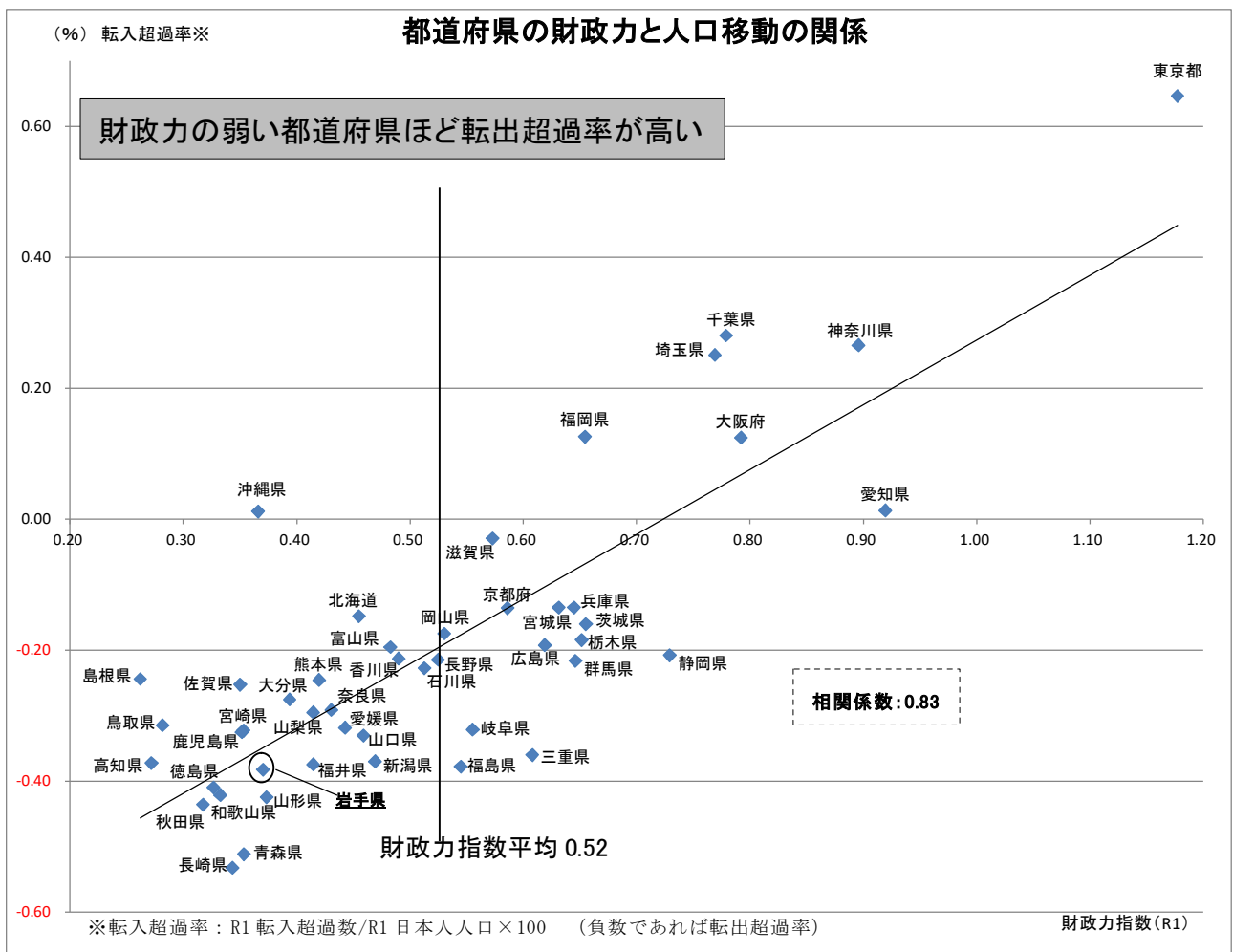
【現状と課題】

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

- まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定に当たって設けられた人口減少等特別対策事業費については、下記の指標が設定されているところ。

取組の必要度 (3,600億円)	取組の成果 (2,400億円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増減率／・転入者人口比率</li> <li>・転出者人口比率／・年少者人口比率</li> <li>・自然増減率／・若年者就業率</li> <li>・女性就業率／・有効求人倍率</li> <li>・1人あたり各産業の売上高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増減率／・出生率／・年少者人口比率</li> <li>・東京圏への転出入人口比率／・転入者人口比率</li> <li>・転出者人口比率／・県内大学・短大進学者割合</li> <li>・新規学卒者の県内就職割合</li> <li>・若年者就業率／・女性就業率</li> </ul>

- 上記指標は、地方の独自の努力に基づき変動が生じることはもちろんであるが、国の政策や現在の人口の集積の度合いなどにも大きく左右されるところであり、より客観的な指標の検討が必要。
- 地方交付税は、客観的にあるべき財政需要に対して保障するものであり、地方が人口減少対策に安定的に取り組んでいけるよう、「取組の必要度」を重視することが必要。
- 人口移動は、財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが高く、人口流出が進む地域に配慮した算定が必要。



## 2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

- 国では、平成 28 年度から地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金を措置しており、岩手県における直近 3 か年の活用状況については、以下のとおり。
- 地方創生関係交付金の活用にあたっては、申請事業数の上限や対象経費の制約などの課題があり、運用の改善が必要。

### <地方創生推進交付金の活用状況>

※市町村事業は除く

年度	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (見込み)
事業数	15 事業	18 事業	13 事業
総事業費	462,394 千円	442,848 千円	559,526 千円
交付金額	231,197 千円	218,693 千円	281,760 千円

(主な事業)

- ・ 岩手ファンの拡大を通じた人交密度向上プロジェクト（令和元年度新規事業）  
移住・定住の前段となる関係人口を増加させるための環境整備や交流の場の創出
- ・ 北いわてスマート農業プラットフォーム創造事業（令和 2 年度新規事業）  
中山間地域における最適な施設制御技術の開発、農業機械やドローンの活用技術の開発
- ・ 岩手県外の若者確保・定着促進事業（令和 3 年度新規事業）  
産業人材の育成・確保、U・I ターン就職のための求職者・求人企業の支援、移住者の支援体制の構築、空き家バンク活用セミナーの開催

### <地方創生拠点整備交付金の活用状況>

※市町村事業は除く

年度	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (見込み)
事業数	2 事業	1 事業	—
総事業費	1,706,490 千円	131,924 千円	—
交付金額	853,245 千円	65,962 千円	—

(主な事業)

- ・ ヘルスケア産業集積拠点整備事業（令和元年度新規事業）  
ヘルスケア関連企業の産学官金連携や共同研究開発の場としての開放研究施設を整備
- ・ スポーツライミングの国内拠点化整備事業（令和元年度新規事業）  
スポーツライミング・アジア選手権等に対応するため、ボルダリング競技施設を整備
- ・ 北いわてスマート農業プラットフォーム創造拠点整備事業（令和 2 年度新規事業）  
中山間地域における最適な施設制御技術の開発、農業機械の自走操舵・自動走行を可能とする基地局の設置による農業機械やドローンの活用技術の開発

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課  
総務部 財政課

## 4 新過疎法に基づく過疎地域の総合的な振興

本県においては、県土の多くを占める過疎地域の活性化を図ることが、地域格差の是正を推進し、県土の均衡ある発展を期する上で極めて重要であることから、これまで「岩手県過疎地域自立促進方針」及び「岩手県過疎地域自立促進計画」を策定し、過疎地域の活性化に関する総合的な発展を図るための基礎整備を中心とした施策を推進してきました。

その結果、生活の基盤である公共施設等の整備が進み、地域資源を活用した産業振興施策の推進や都市等との地域間交流事業の促進など地域活性化のための取組が行われ、移住促進、地域づくり、福祉、公共施設の維持・管理などの面で住民やNPO、企業・団体などと行政が協働して、地域で支え合う様々な取組が始まるなど、過疎対策は一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、過疎地域では、人口が減少し、地域の担い手である若者の流出が続いているほか、著しい高齢化の進展による地域の活力の低下など依然として解決すべき課題が多く、加えて自治体の財政基盤が脆弱です。

令和3年3月に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」という。）が制定され、4月から施行されたところですが、新過疎法下においても、引き続き過疎地域の総合的な振興を図っていく必要があることから、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 新過疎法の下での過疎地域の総合的な振興

新過疎法下においても、これまでの過疎対策の成果を踏まえ、過疎地域の持続的発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保など、各種財政措置の維持・拡充をはじめとした総合的な振興策を講じるよう要望します。

## 2 新過疎法下においてその区域の一部が過疎地域の適用から外れた市町村への配慮

新過疎法の施行に伴い、その区域の一部が過疎地域の適用から外れた市町村に対し、当該市町村の財政運営に支障をきたすことのないよう、十分な財政措置を講じるよう要望します。また、今後の追加適用がなされるよう、令和2年度の国勢調査結果等も踏まえた制度要件の柔軟な運用を行うよう要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 過疎地域の現状

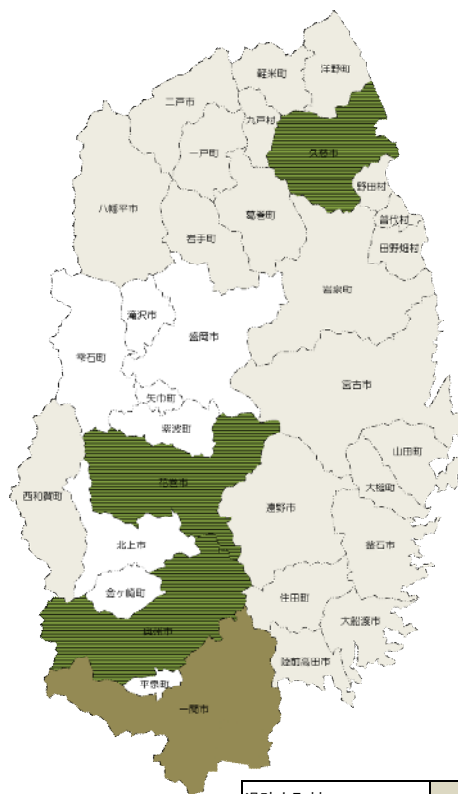
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき、令和3年4月1日に25市町村が過疎地域として公示。
- 本県の過疎地域は、北上盆地を除く地域に広がっており、その大半は、周囲の山地によって分断された地形や積雪が多く寒冷な気候など、地理的・自然的諸条件に恵まれない山村と辺地を抱える。

#### 【過疎地域における人口の推移】

区分	S 35 年 (A)	H2 年	H27 年 (B)	増減率 (B)÷(A)
過疎地域 (全県に対する構成比)	832,317 (57.5%)	638,519 (45.1%)	500,025 (39.1%)	△39.9%
全県	1,448,517	1,416,928	1,279,594	△11.7%

#### 2 これまでの過疎対策の取組

- 過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づき、約50年にわたり、各般の過疎対策事業を総合的かつ計画的に推進。
- 過疎地域自立促進特別措置法が制定された平成12年度以降では、次のとおり「岩手県過疎地域自立促進方針」及び「岩手県過疎地域自立促進計画」を策定。
  - ・ 平成12～16年度（5カ年）
  - ・ 平成17年度～平成21年度（5カ年）
  - ・ 平成22～27年度（6カ年）
  - ・ 平成28年～令和2年度（5カ年）



過疎市町村 法第2条第1項	21
過疎地域とみなされる市 （法第33条第1項）	1
一部過疎を有する市町村 （法第33条第2項）	3

### 3 過疎対策の主な成果

- 道路改良率・舗装率は、県全体とほぼ同水準まで向上。
- 水道普及率の格差が縮小。
- 地域資源を活用した、過疎地域の自立に向けた取組（ソフト事業）の増加。

県道の整備状況	過疎地域		全県	
	H10	H30	H10	H30
改良率	73.4	83.5	79	85.3
舗装率	77.8	84.4	80.8	85.1

水道普及率	過疎地域		全県	
	H10	R1	H10	R1
	81.5	91.5	89.1	94.1

汚水処理人口普及率	過疎地域		全県	
	H10	H30	H10	H30
	19	73.4	43.6	81.6

### 4 過疎地域の主な課題

- 国全体が人口減少に転じ、少子高齢化が一層進む中、過疎地域においては、集落機能の低下、耕作放棄地や空き家の増加、森林管理の放置による森林の荒廃、それに伴う鳥獣被害や水害の発生など、極めて深刻な状況に直面している。
- 過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化することが必要。

### 5 新過疎法における過疎地域の変更

	旧過疎法過疎指定地域		新過疎法過疎指定地域	
新規指定			大船渡市	
一部過疎	奥州市	旧江刺市	奥州市	旧衣川村
	花巻市	旧大迫町	花巻市	旧大迫町
		旧東和町		旧東和町
久慈市	旧山形村	久慈市	旧山形村	
みなし過疎	一関市		一関市	

#### 【一部過疎】

新過疎法第3条第1項に基づき、合併前に過疎地域であった旧市町村のみを過疎地域とみなす市町村（本県では花巻市、奥州市、久慈市が該当）

#### 【みなし過疎】

新過疎法第42条に基づき、合併特例制度によって、全域を過疎地域とみなす市町村（本県では一関市が該当）

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課、地域振興室

## 5 地方自治体の企業立地施策への支援

人口減少の進行に対応し、国が進める企業の地方拠点強化施策の促進並びに地方自治体による地域における産業及び雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進し、国際競争力の高いものづくり企業の国内定着を図るため、企業誘致施策に対する支援策について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 地方自治体が行う企業誘致等への支援

国においては、平成 29 年度に地域未来投資促進法を制定し、「地域経済牽引事業」を支援する制度を設けていただいたところですが、地方税の減免に対する減収補てんについて、地域未来投資促進法において対象となっていない機械装置も対象とするよう要望します。

#### 2 地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援

地方自治体が行う工業団地等の産業インフラの整備に対する支援を行うよう要望します。

#### 3 工業用水道施設の強靱化対策等に対する支援

建設後 40 年が経過した工業用水道施設に対する補助金について、更新・耐震化を迅速かつ確実に実施するために必要な予算を十分確保するよう要望します。

#### 4 工業用水道施設及び下水道施設の整備等に対する支援

国際競争力を有する大手半導体企業の立地に伴う工業用水の需要の大幅な増加に対応するために、必要が生じた大規模施設整備に対して、地方公共団体金融機構資金による公営企業債の枠の確保を行うよう要望します。

また、この立地に伴う下水処理の需要の大幅な増加に対応し、新たな産業集積が進むなどストック効果の高い下水道施設の整備について、重点的に予算を確保するよう要望します。



## 【現状と課題】

### 1 地方自治体が行う企業誘致等への支援

- 企業の新增設を促進するために、地方自治体が企業の土地、建物、生産設備等の取得に対する不動産取得税又は固定資産税等の地方税の課税を免除した場合には、各法令に基づき当該地方自治体は交付税の減収補てん措置を受けることが可能となっている。
- しかし、地域未来投資促進法においては、地方税の課税免除に対する減収補てんの対象に機械装置等の償却資産が含まれていないことから、結果的に地方税の減免を適用できない場合が多い。同法の目的である「地域の特性を生かして高い付加価値を創出」する上でも、企業の生産性向上に資する投資を促す効果的なインセンティブが必要であると考えられる。

### 2 地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援

- 進行する人口減少問題や人口流出を克服するためには、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出していく必要がある。
- 本県への自動車・半導体関連企業の相次ぐ新增設やそれらの関連企業の進出など、最先端のものづくり企業の国内の生産拠点として地方を選択する動きも見られるところ。
- こうした機会を捉え、国際競争力の高いものづくり企業の国内定着を図り、地方創生を一層推進するためには産業用地の確保や工業用水道施設等の整備が必要であるが、財政力が脆弱な地方自治体は、これらの整備等が困難な状況である。  
※ 沿岸被災地域においては、国の東日本大震災復興交付金（津波復興拠点整備事業）を活用して産業用地造成等を実施している例があるが、被災地域以外には活用できる支援制度がない状況。

### 3 工業用水道施設の強靱化対策等に対する支援

- 本県の工業用水道施設は、建設後40年が経過しており、更新時期を迎えた施設が多いが、更新に必要な費用が捻出できず、耐用年数を大幅に超えて使用している状況であるため、工業用水道事業費補助金について十分な予算の確保が必要である。

[岩手県の工業用水道事業の概況]

名称	建設年度 (経過年数)
北上中部工業用水道	
第一浄水場	S53(43年)
第二浄水場	S56(40年)
第三浄水場	H4(29年)

[工業用水ユーザーの状況]

区分	平成30年度 製造品出荷額
県全体（製造業）	2兆7,272億円
北上市	4,139億円
金ヶ崎町	6,123億円
県全体比 (北上・金ヶ崎)	37.6%

### 4 工業用水道施設及び下水道施設の整備等に対する支援

- 国際競争力を有する大手半導体企業の立地により、新たな浄水場の施設整備なども順次進めているが、建設等に要する事業費が多額となるため、大規模施設整備への公営企業債（地方公共団体金融機構資金）の枠確保が必要である。

[施設整備等に要する概算事業費] 約176億円

- ・ 浄水場の整備（60,000m<sup>3</sup>/日）（17,609百万円）

- また、この企業立地に伴い下水処理場の増設が必要となっているが、ストック効果の高い下水道施設の整備については、社会資本整備総合交付金などによる重点的な予算の確保が必要である。

[施設整備等に要する概算事業費] 約84億円

- ・ 下水処理場の整備（9,500m<sup>3</sup>/日）（8,398百万円）

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室  
企業局 経営総務室  
県土整備部 下水環境課

## 6 中小企業等の革新的なものづくりやサービスの創出に向けた支援

ものづくり産業など地域産業の活性化を通じた地方創生を推進していくため、中小企業・小規模事業者の生産性や付加価値の向上、新事業の創出などイノベーションの促進が重要となっており、引き続き、革新的なものづくりやサービスの創出に向けて支援していくことが必要なことから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」の継続・制度拡充

平成 25 年度の予算措置以来、いわゆる「ものづくり補助金」は、本県においても、ものづくり産業を中心に革新的な試作品や技術の開発、生産性の向上に活用されており、他業種を含めた中小企業・小規模事業者の利用ニーズが極めて高いものです。また、更なる生産性向上を目指し、インダストリー4.0を活用した技術革新にも中小企業が活用できるものとして更なる拡充が必要であることから、以下のとおり要望します。

- (1) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」について、次年度以降も継続し、必要な支援を受けられるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 中小企業等の一層の生産性や付加価値の向上に向けた取組を加速するため、生産性を向上させる大型の設備投資等への補助率・補助上限を引き上げること。

## 【現状と課題】

### 1 本県の現状

- 本県では、企業数全体の 98.0%、製造品出荷額の 54.6%を中小企業が占めているが、平成 29 年の製造業全体の従業者一人当たり製造品出荷額及び付加価値額は、全都道府県の中でそれぞれ 31 位と 43 位にとどまっている（出典：経産省 H30「工業統計調査」）。また、本格的な人口減少社会の到来や厳しい国際競争環境等の中で、本県の中小企業数は、平成 21 年から平成 26 年にかけて 12.9%減少するなど、企業の生産性や付加価値の向上等による中小企業の競争力強化と活性化が喫緊の課題となっている。（出典：岩手県「岩手県中小企業振興第 2 期基本計画」H31.3）

### 2 「ものづくり補助金」について

- いわゆる「ものづくり補助金」は、中小企業・小規模事業者の革新的な設備投資やサービス・試作品の開発等を補助対象とし、本県においても、ものづくり企業を中心に革新的な試作品や技術の開発、生産性の向上に活用されており、極めて重要かつ有効な制度である。
- 本県では、北上川流域地域において、自動車・半導体関連産業を中心とした急速な産業集積による雇用と生産の拡大が進むとともに、世界最先端の製品が最新の技術で生産されており、県内中小企業がこの機会をチャンスと捉え、取引拡大、業容拡大をしていくためには、相応額の投資が必要とされているところ。
- また、本県では国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を進めているところであり、本事業を活用することにより、ILC への高い技術力への対応が期待されること。
- 平成 25 年度の予算措置以来、同事業に対する中小企業・小規模事業者のニーズは高いが、採択率は 4 割程度にとどまっており、商工団体や企業からは、事業の継続と予算の拡充、補助上限の引き上げなどについて要望があるところ。

（参考）ものづくり補助金の概要

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:1,000 万円 補助率:中小 1/2、小規模 2/3

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:1,000 万円 補助率:2/3

- 本県では、中小企業等の生産性や付加価値の向上を喫緊の課題と位置付け、認定支援機関等と連携し、幅広い業種に対する同事業の制度内容に関する周知活動、事業計画作成の支援等を強化してきており、この取組を継続することとしているところ。
- 現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済活動が低迷している中、企業が新たな事業展開や生産の回復、拡大に向けての設備投資等を行うインセンティブとして、本事業は有効と考えているところ。
- なお、大型の設備投資等については、補助上限が 1,000 万円となっているが、平成 27 年度には先行型地方創生交付金等を活用した設備補助（補助限度額 1 億円）を実施し、生産性向上への取組を加速させた企業があり、企業からは同等の措置が期待されること。

（参考）採択企業の業種については、平成 30 年度補正事業では、製造業 55.7%・その他の業種 44.3%、令和元年度補正事業では、製造業 42.8%・その他の業種 57.2%となっている。

《ものづくり補助金の国補正予算額、本県採択件数》

(補正予算)	H27 年度補正	H28 年度補正	H29 年度補正	H30 年度補正	R 元年度補正
国予算額	1,021 億円	763.4 億円	1,000 億円	1,100 億円	3,600 億円
採択件数	65	49	96	70	77

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

## 7 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進

地方創生の推進に当たっては、地域課題の解決に資する人材や地域経済を支える産業を担う人材の確保を強力に進める必要があるため、平成 27 年度に創設された奨学金を活用した大学生等の地方定着に向けた支援制度について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進

国の「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」に基づき、官民が基金を造成して大学生等の地元定着を促進する制度について、人口流出が大きい地方公共団体は財政基盤が脆弱であることから、特別交付税措置については、地方公共団体の財政状況に応じて措置率を引き上げるよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 同制度は、地方公共団体が地域の産業的特徴等に応じて、「地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野」の人材を確保し定着を図ることを支援しようとするものであり、地方創生にとって有効な手段の一つ。
- 本県においては、平成 29 年度から制度を運用開始し、支援対象者については、県内外の学生やUターン希望の社会人などから、単年度の目安としていた 50 名に対し、初年度（平成 29 年度）は 47 名、2 年目（平成 30 年度）は 49 名を認定し、3 年目（令和元年度）は 59 名を認定し、3 年間で 146 名が県内ものづくり企業に就業しており、確かな需要があるとの手応えを得ているところ。
- 令和 2 年度は、対象分野や支援対象者の拡充などの制度の見直しを行い、新たな制度に基づく運用を開始し、48 名を支援対象者として認定したところ。
- 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱（総務省スキーム）では、官民の出捐総額の 1/2 に財政力指数に応じた「措置率」を乗じた額を特別交付税措置の対象としているが、人口流出が大きい地方公共団体の財政基盤は脆弱であることから、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税措置率を 0.5 から更に引き上げるなど、この制度が有効に活用できるよう改善が望まれるところ。

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

## 8 働きやすい雇用・労働環境の整備

県内においては、企業の旺盛な投資意欲により工場の新増設が進んでいますが、県内有効求人倍率は1倍以上で推移しており、若者をはじめとする人材確保が課題となっています。

こうした中、若年者等の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するためには、受け皿となる魅力ある企業づくりの支援が必要であることから、雇用・労働環境の改善に資する制度の拡充等について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

若年者や女性の県内就職の促進及び職場定着を図るため、従業員宿舍の整備や住宅手当の導入支援、女性が働きやすい職場環境整備の支援、さらには、正社員雇用の拡大や非正規雇用労働者の正社員化等の処遇改善の促進など、地方における雇用・労働環境の改善に資する制度の整備を一層推進するよう要望します。

#### 2 「働き方改革」の着実な実行及び監視機能の強化

長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進のための制度の整備を一層推進するよう要望します。

また、国では職場環境の改善、生産性向上のための各種助成制度を設けているところですが、賃金引上げや労働時間の短縮などの労働条件の改善に取り組む中小企業・小規模事業者による活用を促進するため、一層の制度周知と受給のための手続の簡素化を図るよう要望します。

併せて、労働法令の遵守徹底や適正な雇用ルールが確保されるよう、岩手労働局の監視機能の強化に必要な対策（労働基準監督官の増員等）を講ずるよう要望します。

#### 3 就職氷河期世代の活躍支援

事業実施年度を令和5年度以降も延長するとともに、地域就職氷河期世代支援加速化交付金における交付対象要件の緩和が図られるよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

#### (1) 従業員宿舍の整備等

- 平成 29 年に、本県に大規模な新工場建設が決定し、さらに、将来の工場増設に向けた動きが活発化しており、大型雇用が創出されることに加え、地場企業においても取引拡大や雇用創出が生み出されるなど、県内経済の更なる活性化が期待されている。
- また、自動車・半導体関連産業にあつては今後も本県への集積が加速していく見込みであり、更なる雇用の増加が見込まれる。
- 令和 3 年 3 月の本県の有効求人倍率は 1.15 倍と、95 か月連続の 1 倍台を記録していることに加え、産業集積等に伴い、引き続き人材確保が急務となっている。

《有効求人倍率（季節調整値）》

年 月	H 1	H 5	H10	H15	H20	H25	H28	H29	H30	R2. 4	R3. 3
全 国	1.30	0.71	0.50	0.69	0.77	0.97	1.39	1.54	1.62	1.32	1.10
岩手県	1.18	0.94	0.53	0.55	0.50	1.06	1.31	1.42	1.45	1.13	1.15

(注) 年度計は原数値

- 企業によっては、業容拡大に必要な人員を十分に確保できないことから、受注増や生産拡大に対応できないなど、企業の成長性を損なう事例が見られることから、人材確保について企業から強い要望を受けている。
- 深刻な人手不足を受け、県内では人材確保に向けた取組の一環として、製造業や水産加工業を中心に、自社において従業員宿舍等の確保を検討する動きがみられるものの、従業員宿舍の整備に多額の費用を要することや、賃貸物件の確保について競合が生じることから、必要な数量の確保に苦慮する場合も多い。
- こうした状況は地域における経済活動の拡大の芽を摘むおそれがあることから、企業による人材確保の取組を支援するとともに、地方創生・ふるさと振興に資する住環境整備を促進するため、従業員宿舍の整備や家賃補助に対する支援が必要となっている。

#### (2) 女性が働きやすい職場環境の整備

- いわて働き方改革推進運動を全県的に展開する中で、優良な取組事例を「いわて働き方改革アワード」において表彰し、広く情報発信、普及啓発を実施している。

##### 【いわて働き方改革AWARD2020 受賞企業の例】

〔女性活躍推進部門（盛岡市、学術研究，専門・技術サービス業）〕

女性従業員の 1/3 が係長相当職以上の役職者であり、有給休暇取得率 60%、コロナ禍での社員の子どもの預かりを実施、時間差出勤を可能にするなど、働く環境を整備し、技術部も含め女性スタッフが活躍できる環境づくりをしている。

〔人材確保・定着部門（奥州市、医療・福祉業）〕

子育てのための離職を防ぐため、平成 30 年から毎日の診療終了時間を 18 時 30 分から 17 時に変更するほか、完全週休 2 日制の導入、産休・育休後は短時間での勤務を可能にするなど、子育てとの両立を図る職場環境を実現し、離職の防止・定着につなげている。

- 企業からは、女性従業員向けのトイレや更衣室等の整備・改修等に係る費用面での苦慮についての意見（令和元年 9.11 県と岩手県工業クラブとの意見交換会）もあり、ハード面での整備支援が必要。

### (3) 若年労働力の確保等

- 将来の岩手を担う若年労働力を確保するため、新規学卒者の県内就職者数・割合の向上が必要。

《本県の新卒者の県内就職割合》

	H27.3月卒	H28.3月卒	H29.3月卒	H30.3月卒	H31.3月卒	R2.3月卒	R3.3月卒
高卒者	63.4%	64.1%	66.3%	65.8%	69.0%	68.3%	71.1%
大卒者	43.2%	43.7%	45.0%	43.6%	43.1%	41.2%	42.0%

※1 R3.3月卒は、令和3年2月末現在

※2 新規高卒者は、県内就職率は上昇傾向にあるが、依然として約3割が県外に就職している。

※3 新規大卒者は、ほぼ横ばいで、約6割が県外に就職している。

- 本県の新規学卒就職者の3年以内離職率は、高卒者は全国平均を下回っているものの、高卒者・大卒者ともに約4割で推移しており、就職後の定着支援が必要。

《本県の新卒者の3年以内の離職率》

	H27.3月卒	H28.3月卒	H29.3月卒	H30.3月卒 (2年)	H31.3月卒 (1年)
高卒者	38.8% (全国 39.3%)	38.2% (全国 39.2%)	37.8% (全国 39.5%)	25.7% (全国 28.7%)	15.7% (全国 16.2%)
大卒者	37.8% (全国 31.8%)	37.2% (全国 32.0%)	37.9% (全国 32.8%)	29.5% (全国 22.8%)	14.2% (全国 11.7%)

※ 就職後3年以内の離職率は高卒・大卒とも約4割で、特に大卒者の離職率が全国に比べ高い状況。

- 就職期における若年者の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するため、正社員雇用の拡大等に取り組む地方の企業に対して、キャリアアップ助成金の拡充等、助成制度の一層の整備を推進することが必要。

## 2 「働き方改革」の着実な実行及び監視機能の強化

### (1) 「働き方改革」の着実な実行

- 「働き方改革実行計画」(H29.3閣議決定)において、「働き方改革」は労働生産性の改善の最良の手段であるとされ、その「働き方改革を、着実に進めていく」ため、ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組を推進していくこととしている。

[主な内容]

同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進、企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備、法改正による時間外労働の上限規制の導入など

- 本県の最低賃金は793円で、全国で最下位のグループに位置し、地域間での格差が縮小していないことから、賃金面での改善が求められている。
- 本県では、令和元年の一人平均総実労働時間は全国で最も長く、また、年次有給休暇取得率は全国平均を下回っており、長時間労働を是正し、年次有給休暇の取得促進等の取組が重要な課題となっている。

《本県の平均総実労働時間》(5人以上事業所)

年	岩手県			全国		
	所定内	所定外	計	所定内	所定外	計
H29	1,724	134	1,858	1,590	130	1,720
H30	1,709	132	1,841	1,577	129	1,706
R1	1,673	139	1,812	1,542	127	1,669

- 国では、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業の取得促進等に加え、中小企業における労働生産性の向上や事業所内賃金引上げを支援するため、事業所に対する助成やその拡充を図っているが、制度の周知が十分でないことや手続の煩雑さ等もあって、県内企業の助成制度の利用は十分に進んでおらず、依然として労働時間や賃金水準についても全国との開きがあることから、助成要件の緩和など使いやすい助成金制度の拡充やより一層の普及啓発が必要。

[労働条件等関係の主な助成制度の利用状況]

- ・ 働き方改革推進支援（勤務間インターバル導入コース）（H30:12件、R1:81件、R2:30件）  
※令和2年度から「時間外労働等改善助成金」から「働き方改革推進支援助成金」に名称変更
- ・ 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）（H29:1件、H30:1件、R1:0件、R2:63件）
- ・ 業務改善助成金（H28:12件、H29:6件、H30:18件、R1:15件、R2:9件）

[令和2年度から新設又は見直しされた主な助成制度]

- ・ 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）（R2:28件）
- ・ 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（R2利用件数未確定）
- ・ 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）（R2利用件数未確定）

(2) 監視機能の強化

- 国では、労働局への「過重労働特別監督監理官」の配置等により、監視機能の強化措置を講じているが、依然として、多くの事業場で違法な時間外労働や賃金不払残業等の労働法令違反が確認されている。

また、無期転換ルール（労働契約法第18条、平成25年4月1日施行）による有期雇用労働者の無期雇用への転換や、労働法制の改正に合わせた新たな雇用ルールについても確保されるよう、労働基準監督官の増員等の監視機能強化が必要。

≪「過重労働解消キャンペーン」による重点監督結果≫（岩手労働局発表）

年	重点監督実施事業場(※)数	うち労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止対策
H29	86 (100.0%)	54 (62.8%)	31 (36.0%)	8 (9.3%)	7 (8.1%)
H30	94 (100.0%)	62 (66.0%)	28 (29.8%)	2 (2.1%)	7 (7.4%)
R1	164 (100.0%)	137 (83.5%)	64 (39.0%)	13 (7.9%)	34 (20.7%)

※ 重点監督実施事業場：長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場

- 働き方改革に資する基礎データが不足しており、詳細かつ全国比較できるデータの蓄積が必要であることから、国による全国実態調査の実施が必要。

[これまで実施した調査]

- ・ 令和元年度岩手県の若年者雇用動向調査結果（令和2年3月、いわてで働こう推進協議会）
- ・ 働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査（平成28年度・平成30年度、いわてで働こう推進協議会）
- ・ 企業・事業所行動調査（平成26年度、平成28年度、平成30年度、令和2年度）



### 3 就職氷河期世代の活躍支援

#### (1) 就職氷河期世代活躍支援プログラム

- 国は、令和元年 12 月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（関係府省会議決定）において、令和元年度補正予算を含め、3 年間（令和 2 年度～4 年度）で 650 億円を上回る財源を確保し、集中的に取り組むとしており、同世代の正規雇用人数を 30 万人増やすことを目指すとしている。
- 厚生労働省が、「就業構造基本統計調査」（総務省 2017 年）を基に算出した数値では、本県の 35～44 歳労働人口は 154,300 人であり、就職氷河期世代の支援対象者数は下記のとおりとなっている。
  - ・ 不安定な就労状態にある方（不本意に非正規雇用で働く方） 6,200 人
  - ・ 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方 3,498 人
  - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方） 計測困難

#### (2) 国の支援策

- 内閣府は、就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉党の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を創設したが、就職氷河期世代を雇用した事業者への助成金が対象外となっていることから、補助対象要件の検討が必要。
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の概要（補助率 3/4）

##### 〔対象事業〕

先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等が実施する以下の事業

- ・ 実態調査、効果検証
- ・ 相談支援の実施
- ・ 多様な働き方や社会参加の場の創出
- ・ 就職説明会の開催 など

##### 〔対象経費〕

調査研究経費、広報 P R 経費、講師謝金・旅費、拠点整備経費、設備備品経費など

※ 対象外は、公務員の人件費、旅費及び特定個人や個別企業に対する給付

#### (3) 岩手県における今後の取組

- 都道府県プラットフォームを設立し、事業実施計画の策定、K P I の設定、事業の進捗管理等を実施（事務局：岩手労働局）。

〔いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの概要〕

設立時期：令和 2 年 7 月

構成団体：商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、県経営者協会、労連岩手高齢・障害・求職者雇用支援機構、県社会福祉協議会、ひきこもり支援団体、岩手県市長会、岩手県町村会、東北経済産業局、岩手労働局、岩手県（商工労働観光部、保健福祉部、環境生活部）

事務局：岩手労働局

- 事業内容（プラットフォーム工程表に基づき実施）
  - ・ 社会機運の醸成・効果的な周知広報
  - ・ 各種窓口での、個別相談及び就労支援
  - ・ 各種助成金等の活用を促しながら、新規雇用の促進
  - ・ 企業とのマッチング、相談対応

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室

## 9 農林水産業における「担い手育成」

農林水産業を持続的に発展させるためには、意欲と能力のある経営体が、優れた技術を基に、農地、森林、漁場などの経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な経営を展開し、所得・雇用機会を確保・拡大することにより、若者等の地域への定着を図り、にぎわいを取り戻していくことが必要となっています。

こうした中、地域の農林水産業をけん引し雇用の受け皿となる経営体の育成と、新規就業者の確保・育成を図るため、「担い手育成」に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 農業の担い手に対する支援施策の充実・強化

「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」で位置付けられた地域の中心となる経営体や次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図るため、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

#### 【現状と課題】

○ 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」については、担い手の規模拡大や経営の多角化等に有効であるが、本県における令和3年度の要望額に対する配分率は41%と、要望に応えきれていない。

また、「担い手確保・経営強化支援事業」については、T P P対策として売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展に意欲的に取り組む担い手を支援するため、令和2年度も補正予算により措置されたものであるが、本県の要望額に対する配分率は55%と、要望に応えきれていない。

#### 【予算配分状況】

(単位：千円)

事業名	要望額	配分額	配分率	備考
強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (先進タイプ・地域タイプ)	84,296	34,308	40.7%	R3年度(当初)
担い手確保・経営強化支援事業	171,606	94,516	55.1%	R2年度(補正)

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

2 林業の担い手育成に対する支援の充実

本県では、平成 29 年度に設置した「いわて林業アカデミー」において、林業の知識や技術を体系的に習得できる人材を養成しているところであり、研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう「緑の青年就業準備給付金事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 林業労働力の継続的かつ安定的な確保と育成のため、都道府県が設置する人材養成機関が全国的に増加している中、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算が要望額どおりの配分となっておらず、意欲ある研修生が十分な給付を受けられなくなることが懸念。

【緑の青年就業準備給付金事業予算の推移（岩手県）】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
研修生（人）	-	15	18	17	17	16
受給者（人）	-	14	13	14	14	13
要望額（千円）	-	19,250	17,875	18,500	19,633	18,471
配分額（千円）	-	17,262	16,219	15,330	19,633	9,751
配分率（%）	-	89.7	90.7	82.9	100.0	52.8

※令和 3 年度の配分額及び配分率は、第 1 次配分の数値

【緑の青年就業準備給付金事業予算の推移（全国）】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
予算額（百万円）	280	280	272	272	376	413
人材養成機関数（校）	15	18	18	19	20	22
【定員（人）】	【240】	【285】	【285】	【295】	【335】	【355】
一人当たり予算額（万円）	117	98	95	92	112	116

※一人当たりの給付上限額は、H28～R1：150 万円、R2～：155 万円又は 125 万円

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

**3 漁業就業者の確保・育成に係る支援の充実**

**(1) 経営体育成総合支援事業の予算の確保**

意欲ある新規漁業就業者を確実に確保・育成するため、平成31年4月に「いわて水産アカデミー」を開講したところであり、研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう、「次世代人材投資（準備型）事業」及び「新規漁業就業者確保事業（長期研修等）」を継続するとともに、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

**(2) 経営開始直後の就業者に対する支援制度の創設**

経営開始直後の就業者の経営リスクを緩和するため、「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」と同様に、収入が不安定な経営開始直後を対象とした給付金制度を創設するよう要望します。

**(3) 漁業研修機関の運営に対する支援制度の創設**

水産業の次代を担う漁業担い手の確保・育成には、技術や知識を習得できる漁業研修機関が重要な役割を果たすことから、安定的な運営が図られるよう必要な経費等に対する支援制度を創設するよう要望します。

**【現状と課題】**

**1 経営体育成総合支援事業の予算の確保**

- 令和3年度における「次世代人材投資（準備型）事業」と「新規漁業就業者確保事業（長期研修等）」の内示額は、要求額の36.9%にとどまっていることから、十分な予算確保が必要。
- 「新規漁業就業者確保事業」で実施する（一社）全国漁業就業者確保育成センター主催の漁業就業支援フェアについて、仙台市等、本県漁業者が参加しやすい都市においても毎年開催されるよう、十分な予算確保が必要。

**【岩手県への予算配分状況】**

（単位：千円）

区分	R1年度（当初予算）			R2年度（当初予算）			R3年度（当初予算）		
	要望額	配分額	配分率	要望額	配分額	配分率	要望額	配分額	配分率
就業準備支援※1	4,500	1,625	36.1%	12,000	2,750	22.9%	4,500	1,375	30.6%
新規就業支援※2	12,700	6,350	50.0%	11,767	4,947	42.0%	8,309	3,346	40.3%
計	17,200	7,975	46.4%	23,767	7,697	32.4%	12,809	4,721	36.9%

※1 次世代人材投資（準備型）事業

※2 新規漁業就業者確保事業（長期研修等）

**2 経営開始直後の就業者向け給付金制度の創設**

- 漁業就業者が独立起業するためには、漁船、漁具、養殖施設等の整備に係る初期投資が必要。

- また、経営開始直後は、漁業の技術が未熟であることに加え、漁船漁業では天然資源の減少による漁獲不振、養殖業では台風や低気圧による被害等のリスクもあるため、収入が不安定であり、経営が軌道に乗るまでの数年間は、多大な経営リスクを負う状況。
- このため、「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」と同様の給付金制度を創設し、収入が不安定な経営開始直後の経営リスクを緩和することが必要。

### 3 漁業研修機関の運営に対する支援制度の創設

- 本県では、水産業の次代を担う意欲ある新規就業者を確保・育成するため、平成31年4月に「いわて水産アカデミー」を開講。

#### 【いわて水産アカデミーの修了者数の推移】

	R1年度	R2年度	R3年度
修了者数	7人	6人	7人（研修中）
累計	7人	13人	20人（見込）

- 「いわて水産アカデミー」の運営費には、地方創生推進交付金（横展開タイプ）を充当していたが、当該交付金の交付期間は3年間のため、令和2年度をもって交付が終了。
- 「いわて水産アカデミー」の運営を安定させ、漁業の担い手育成に向けたカリキュラムの充実を図っていくためには、国の財政支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

## 10 主要な水産物の不漁に対する対策の強化

近年、海洋環境の変化等により、サケ、サンマ、スルメイカなどの回遊魚の水揚量は急激に減少しています。

また、コンブ等大型海藻類などの藻場の減少が深刻であり、コンブ等を餌とするアワビなどの磯根資源の水揚量が減少しています。

主要水産物の水揚量の減少は、本県漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業における原料確保などにも直結し、漁獲から流通加工業に至る地域の水産業は厳しい状況に置かれているところです。

このため、主要水産物の資源回復に取り組むとともに、新たな増養殖技術の開発・導入、藻場再生の取組の推進、漁業者等の収入安定対策など、あらゆる手段を講じて水産業を振興する必要があることから、国において、総合的な施策を展開するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 サンマ、スルメイカの資源回復に向けた取組の強化

サンマ、スルメイカの漁獲量が急激に減少していることから、不漁要因を解明するための調査・研究を一層充実させるとともに、持続的で安定的な漁獲が可能となるよう、適切な資源管理の推進を要望します。

#### 2 つくり育てる漁業の充実・強化

- (1) サケ・マス類のふ化放流事業を推進し、生産量の増大に向けた事業を積極的に展開するよう要望します。
- (2) 養殖経営体の減少により、生産量が減少傾向にあることから、地域の養殖形態に対応した省力化機器の開発や改良などを進めるとともに、ICT等の先端技術を活用したスマート水産業の実現に向けた取組への支援を要望します。
- (3) 新たな増養殖事業を推進するため、サケ・マス類の養殖への支援を要望します。
- (4) 近年の海洋環境の変化に対応した漁場整備を計画的に推進していくため、新たな魚種の生態等を把握する基礎調査への支援を要望します。

### 3 磯根資源の回復に向けた総合的な支援制度の創設

- (1) アワビ、ウニ等の磯根資源の回復に向け、地域の漁場環境を把握するための調査研究を支援するとともに、漁業者や漁業協同組合が実施する藻場の造成や種苗放流等の一連の取組を総合的に支援する制度の創設を要望します。
- (2) 漁場の保全活動など、漁業者等による取組をより一層推進するため、「水産多面的機能発揮対策事業」の十分な予算の確保を要望します。

### 4 漁業者の収入安定対策の強化

漁獲量の減少により、漁業者の収入が不安定になっていることから、漁業経営の安定に不可欠な漁業共済制度の柔軟な運用と十分な予算の確保を要望します。

#### 【現状と課題】

#### 1 サンマ、スルメイカの資源回復に向けた取組の支援

- 令和2年における本県全13魚市場の水揚量は、震災前の約5割にとどまり、このうち主要魚種であるサンマ及びスルメイカの水揚量は、震災前の14～23%と大きく減少。
- サンマ、スルメイカの資源量の回復に向け、不漁要因の解明と資源管理の推進が必要。

<岩手県における主要魚種及び全魚市場の水揚実績>

	震災前 A	令和元年 B	令和2年 C	C/A	C/B
サンマ(トン)	52,241	7,849	7,527	14.4%	95.9%
スルメイカ(トン)	18,547	2,072	4,271	23.0%	206.1%
全魚市場(トン)	176,728	103,123	85,257	48.2%	82.7%

※ 震災前はH20年～22年平均の値 (岩手県水産技術センター集計値、属地集計)

#### 2 つくり育てる漁業の充実・強化

- 秋サケの漁獲量は、震災前から減少が続いており、令和2年度は1千トン台まで激減。また、ふ化放流事業に供する種卵の確保が困難となり、稚魚生産実績は、計画を大きく下回る2.3億尾にとどまる危機的状況。

<岩手県におけるサケの漁獲量及び稚魚生産計画・実績>

	震災前 A	令和元年度 B	令和2年度 C	C/A	C/B
漁獲量(トン)	25,053	1,827	1,277	5.1%	69.9%

※ 震災前はH20～22年度平均の値 (岩手県調べ)

	震災前 A	H27	H28	H29	H30	R1	R2 B	B/A
稚魚生産計画 (億尾)	4.4	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	—
稚魚生産実績 (億尾)	4.4	3.9	3.1	3.7	4.1	1.8	2.3	52.3%

※ 震災前はH19～21年度平均の値 (岩手県調べ)

- 養殖生産量は、生産者の高齢化や減少により震災前の水準にまで回復しておらず、生産量の回復には、新規就業者を確保するほか、一経営体当たりの生産性を高めることが重要。このため、ワカメ養殖における自動刈取り装置や芯抜き装置、カキ養殖における自動殻むき機など、地域の養殖形態に対応した省力化機器の研究開発や、スマートフォンを利用した養殖生産管理システムなどのICTを活用したスマート水産業の実現を推進することが必要。

- 沿岸における新たな増養殖を推進するため、サケ・マス類の海面養殖施設の整備に必要な予算を十分に措置することが必要。
- 近年漁獲量が増加しているヤリイカ等については、本県沿岸域における生態等の知見が不足していることから、事業計画策定に向けた事前の基礎調査が必要。

＜参考＞ 国の関連事業

「さけ・ます等栽培対象資源対策」、「浜の活力再生・成長促進交付金」、「スマート水産業推進事業」、「水産基盤整備事業」など

### 3 磯根資源の回復に向けた総合的な支援制度の創設

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年、餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
- 近年の藻場の減少は、冬場の海水温が例年に比べ高めに推移したことにより、ウニ等が活発に活動し、芽が出たばかりの海藻を食害することなどが原因。
- 本県では、令和2年度に「岩手県藻場保全・創造方針」を策定し、効果的な藻場造成を行うため、ブロック等の設置によるハード対策とウニ除去などによるソフト対策を一体的に実施する方針。
- 海洋環境が変化している中で、アワビ資源を確実に回復させるためには、地域の漁場環境を把握するための潜水調査をはじめとした調査研究の充実とともに、漁場の生産力を回復するための藻場造成やウニ等の食害生物の除去、アワビの種苗放流等、漁業者や漁協等による漁場づくりを進めることが重要であり、これらの一連の取組を促進する総合的な支援制度が必要。
- 漁業者や漁協等が取り組む藻場保全活動を推進するためには、「水産多面的機能発揮対策事業」の十分な予算の確保が必要。

＜岩手県におけるアワビ及びウニの漁獲量＞

	震災前 A	令和元年度 B	令和2年度 C	C/A	C/B
アワビ(トン)	343	119	97	28.3%	81.5%
ウニ(トン)	122	88	74	60.7%	84.1%

※ 震災前は H19～21 年度平均の値 (岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

＜岩手県における大型海藻類の藻場面積の推移＞

	S53	H3	H8	震災前 (H17～23)	震災後 (H27) A	R2 B	B/A
藻場面積 (ha)	2,739	2,736	2,466	3,280	2,366	1,446	61.1%

(岩手県藻場保全・創造方針 (令和3年3月))

＜水産多面的機能発揮対策事業 (対策事業費) の岩手県への予算配分状況＞

	要望額 A	配分額 B	B/A	活動組織数
R2 年度 (千円)	13,926	11,365	81.6%	8 組織 (うち 4 組織が藻場保全活動)
R3 年度 (千円)	21,866	15,226	69.6%	10 組織 (うち 6 組織が藻場保全活動)

### 4 漁業者の収入安定対策の強化

- 漁業共済制度は、不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補填するもので、漁業者の経営安定に欠かすことのできない制度。



- 不漁による水揚金額の減少が続くことにより、共済限度額（直近5ヶ年の5中3平均）が減少し、漁業者への共済金支払いが年々減少することが懸念され、水揚金額の減少が共済限度額の算定に影響しないようにする特例措置など柔軟な対応が必要。
- 全国的な不漁に対応し、漁業収入を安定させるためには、漁業収入安定対策事業等の予算の十分な確保が必要。

< 契約単位当たりの定置網の共済限度額<sup>※</sup>の推移 >

単位：千円/件

地区	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2/H27
九戸	57,751	64,473	68,224	74,504	74,105	74,707	129.4%
下閉伊	79,423	80,305	78,788	83,492	84,829	75,744	95.4%
上閉伊	91,759	83,437	78,932	82,259	73,541	72,170	78.7%
気仙	87,884	82,191	80,974	77,908	76,876	81,262	92.5%
合計	76,943	76,758	76,284	79,534	78,427	76,053	98.8%

(岩手県漁業共済組合調べ)

※ 契約者過去5年間の漁獲金額のうち、最高と最低の年を除いた3年平均に限度額率を乗じる等の方法で定める金額。共済金支払いの判定基準となる。

< 共済金支払い実績の推移 >

種別	H30年度		R1年度		R2年度	
	支払件数	支払実績	支払件数	支払実績	支払件数	支払実績
漁獲共済	79件	746百万円	109件	1,125百万円	154件	1,694百万円
特定養殖共済	280件	267百万円	526件	549百万円	853件	923百万円
計	359件	1,013百万円	635件	1,674百万円	1,007件	2,617百万円

(岩手県漁業共済組合調べ)

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

## 11 地方創生のための地方大学の振興

地方創生を実現し、将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であり、有為な人材の輩出と活力の創出に貢献する地方大学が果たす役割はこれまでも増して大きくなっていることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 地方大学の魅力を高める施策の充実

令和元年度で終了した「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の取組を基に地方創生の更なる深化に向けて、大学等が中心となって実施する人材育成や地元定着の取組支援、大学が行う地域活性化への取組支援など、私立大学も含めた地方大学の魅力を高める施策の充実を要望します。

#### 2 地方大学の運営基盤の強化

地方大学の持続可能な運営が図られるよう、その運営基盤を支える運営費交付金等の財政支援の充実を要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 地方大学の魅力を高める施策の充実

- 大学が中心となって行う地元での雇用創出や学卒者の地元定着率の向上に向けた取組を支援する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」は、令和元年度で終了。地方創生の更なる展開に向けて、地方大学における自立に向けた自主的努力と国による次なる支援策を組み合わせた相乗的な取組推進が必要。
- 複数の高等教育機関、地方公共団体及び産業界等が、各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム」の構築が各地域で図られるよう、令和2年10月に文部科学省ではガイドラインを策定。本県では、人材育成や地元定着の取組など、地方創生に向けた取組の推進のため、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」を令和3年6月に構築したところであり、本プラットフォームにおける議論を踏まえ、高等教育機関が産業界や行政等と連携して実施する取組への支援策の充実が必要。

## 2 地方大学の運営基盤の強化

- 国立大学法人岩手大学における運営費交付金は、震災以降、一時復興関連事業の実施に伴い、増額されていたが、プロジェクト事業による増加分を除けば、減少傾向にある。

(単位：億円)

年度	H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
運営費交付金 決算額	76.5	74.0	70.7	70.2	72.1	82.5	82.9	80.7	79.2	69.3	71.4	71.7	75.4

※ H24～27年度は、震災復興関連事業によって増額。H29～R1年度はプロジェクト事業や退職手当等によって増額。

(出典) 国立大学法人岩手大学決算報告書

- 国における運営費交付金の全体予算額においても、平成25年度までは一貫して減少し、近年は横ばい傾向にある。なお、近年、運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にあり、法人による中長期的な視点に立った自律的・戦略的な経営が困難。

(単位：億円)

年度	H16	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
予算額	12,415	12,043	11,813	11,695	11,585	11,528	11,366	10,792
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
予算額	11,123	10,945	10,945	10,970*	10,971*	10,971	10,807	10,790

※ 国立大学法人機能強化促進費を含む (H29：45億円、H30：89億円。令和元年度は廃止され、再配分の原資に活用)。

(出典) 第4回 非社会保障ワーキング・グループ (H27.10.28) の配布資料に以後の予算額を追記

- 公立大学への運営費交付金については、地方交付税措置が講じられているが、実態に見合った算定がなされていない。また、トップランナー方式が導入され、基準財政需要額が毎年度減少。実態との乖離が拡大し、円滑な大学運営に影響を及ぼすおそれ。

[岩手県立大学運営費交付金 (通常分) と基準財政需要額の算定額 (R2 ベース)]

(単位：億円)

運営費交付金 (A)	基準財政需要額 (B)	差引 (B-A)
36.4*	22.4	△14.0

※運営費交付金 (通常分) のうち、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免分を除く

[地方交付税 (公立大学) のトップランナー方式の影響額 (総務省による算定額)]

- ・理科系学部の経費水準 (学生1人当たり) H28：1,694千円 ⇒ R3：1,460千円 (△13.8%)
- ・保健系学部の経費水準 (学生1人当たり) H28：1,938千円 ⇒ R3：1,668千円 (△13.9%)

【県担当部局】 ふるさと振興部 学事振興課

## 12 子育てしやすい雇用・労働環境の整備

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」では、出産前に仕事をしていた女性の約5割が、出産・育児を理由に退職しており、出産・育児期における就業の継続が課題となっています。

また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な雇用・労働環境などが背景にあると考えられ、労働力の不足や出生率の低迷を解消するためには、仕事と家庭を両立しやすい雇用・労働環境の整備や子育て中の女性の再就職支援が重要であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止について指導強化するなど、女性のキャリア形成のための雇用・労働環境の整備を一層推進するよう要望します。

#### 2 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事と家庭の両立支援のための雇用・労働環境整備に取り組む事業主に対する助成金制度や税制優遇措置等の一層の拡充を図ることにより、就業の継続を可能とする短時間正社員制度などの多様な働き方の導入や定着を促進するなど、子育てしやすい働き方を一層推進するよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 出産・育児を理由とする退職等の動向

出産前に仕事をしていた女性の約5割が出産・育児を理由に退職しており、出産・育児期における就業の継続が課題。(国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」)

### 2 妊娠・出産や育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

育児休業に関する要件の緩和や、職場における不利益取扱いの防止については、平成29年1月に育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されたところであるが、不利益取扱いに関する相談件数は高い水準で推移している状況。

さらに、令和2年6月からは、妊娠・出産や育児休業に起因する問題に関する事業主の責務が強化されたところであり、引き続き岩手労働局など関係機関と連携し、企業や労働者に対する関係法令の周知徹底が必要。

※女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、職場のセクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策等について、法及び指針の定めにより事業主が講ずべき措置とされた。

◎妊娠・出産や育児休業等に係る不利益取扱いに関する相談件数の推移

年度	婚姻、妊娠・出産等		育児休業等	
	岩手県	全国	岩手県	全国
平成29年度	68件	4,434件	43件	1,733件
平成30年度	49件	4,507件	38件	1,937件
令和元年度	42件	4,769件	21件	1,932件

### 3 仕事と家庭の両立支援の推進

国では、女性活躍推進法の制定や法改正、両立支援等助成金等の制度を設けて支援を推進しているが、法律上策定が努力義務とされている常時雇用100人以下の企業における「一般事業主行動計画」の策定や、仕事と家庭の両立支援に資する助成金<sup>\*</sup>について、より一層の普及啓発が必要。

※両立支援等助成金：出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)、育児休業等支援コース、介護離職防止支援コース、不妊治療両立支援コース、女性活躍加速化コース、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

◎一般事業主行動計画の策定及び認定状況(企業数)(厚生労働省公表：令和2年12月末現在)

	常時雇用101人以上 (策定義務付け)	常時雇用100人以下 (策定は努力義務)
岩手県	451(100%)	535
全国	48,987 (98.9%)	46,514

◎本県における両立支援等助成金の活用状況（岩手労働局受付分決定分）

コース名称	平成 30 年度実績	令和元年度実績
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	1 件	- (※)
出生時両立支援コース	43 件	40 件
育児休業等支援コース	78 件	73 件
再雇用者評価処遇コース	0 件	0 件

※ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金は、平成 30 年度で終了。

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

## 13 総合的な少子化対策の推進

少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすため、地域において重点的に取り組むべき課題であり、その対策として、男女の出会いの場の創出、結婚から出産・子育てに至るまでライフステージに応じた支援を行っていくことが重要です。

本県では、令和2年の合計特殊出生率が1.33と依然低い水準にあり、その向上を図っていく必要があることから、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実や、結婚支援拠点への財政支援の拡大、不妊治療の提供体制の充実、妊産婦支援の充実について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

少子化対策の推進に当たっては、結婚を希望する方への出会いの場の創出や、安全・安心な出産環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービス等の充実など、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していく必要があることから、地域が取り組む少子化対策について自由度の高い財政支援の充実を図るよう要望します。

また、国を挙げて、家庭や子育ての大切さや、妊娠・出産に関する正しい知識を普及啓発するなど、若者のライフデザインの構築支援に積極的に取り組むよう要望します。

#### 2 結婚支援拠点への財政支援の拡大

結婚支援拠点（結婚サポートセンター等）を多くの自治体等が設置しており、住民のニーズが高く、成婚に結び付いていることから、将来にわたり継続して結婚支援に取り組むことができるよう、運営費（人件費、施設維持費、システム保守費用等）に対する補助制度を創設するなど、財政支援の拡大を図るよう要望します。

### 3 不妊治療の提供体制の充実

不妊に悩む夫婦が県内で希望する治療を受けられるよう、不妊治療に従事する医師、胚培養士等の専門人材を国レベルで養成するとともに、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備に対する財政支援を行うなど、不妊治療の提供体制の充実を図るための支援を要望します。

また、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発など、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう要望します。

### 4 妊産婦支援の充実

核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦の孤立感や負担感が高まっていることから、「子育て世代包括支援センター」の運営や、助産師等による専門的な産前・産後ケアを提供していくため、引き続き必要な財政支援を行うよう要望します。

#### 【現状と課題】

#### 1 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

- 本県の令和2年の合計特殊出生率は1.33と前年の1.35を下回り、依然低い水準にあり、その向上を図っていくことが必要である。
- このような現状を踏まえ、本県では、少子化対策の一環として、結婚サポートセンターの設置による未婚男女の出会いの場の創出や、不妊治療費助成や周産期医療の提供などによる安全・安心な出産環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの普及などに取り組んできたところ。
- 少子化対策を継続的に実施していくためには、地域の取組に対する自由度の高い財政支援の充実が必要である。
- また、若い世代の段階から、結婚や子育て、妊娠・出産に関する正しい知識を伝えることで、若者の結婚観・家庭観を醸成し、自らのライフデザインを考える機会を提供することが必要である。  
(令和3年度、結婚新生活支援事業の拡充により、国の交付金により県がセミナーを開催)

#### 2 結婚支援拠点への財政支援の拡大

- 本県では、結婚を望む方々の希望をかなえるため、平成27年10月に、県、市町村、民間団体等が連携して、“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を設置し、会員登録によるマッチング支援や、出会いイベントの情報発信などを行い、これまでに会員同士で92組が成婚している。
- 一方、センターの運営に当たっては、毎年度、コーディネーターの人件費や施設維持費、マッチングシステムの保守費用などで、約5千万円程度の経常的経費が生じるが、国の地域少子化対策重点推進交付金は、新たな取組のみを交付対象としており、既設のセンターの運営費は交付金の対象外となっている。
- 結婚サポートセンターは、県民のニーズが高く、成婚に結び付いていることから、継続して設置・運営していくことが求められるが、安定した運営を図るためには、国による財政支援が必要である。



【“いきいき岩手” 結婚サポートセンターの活動状況 (R3. 2. 末現在)】

(1) センターの開設時期

平成27年10月 1 日

(2) 会員登録及びマッチングの状況

	会員数推移 (人)			マッチング (組)		会員同士成婚数 (組)
	男性	女性	計	お見合い	交際	
平成27年度	318	142	460	100	49	0
平成28年度	637	360	997	459	223	10
平成29年度	685	420	1105	551	267	25
平成30年度	609	325	934	426	214	23
令和元年度	450	230	680	300	143	23
令和2年度	381	188	569	282	161	13

3 不妊治療に対する支援の充実

- 本県では、特定不妊治療を受けられる医療機関が2箇所のみとなっており、特定不妊治療費助成を受ける夫婦の半分程度が県外での受診となっている。

県外で受診する場合、治療を受ける方は多額の交通費を負担することになるため、岩手県内で希望する治療を受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する医師、胚培養士、看護師、カウンセラー等の専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図っていく必要がある。

- 仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備が必要である。

【県内の不妊治療の状況 (R3. 3. 31 現在)】

(1) 医療機関の状況

- ① 特定不妊治療医療機関 2 箇所
- ② 男性不妊治療医療機関 なし

(2) 特定不妊治療に係る助成実績

令和元年度	総数	うち県内での受診	うち県外での受診
助成延べ件数 (件)	670	373 (55.7%)	297 (44.3%)
助成実人数 (人)	445	—	—

※男性不妊治療を含む

4 妊産婦支援の充実

- 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、妊産婦が地域の身近な場で相談支援や心身のケアを受けられる環境の整備が必要である。
- 令和2年度までに、本県では24市町村が「子育て世代包括支援センター」を設置し、相談支援や、訪問指導等を行っているほか、22市町村が産後ケア事業、16市町村が産前・産後サポート事業に取り組んでいるところ。

- 県としても、市町村保健師等の専門人材の確保や人材育成研修の取組のほか、令和元年度から、市町村の子育て世代包括支援センターの活動に要する経費の一部を助成する事業の実施などにより、妊産婦の包括的な支援に取り組んでいる。
- 市町村では、妊産婦支援のための必要な財源の確保や、助産師等の専門人材の確保などが課題となっている。
- 市町村が妊産婦のニーズに応じて必要な支援を行っていくためには、引き続き、国による財政支援が必要である。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室

## 14 子ども医療費助成の全国一律化

子どもの適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費助成を実施しているところですが、自治体の財政力の差などにより助成対象や助成額に差が見られる状況となっています。

それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となるものでありますが、出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が出ないようにするべきであり、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 子ども医療費助成の全国一律化

本来、医療費助成は、全国どこの地域においても同様な水準であるべきであり、子どもの医療費助成について、自治体の財政力により差が生じないように、国において制度を創設するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 出産や子育ては、日本全国どこにおいても一定水準の高いサービスを受けられることが望ましいが、実際には、医療費助成の対象年齢、所得制限、受給者負担等の内容が、都道府県や市町村によって異なっているところ。なお、国においては、平成20年4月から3歳以上の未就学児の一部負担金を3割から2割に軽減（0歳から2歳までは、以前から2割に軽減済）。
- それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となってくるが、出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が出ないことが望ましいもの。

【県担当部局】 保健福祉部 健康国保課

## 15 地方単独医療費助成事業の現物給付化による 国庫負担金の減額調整措置の廃止

子ども、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障がい者の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費の一部負担金の軽減措置を行っているところですが、本県では「未就学児」、「小学生」、「中学生」及び「妊産婦」に係る現物給付を実施しています。

平成30年度から、未就学児を対象とする現物給付については、減額調整措置を行わないこととされましたが、今後も、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策などの一環として、医療費助成事業における現物給付の対象の拡大も視野にいれながら取り組んでいく必要があることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の、国民健康保険療養給付費等負担金と財政調整交付金の減額調整措置について、対象に関わらず廃止するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 医療費一部負担金の減免については、全ての都道府県において独自に取り組んでいるところであるが、国においては、地方単独事業による医療費一部負担金を現物給付化（窓口での負担減免）した場合には、国の療養給付費等負担金等が減額される仕組み（平成30年度から、未就学児に対する減額措置は廃止）。
- 本県では、昭和48年の制度開始時には医療機関の窓口で軽減する「現物給付」を採用していたが、国の療養給付費等負担金等の減額措置開始に併せて、市町村と協議の上、平成7年以降「償還払い」を採用。
- 本県では、平成28年8月から「未就学児」及び「妊産婦」を対象に現物給付を実施し、令和元年8月から「小学生」まで、令和2年8月から「中学生」まで対象を拡大しており、現物給付拡大後の「子ども（中学生まで）」と「妊産婦」の国庫負担金の減額調整額は、約4千万円と見込まれる（なお、全事業を現物給付とした場合の減額調整額は、約8億9千万円と見込まれる）。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

## 16 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子育てをする世代が地方で働き、地方で子育てを行い、活力ある地域社会の形成につなげるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施や質の高い教育・保育サービスの実現に向け、財源の確保及び財政支援の拡充を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」に係る財源の確保

子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、保護者や子どもが利用しやすい制度とすることはもとより、保育所の整備等による利用定員の拡大、病児・病後児保育や延長保育等の多様なサービスへの対応のほか、保育士等の配置基準の改善や職員の処遇改善をはじめとする保育士確保対策など、子ども子育て支援の量的拡充と質の向上を図るため、十分な財源を確保するよう要望します。

特に、これまでの取組により保育士の待遇改善が図られてきているものの、依然として保育士の確保が必要な状況にあることから、抜本的な保育士確保施策を講じるよう要望します。

また、認定こども園の施設整備費補助については、複数の省庁にまたがっており、手続きが煩雑であることから、一元化を図るよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」に係る財源の確保

- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには1兆円超の財源が必要であるが、消費税増収分から充当される0.7兆円以外の0.3兆円超は、予算編成過程で確保に取り組むこととされており、財源確保が不透明。
- 0.3兆円超の予算確保が実現されない場合には、職員配置基準の見直しや職員の処遇改善等の「質の改善」の充実が不十分。
- 保育士の確保については、これまでの処遇改善策等によって、保育士の数と年収の改善が進んでいるものの、本県においては、主に給与等の面から、他の職や首都圏等への就職を選択する例も多いとの指摘もあり、保育士の一層の処遇改善を進めることが必要。
- 認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならない、手続きが煩雑。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室

## 17 高校生等の修学に対する支援

地域が活性化し、発展していくためには、将来の地域を担う人材の育成が重要です。

全ての意志ある子どもたちが、経済的な理由により進学等を断念することなく安心して教育を受けられる学びの環境を整備するため、高校生や大学生等の修学に対する財政措置について、次のとおり要望します。

### 〈 要望事項 〉

#### 1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- (1) 生徒・保護者や関係機関の実情を踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から、所得制限の基準、受給資格審査及び支給方法など、適宜制度の見直しを行うよう要望します。
- (2) 私立高等学校等の実質無償化について、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実施するとともに、年収 590 万円以上の世帯に対する支援の充実を要望します。  
また、支給月数の制限、単位制高等学校生徒に対する支給制限等の問題に対応すべく、制度の更なる拡充を図るよう要望します。
- (3) 東日本大震災津波の被災者においては、支給基準を緩和するなどの十分な配慮を行うよう要望します。

#### 2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

高等学校等修学支援事業については、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施するとともに、特に低所得者層に対する奨学のための給付金については、いまだ全日制と定時制において、第1子と第2子以降との間で給付金額に大きな隔たりがあることから、その解消に向けた見直しを行うよう要望します。

#### 3 大学等奨学金制度の拡充

高等教育の機会均等を図るため、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の拡充など、更に制度の充実を図るよう要望します。

#### 4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免制度について、より多くの大学生等が支援を受けられるよう、対象者の所得要件を緩和するなど、制度の充実を図るよう要望します。
- (2) 公立大学が独自に実施している授業料減免の財源について、地方交付税により所要額を確実に措置するとともに、今後も大学独自の制度を維持できるよう必要な財政措置の継続を要望します。

#### 5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充強化

高等学校等専攻科の生徒への授業料に係る支援については、高等学校等就学支援金に相当する額の支援を要望します。

また、現行制度は所要額の1/2の補助となっているが、当初の経緯から全額国庫負担での措置を要望します。

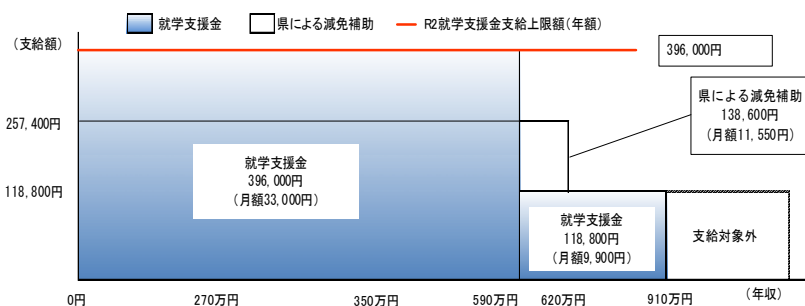
#### 6 私立の小中学校等の生徒への就学支援の拡充強化

私立の小中学校等へ通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業が、令和3年度に最終年度を迎えることから、本制度の恒久化の実現とともに、経済的支援制度の拡充強化を図るよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- 高等学校等就学支援金制度に係る公立高等学校の事務手続きについては、生徒・保護者の高等学校入学時に準備する書類が増加するとともに、受給資格審査等事務による県（県立学校含む。）の業務量が増加し、手続きが煩雑化。
- 家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、令和2年4月から年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化がスタートしたが、国の責任において財源を確保し、着実に実施されることが必要。



また、本県では、令和2年度から年収590万円から620万円世帯への上乗せ補助（月額11,500円）を行うなどの支援を行っているが、公立間及び私立高等学校に通う生徒の格差を縮小するため、年収590万円以上世帯に対する就学支援金の支給額の引き上げが必要。

- 就学支援金の支給期間は、全日制で36月、定時制・通信制は48月であり、また、単位制高等学校については支給対象単位数が通算74、年間30単位まで（令和3年度及び令和4年度については年間の支給対象単位数の上限なし）となっているが、病気等やむを得ない事情により休学する等した結果、原級留置により支給月額の上限（36月（定時制・通信制の場合48月））を超過する生徒に対しても卒業するまでの支援が必要。

また、単位制高等学校において、支給対象上限単位数（74単位）は、卒業に必要な修得単位数と同数であるが、単位を修得できない科目が生じる可能性があること等から、実態として当該単位数を超えて履修する生徒がほとんどであり（平均80単位程度）、これにより支給対象上限の拡大が必要。

- 本県は復興の途上にあり、被災者の高等学校入学料・入学選考料等を東日本大震災津波の特例として免除しているところ。被災者が安心して高等学校に就学するため、授業料の負担を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要。

## 2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

- 高等学校の授業料制度の見直しに伴い、高校修学支援として創設された奨学のための給付金、学び直しへの支援及び家計急変世帯への支援の各事業については、予算補助とされていることから、各事業を確実に実施するためには、国庫において所要額の確保が必要。

また、奨学のための給付金は、通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付金額の差が解消されているが、全日制等については、第1子の給付額が段階的に増額されてきたものの、依然として給付金額に大きな隔たりがあるところ。

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
非課税世帯 全日制等（第1子）	110,100円	129,600円
非課税世帯 全日制（第2子以降）	141,700円	150,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	48,500円	50,100円

## 3 大学等奨学金制度の拡充

- 国が実施する大学等奨学金事業については、平成29年度に給付型奨学金制度が創設され、令和2年度からは制度が拡充されたところであるが、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、更に制度の充実を図り、安心して進学し、学業に専念できる環境を整えることが必要。



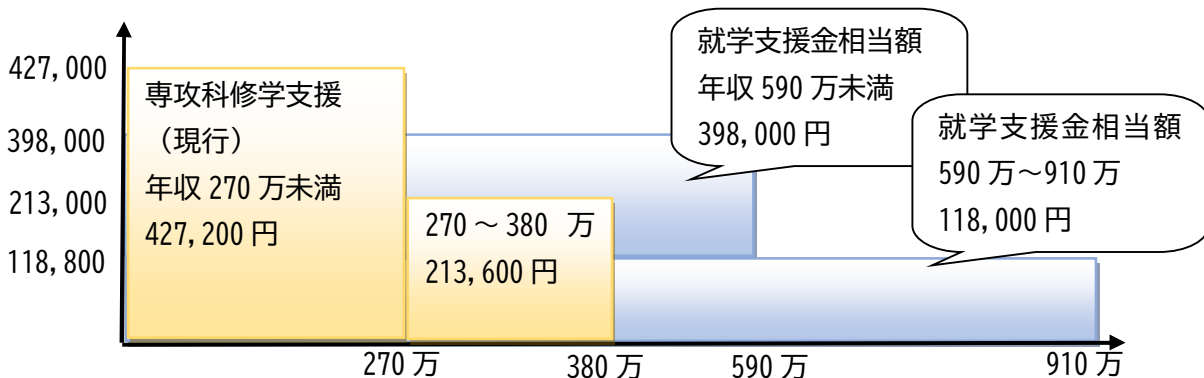
#### 4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

- 大学等における修学の支援に関する法律に基づき、令和2年度に創設された国の授業料等減免制度の支援対象は、非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生とされているが、制度創設以前に国の授業料減免選考基準に従って授業料減免を行っていた国立大学の中には、制度創設により所得要件が厳しくなり授業料減免の対象者が縮小した大学もあることから、制度の拡充が必要。
- 岩手県立大学では、独自に、国の制度の対象とならない大学院生に対して授業料減免を行っているほか、学部学生に対して国の制度による所得要件を緩和して授業料の全額免除を行っていることから、確実な地方交付税措置が必要。  
また、大学独自の授業料減免を継続するために、令和4年度以降も財政措置の継続が必要。

#### 5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充強化

- 高等学校等専攻科の生徒への修学支援は、令和2年度予算で支援事業が創設された。当初、授業料については、高等学校等就学支援金に相当する額を支援し、国が全額負担するスキームであったが、県予算の確定後に授業料に係る支援については所要額の1/2の補助となった経緯がある。  
・令和3年度予算額 19,657千円（国庫1/2、県1/2）
- 専攻科についても、高等学校等制度の中にある就学支援ととらえ、高等学校等就学支援金に相当する額を支給することが必要。

（私立の場合）



#### 6 私立の小中学校等の生徒への就学支援の拡充強化

- 私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、年収400万円未満程度の低所得世帯に対し、授業料への支援として年額10万円を支給（国庫10/10）する実証事業が令和3年度をもって終了することから、制度の恒久化などを含めた支援策の拡充強化が必要。  
・学費負担の状況（中学校）

	入学金	授業料（月額）	初年度給付額
県平均	63,333 円	27,000 円	393,567 円

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室  
ふるさと振興部 学事振興課

## 18 学校における働き方改革に向けた環境整備

学校教育をめぐるニーズや課題が複雑化、多様化する中、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変容する中において、未来を担う人材を育成するためには、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって子どもたちに向き合い、教育の質を高められる環境を構築し、学校教育の改善・充実に努めていく必要があります。

については、「学校における働き方改革」に係る取組の更なる充実に努めるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 部活動指導員の配置拡充への財政支援

多様な経験・専門性を持った部活動指導員の配置を促進し、教職員の長時間勤務に支えられている現在の部活動の状況の適正化を図るため、部活動指導員の配置に対する国庫補助について、高等学校への配置も補助対象とするとともに、今後も十分な予算措置を継続するよう要望します。

#### 2 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

教職員を中心とした学校から、教職員が多様な専門家と連携・協働する新しい学校への転換を図るため、以下のとおり教員以外の専門スタッフ・地域人材の配置促進に資する財政支援を拡充するよう要望します。

- (1) 学校教育活動を支援する人材及びスクールサポートスタッフの配置に対する国庫補助について、対象経費の拡大により県の負担を軽減するとともに、今後も十分な予算措置を継続すること。
- (2) スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の学校への配置に対する国庫補助について、今後も十分な予算措置を継続すること。

### 3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

教員の在校等時間を国の指針等に基づく上限の範囲内とするよう業務量の適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上も確保していくため、教員の定数改善等の人的配置の拡充など、学校において働き方改革を進めるための環境整備を一層進めるよう要望します。

#### 【現状と課題】

#### 1 部活動指導員の配置拡充への財政支援

- 教育支援体制整備事業費補助金は、小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部・中学部への配置に係る経費を対象としており、高等学校への配置は対象外。  
また、翌年度以降の事業の在り方は未定であり、計画的な部活動指導員の増員が見込めない状況。
- 県内の高等学校においては、時間外勤務 80 時間超の教職員の割合が 1 割を超えており、教職員の部活動指導などの負担軽減は、中学校同様に喫緊の課題。
- 当該人員の配置に必要な経費のうち、共済費（社会保険料）、研修経費、募集・採用に係る経費は補助対象外。
- 民間事業者への委託など民間活力を活用した部活動指導員の配置は補助対象外。
- 教育支援体制整備事業費補助金においては、平成 30 年度から部活動指導員及びスクールサポートスタッフの配置が対象に係る予算が盛り込まれたことに伴い、既存の「学力向上を目的とした学校教育活動の支援」に係る予算が減額されており、他事業予算の組換えをすることなく十分な予算を確保していく必要がある。

#### 2 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

##### (1) 学校教育活動を支援する人材の配置及びスクールサポートスタッフ

- 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）は、人員配置に必要な経費のうち、下記を補助対象外としているもの。
  - ・ 学校教育活動を支援する人材：共済費（社会保険料）、研修経費、募集・採用に係る経費
  - ・ スクールサポートスタッフ：共済費（社会保険料）、通勤相当の交通費（旅費）、研修経費、募集・採用に係る経費

##### 《県内の配置状況》

- ・ 学校教育活動を支援する人材：96.5 人を配置予定
- ・ スクールサポートスタッフ：7 人を配置予定

##### (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。
- 中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）において、「チームとしての学校」理念を実現する観点から、「平成 31 年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置」等の取組が強く求められていたところ。

〈本県のスクールカウンセラー配置状況〉

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
スクールカウンセラー 人 数	67人 (217校)	63人 (215校)	63人 (238校)	63人 (255校)	64人 (264校)	67人 (268校)	69人 (282校)	68人 (287校)	65人 (289校)
巡回型カウンセラー 人 数	5人 (80校)	8人 (91校)	11人 (114校)	13人 (113校)	13人 (105校)	13人 (100校)	13人 (95校)	13人 (85校)	13人 (81校)
区 分	R2	R3							
スクールカウンセラー 人 数	66人 (293校)	72人 (300校)							
巡回型カウンセラー 人 数	11人 (66校)	8人 (53校)							

※1 スクールカウンセラーは、全県の公立学校を対象とし、定期的に配置校を訪問

※2 巡回型カウンセラーは、被災地の公立学校を対象とし、ニーズに応じ軽重をつけた訪問

〈本県のスクールソーシャルワーカー配置状況〉

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
配置 教育事務所	4事務所	4事務所	4事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所
配置人数合計	9人	9人	9人	12人	14人	17人	18人	18人	18人	18人	18人

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

- 国では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正を受け、令和2年1月7日付けで「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を策定し、服務監督教育委員会が、勤務時間外における在校等時間を原則月45時間、年360時間の範囲内とするため、教員の業務量の適切な管理を行うための方針を定める旨を規定。
- 県では、法改正及び指針の策定を受け、令和2年7月に、教員の在校等時間の上限に関する条例を改正し、教員の業務量を適切に管理するための措置を定めた規則を制定。
- 教員の在校等時間を国の指針に基づく上限の範囲内とするよう、業務量の適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上も確保していくためには、各教育委員会及び学校現場による学校における働き方改革の実現に向けた様々な取組だけに任せるのではなく、国による教員の定数改善等の人的配置の一層の拡充等が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室、保健体育課

## 19 情報通信基盤整備等への支援

超高速ブロードバンドや第5世代移動通信システム（5G）を含む携帯電話等の情報通信基盤は、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤であるとともに、デジタル社会の進展により道路や水道、電気などと同様に県民生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要な社会インフラとなることから、情報通信基盤の整備促進について、次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 5Gの普及を促進するための支援

5Gは、人口減少が進む地方における様々な地域課題の解決や地域経済の活性化に向け、Society5.0時代における重要な基盤であり、5Gが早期に全国展開し、その利活用が進むよう、携帯電話事業者に対する財政的支援、技術開発支援など支援制度の拡充を要望します。

また、ローカル5Gを活用した地域課題解決を目指す本県での実証事業の実施や導入・運用に係る技術的・財政的支援等を要望します。

#### 2 超高速ブロードバンド等の整備及び維持管理のための支援

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の設備投資を促進するため、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の維持及び拡充を要望します。

また、公設民営で光ファイバ網を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備整備・更新等に対する支援制度を創設するよう要望します。

#### 3 光ファイバのユニバーサルサービス化

将来に向けて、県民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するためには、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境をくまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等を踏まえながら、継続的に維持・拡充・更新していく必要があり、そのためには、安定的な財源の確保が不可欠であることから、光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスとして速やかに位置付けるとともに、競争補完のために設けられる交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を費用負担の対象経費とすることを要望します。

#### 4 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

地上デジタル放送難視対策を行った共聴施設の維持管理及び老朽化に伴う更新が住民の過重な負担とならないよう、支援制度を創設することを要望します。

#### 5 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

超高速ブロードバンド等の情報通信基盤が被災した場合の復旧費が市町村の過重な負担とならないよう、支援制度の創設を要望します。

##### 【現状と課題】

#### 1 5Gの普及を促進するための支援

- 5GはSociety5.0時代における重要な基盤であり、都市と地方で基盤整備に格差が生じることのないよう、本県における早期導入を促進するための支援を要望するもの。
- 県では、ローカル5G等を活用した中山間地域における地域課題解決モデルの構築に向けた取組を進めており、葛巻町を実証フィールドとして、国の開発実証課題への応募を予定しているもの。

#### 2 超高速ブロードバンド等の整備及び維持管理のための支援

- 本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤整備が進みにくい状況にあり、超高速ブロードバンドの利用可能世帯率は96.4%（平成31年3月末時点・全国46位）まで整備が進んできているものの、全国と比較して整備が遅れている状況。
- 平成31年度に創設された「高度無線環境整備推進事業」については、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務である現状において、令和2年度第1次及び第2次補正予算により、令和3年度中に市町村が希望する全ての地域で光ファイバの整備が推進されるが、市町村によっては事業の対象範囲が広範となり、令和3年度中の完了が困難な場合もあることから、整備に係る支援制度の継続を要望するとともに、維持管理に対する支援を要望するもの。
- 携帯電話基地局については、国の「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」において、「居住エリア」の対策完了に一定の目処が立ったこと、国民の安全・安心の確保の観点から「非居住エリア」のエリア化を推進することが示されているが、道路トンネルのエリア化の前提となる、電波遮へい対策の目標について、同プランでは、高速道路トンネルについては100%、直轄国道トンネルについては95%の整備率の達成・維持を目指すとされており、これ以外の復興道路をはじめとした県及び市町村管理道路については明記されていないことから、これらの道路に対する電波遮へい対策の拡充を要望するとともに、維持管理に対する支援を要望するもの。
- 公設民営方式で市町村が整備した光ファイバ網の維持管理費や更新に対する市町村の負担軽減、光ファイバ網の整備が遅れている内陸部の市町村において、公設民営方式での整備を促進するため、市町村への支援制度の創設を要望するもの。

### 3 光ファイバのユニバーサルサービス化

- 前述2に記載のとおり、令和3年度中に市町村が希望する全ての地域で光ファイバの整備が推進されるが、デジタル社会の進展により、県民生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要な社会インフラとなる、光ファイバのユニバーサルサービス化についての要望するもの。

### 4 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

- 地上デジタル放送の難視対策を行った共聴施設等は、過疎化に伴う共聴施設の利用世帯数の減少等により維持管理や改修が困難な状況。

### 5 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

- 情報通信基盤に係る現行の災害復旧に係る支援については、無線システム普及支援事業費等補助金により激甚災害、かつ、総務省所管の事業により整備した設備の復旧が補助対象となっているが、大規模災害による情報通信基盤の被災に備えて、恒久的な災害復旧制度の創設を要望するもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

## 20 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化

人口減少や自家用車利用の増加により、地方における路線バスの利用が減少し、赤字路線の廃止や減便が進行する等、その維持が厳しい状況にあります。更なる人口減少や利用者の減少により、今後益々その維持が困難な状況になるおそれがあります。

これにより移動手段を確保することが困難な地域住民が増加し、地方における社会経済活動の衰退につながるという深刻な問題が発生し、更なる人口減少を招くという悪循環が懸念されます。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の経営が一層厳しいものとなっています。

については、地方におけるバス路線の維持確保のため、更なる財政支援が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件等を緩和するとともに、補助上限額を拡大するよう要望します。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、車両減価償却費補助における補助要件を緩和するよう要望します。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線も対象とするなど新規性要件を緩和するよう要望します。



【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助

- 1日当たり輸送量（運行回数×平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。
- 補助の対象外となる路線は、維持確保が困難となり、地域における生活の足の確保に大きな影響を与えるほか、地域における交流人口拡大のためのツールが失われるおそれがあるため、輸送量が15人以上とされている補助要件の緩和、平均乗車密度が5人未満の場合に補助額が減額となる算出方法の見直し、補助対象経常費用の見込み額の20分の9とされている補助上限額の拡大が必要。（令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の特例措置として「15人以上」の要件を緩和）

項目	内 容
補助率	1/2（補助上限額：補助対象経常費用の9/20）
補助対象経費	補助対象年度の前々年度までの過去3ヵ年平均の「予測費用－予測収益」
運行回数	1日3往復以上
輸送量	15人以上150人以下
減額調整	密度カット：平均乗車密度5人未満の場合 競合カット：他路線の一定以上競合
路線の形態	・複数市町村に跨る路線（H13.3.31時点） ・広域行政圏の中心市町村等への需要に対応する路線（市町村指定あり）

2 車両減価償却費補助

- バス事業者の車両購入に伴う費用に対して補助するものであり、新車購入が対象。
- バス事業者においては、老朽化した車両の更新を進めることが大きな課題であるが、経営環境の厳しさから新車購入費用の捻出が困難であり、補助対象に中古車を含むよう、要件の緩和が必要。（平成27年度までは被災地特例により中古車も対象となっていたが、平成28年度に廃止）

項目	内 容
補助率	1/2（補助上限額：車両種別により1,200～1,500万円）
補助対象経費	車両減価償却費等（償却期間5年にわたり補助）
対象車両	・新規購入（新車） ・定員11人以上のノンステップ型車両、ワンステップ型車両等

3 地域内フィーダー系統確保維持費補助

- 地域間幹線バスと密接な地域内フィーダー路線について、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 過疎地域から幹線バスに接続する支線は、過疎地域と都市部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し（算定基礎単価の増額）による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存の路線も対象とするよう補助要件の緩和が必要。（令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の特例措置として補助上限額を拡大）

項目	内 容
補助率	1/2（補助上限額：市町村毎に算定）
補助対象経費	経常費用－経常収益
対象路線等	・新たに運行又は公的支援を受けるもの（新規性要件） ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの ・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの ・乗車人数が2人/1回以上である路線（定時定路線型の場合に限る。）

## 21 地域公共交通の利便性向上に対する支援の拡充・強化

地域公共交通機関におけるＩＣカード対応システムやバスロケーションシステム、無料公衆無線ＬＡＮ環境の導入は、国内観光客や訪日外国人観光客のみならず、地域住民に対する利便性やサービスを向上させ、地方における交流人口の拡大や地域の活性化が図られるほか、交通事業者においても、利用者に関するデータの活用や改札業務の軽減によるコスト削減など、効率的・効果的な運輸システムの実現が図られます。

しかしながら、これらのシステムを導入するためには、多額の費用が必要となり、事業者の負担が大きいため、地方では導入が進んでいないのが実態です。

また、本格的な高齢化社会の到来や障がい者の自立・共生といった社会理念の浸透など、社会情勢が変化していることを踏まえ、高齢者などの足となっている鉄道の駅やバスのバリアフリー化を推進することは、高齢者などの移動や施設利用の安全性と利便性を向上させ、地域公共交通機関の維持確保を図るためにも、極めて重要なことです。

については、これらの課題解決に向けた支援を強化するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 ＩＣカード対応システム、バスロケーションシステム及び無料公衆無線ＬＡＮ環境の導入に対する支援の拡充

全国あらゆる地域でＩＣカード対応システムやバスロケーションシステム、無料公衆無線ＬＡＮを導入することは、訪日外国人観光客のインバウンド対策のみならず、地域住民の利便性の向上、さらには地域公共交通の潜在需要の掘り起こしにも大きく貢献することから、地域公共交通の利便性の向上を図る場合も対象とするとともに、補助率を引き上げる等補助制度の拡充を要望します。

#### 2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を図るための補助制度の拡充等を要望します。

【現状と課題】

1 ICカード対応システム、バスロケーションシステム及び無料公衆無線LAN環境の導入に対する支援の拡充

○ ICカードの導入及び無料公衆無線LAN環境の整備は、地域内外の利用者に対する利便性やサービスの向上、地域振興や観光振興、交通事業者の効果的・効率的な運輸システムの実現など幅広い効果があり、現在、導入に活用できる補助金は、次のとおり。

事業名	補助率	補助対象			要件等
		ICカード	無線LAN	バスロケ	
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）	1/3	○	○	○ (多言語のみ)	インバウンド対応事業として位置付けられた事業のみ補助対象 <sup>*1</sup>
観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新事業）	1/2	○	○	○ (多言語のみ)	ICカード、無線LAN、多言語対応等を全て実施する場合のみ補助対象
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）	1/3	○	×	△ <sup>*2</sup>	日本版MaaS推進・支援の事業の一環として実施する場合のみ補助対象

※1 観光ビジョン推進東北ブロック戦略会議（事務局は東北運輸局）において策定する実施計画へ掲載する必要がある。

※2 バスロケーションシステムの基盤となる、運行情報等の交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費が補助対象

○ 投資費用の負担を軽減し、導入を促進するため、補助率の引上げ（1/3⇒1/2等）等補助制度の拡充が必要。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

○ 本県における急速な高齢化率の上昇傾向を踏まえ、バリアフリー化の推進による交通弱者を含めた人々の移動や施設利用の利便性と安全性の向上による安全安心な生活の確保、これらに裏付けられた利用者数の増加及び公共交通機関の維持確保によるサイクル（循環）をつくることが必要な状況。

《鉄道関係》

○ 国では、令和2年12月にバリアフリー法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改正し、「1日3,000人以上が利用する鉄道駅」に加え、「1日2,000人以上が利用する鉄道駅で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅」についても、令和5年度までに原則全て段差解消を行うとする目標が設定されているが、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人未満の鉄道駅については、「利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成状況その他の地域の実情を踏まえ、可能な限り実施。」とされている。

	1 バリアフリー化必要駅（非平面駅）	2 1のうち整備駅	3 整備率
I GR	15 駅	4 駅	26.6%
三陸鉄道	37 駅	15 駅	40.5%

《バス関係》

○ 改正後の基本方針において、令和5年度末までに全国の総車両数の約80%をノンステップバスとすることが目標として掲げられている一方、本県におけるノンステップバスの導入は遅れている。（導入率は令和2年3月31日現在31.6%、全都道府県で39位）

### 《現在の補助制度》

- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）について
  - 訪日外国人旅行者の受入環境整備を図ることが目的。
  - 鉄道の補助率は1/3、バスの補助率は1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれか低い方とされており、投資費用の負担を軽減し利用を促進するため、補助率の引上げ等補助制度の拡充が必要。

注) 補助制度の拡充：当該補助制度は、訪日外国人旅行者の受入環境整備を目的としているが、高齢化率の上昇傾向を踏まえ、交通弱者を含めた人々の移動や施設利用の利便性と安全性の向上のための整備も補助対象とするよう拡充を求めるもの。

- ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）について
  - 鉄道においては、経営体力がなく利用者数が2,000人未満の鉄道駅を複数抱える第三セクター鉄道においてもバリアフリー化が推進できるよう、利用者数に着目するだけでなく急速に高齢化が進む地域の事業を積極的に採択する等、柔軟な補助採択が必要。
  - バスにおいては、補助率は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金と同様であるが、公共交通のバリアフリー化促進のためにも、鉄道並みの補助率への引上げが必要。

### 《65歳以上人口の割合》

地域	平成27年 (2015年)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
全国	26.6	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8
岩手県	30.4	33.5	35.6	37.3	38.8	41.2	43.2

出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

## 22 快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進

人々がふるさとで暮らし続けるためには、「岩手に住みたい」という人々の願いに応えられる豊かな岩手を作り上げることが重要です。

ついては、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境を創出するため、汚水処理県構想に掲げる汚水処理施設の整備目標等の達成に向けて必要な予算を確保するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 下水道整備事業の推進

市街地における快適で豊かな居住環境を創出するため、下水道施設の整備や効率的な運営計画に基づく取組の推進について、引き続き予算を確保するよう要望します。

#### 2 農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業の予算確保

農山漁村の快適な生活環境を整備するため、農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。

#### 3 循環型社会形成推進交付金の予算確保

中山間地域など家屋が点在している地域の快適な生活環境を整備するため、循環型社会形成推進交付金について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。

また、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換についても、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と同様に宅内配管工事費を助成するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 26 年 1 月、国（国土交通省・農林水産省・環境省）では汚水処理の都道府県構想の早急な見直しを要請。
- これを受けて、県では平成 29 年度、汚水処理の県構想「いわて汚水処理ビジョン 2017」を策定し、汚水処理施設の整備等を推進。
- 本県の汚水処理人口普及率は、令和元年度末時点で 82.6%と全国平均（91.7%）を大きく下回っているが、本ビジョンでは令和 7 年度末までに 91.0%とする目標を設定。
- 広大な県土の中に多くの中山間地域を抱え、小規模な集落が広範囲に点在する本県にあって、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境の創出に向けた汚水処理施設の整備を計画的に進めるためには、必要な予算の確保が不可欠。
- 特に浄化槽の普及は、今後の汚水処理人口普及率の向上に直結することから、汲み取り家屋が多数を占める本県にあっては、汲み取り便槽から浄化槽への転換が不可欠。
- 汲み取り家屋が多数を占めるが、単独処理浄化槽の設置割合が低いことから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る宅内配管工事費の助成制度の活用が困難。

《主な交付金の配分状況》

（国費：百万円）

交付金名	R1 当初	R2 当初	R3 当初	備考
社会資本整備総合交付金※1	2,909	3,176	2,738	R3 要望額に対する内示率 100%
農山漁村地域整備交付金※2	289	304	289	
漁村整備事業※3	—	—	93	R3 当初から補助事業が創設
循環型社会形成推進交付金※4	267	225	233	

※1 下水道事業のみ

※2 集落排水事業のみ

【集落排水事業県配分額内訳】

漁業集落環境整備事業：R1 当初 157 百万円、R2 当初 133 百万円、R3 当初 0 百万円

農業集落排水事業：R1 当初 132 百万円、R2 当初 171 百万円、R3 当初 289 百万円

※3 漁業集落排水事業のみ

※4 浄化槽整備事業のみ

《汚水処理人口》

（人）

岩手県の人口	汚水処理人口	未処理人口※1
1,227,650	1,013,899	213,751

岩手県の人口は令和 2 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口

汚水処理人口=岩手県の人口×汚水処理人口普及率×1/100

未処理人口=岩手県の人口-汚水処理人口

※1 未処理人口は汲み取り又は単独処理浄化槽を使用している人口若しくは下水道区域内の未整備地域の人口を表す

《既存の浄化槽の設置基数と割合》

（基）

	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽		合計	
	基数	割合	基数	割合	基数	割合
岩手県	4,220	7.3%	53,621	92.7%	57,841	100%
全国	3,751,128	49.5%	3,822,158	50.5%	7,573,286	100%

令和 2 年度浄化槽の指導普及に関する調査結果より

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課  
農林水産部 漁港漁村課

## 23 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園や、国立公園満喫プロジェクトのモデル公園である十和田八幡平国立公園などは、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、国内外の利用者の拡大が期待されています。

今後、自然公園等の施設の保全補修を計画的に行う必要があることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

自然公園等の施設の保全補修を計画的に行うため、施設整備に要する費用に対して、十分な予算を確保するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

- 本県は、広大な面積を擁し、その中に2つの国立公園（十和田八幡平、三陸復興）、2つの国定公園（栗駒、早池峰）、三陸海岸を縦走する長距離自然遊歩道「みちのく潮風トレイル」、内陸部を縦走する東北自然歩道「新・奥の細道」を有しており、その適正な利用が図られるよう施設の整備が必要。
- 本県では、自然環境整備交付金（補助率：45～50%）を活用し、老朽化施設や災害により被災した施設の計画的な保全補修に努めてきたところであり、令和元年台風19号により被災したみちのく潮風トレイルの県管理施設の復旧においては、要望額どおりの予算措置がなされたところであるが、要望額に対し十分な予算措置が行われない年度については、整備計画の縮小、遅延を余儀なくされている。

〔年度別内示率〕

平成29年度 63.5%、平成30年度 47.9%、令和元年度 100%、令和2年度 100%、  
令和3年度 60.2%

- 三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園や県内2つの国定公園には、老朽化している登山道や避難小屋、展望施設、トイレなどの自然公園施設が多くあることから、国内外からの観光客の受入体制に対応した保全補修を計画的に進めていく必要がある。

このことから、施設整備に要する費用に対して、国による十分な財政支援が必要。

【県担当部局】環境生活部 自然保護課

## 24 文化・スポーツの振興

ラグビーワールドカップ 2019™大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「両大会」という。）は、世界中から日本への注目を高めるとともに、県内市町村では、両大会の出場国等との交流が行なわれてきました。

この両大会を契機として生まれた新たな絆を生かし、大会終了後も地域振興につなげていくため、交流を発展させる必要があります。

一方で、文化芸術・スポーツ団体等においては、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の場が中止・延期を余儀なくされるなど、文化・スポーツへの人々の関心の低下が懸念される状況になっています。

両大会の開催や今後行う大規模スポーツイベントなどを生かした地方の文化・スポーツの振興に向けた取組への支援等について、財政面も含めた総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 地方のスポーツ振興の取組への支援

両大会開催のレガシーを生かした人的・文化的な交流の発展につながるよう、大会終了後も両大会の出場国等との交流の取組に対する支援を継続・充実するよう要望します。

また、地方で実施する選手強化、指導者やボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組等、地方の創意工夫あるスポーツ振興の取組を支援するよう要望します。

特に、令和4年度に行われる日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会について、開催に向けた施設・設備整備や大会運営の経費の負担軽減をはじめとした支援を継続・拡充するよう要望します。

#### 2 地方の文化振興の取組への支援

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関連して行われる文化プログラム等の成果を地域振興に繋げるため、地域における文化財等の保存・継承・活用や地方の特色を生かした芸術祭の開催など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化するよう要望します。



## 【現状と課題】

### 1 地方のスポーツ振興の取組への支援

ラグビーワールドカップ 2019™大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催のレガシーを生かした人的・文化的な交流の発展につながるよう、両大会の出場国等との交流の取組に対する支援の継続・充実が必要。

また、選手強化や指導者・ボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進等に関する講師派遣や研修会の開催、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッションによる大会・合宿の誘致など官民が連携して行う分野横断的な取組など、地方におけるスポーツ振興の取組に対する支援が必要。

特に、令和 4 年度に行われる日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会について、開催に向けた施設・設備整備や大会運営の経費の負担軽減をはじめとした支援が必要。

### 2 地方の文化振興の取組への支援

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連して全国各地で行われる文化プログラム等の成果を生かしていくため、地域の文化財等の地域資源を活用した地域活性化、復興支援等を通じて深まった著名な芸術家との交流や国際音楽祭などの文化イベントの展開などによる交流人口の拡大など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化することが必要。

## (1) 全国知事会によるスポーツ・文化・観光振興施策についての提言（令和 2 年 6 月、関係部分抜粋）

### 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の全国への波及

#### ・ 地方が国際大会に貢献するための取組支援

地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、指導者やボランティア等を含めた人材育成、障害者スポーツの推進などに対して支援を行うとともに、大会後もそのレガシー（遺産）が国内全域に広がるよう、継続的な支援を講じること。

#### ・ 文化プログラムの成功に向けた取組支援

東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムの実施にあたっては、今後も地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障害者の芸術文化の振興、地域に根差した特有の文化の振興など、地方における文化芸術活動への支援のさらなる充実・強化を図ること。

また、文化プログラムへの取組を一過性のイベントとすることなく、大会後もその成果を生かすことができるよう2022年以降も支援を継続すること。

#### ・ 大会における多様な日本文化・地方文化等のアピール

日本博などの文化プログラムや大会開会式等において、和文化の象徴的存在である「きもの」や生け花・盆栽、地域の祭り、神楽やアイヌ古式舞踊などの伝統芸能をはじめとする国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信すること。

特に各地に残されている神話・伝承・歴史的な文化財について、我が国の発祥や東日本大震災や熊本地震等からの復興を世界にアピールする観点から、開会式セレモニー等に採用すること。

## 2 スポーツ・文化を生かしたまちづくりの推進

### ・ スポーツを生かしたまちづくりの推進

選手が競技引退後も指導者として活躍できる環境づくりなど、地方における選手強化や指導者の育成の一体的推進を図るとともに、障害者スポーツの実施環境の整備や活動支援、さらには高齢化の一層の進行を見据え、健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援をさらに充実・強化すること。

また、食事やトレーニングメニューの提供、医療的ケア等を一体的に行うアスリートファーストの視点からのスポーツキャンプ地づくりのほか、通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」という観点から、誰もが参加できる取組に対する支援を強化すること。

### ・ 文化を生かしたまちづくりの推進

地域の伝統芸能、歴史的・文化的景観や古民家、建造当時の技法による復元建造物など、有形無形の文化財等の地域資源を活用したコミュニティ再生や文化観光推進の拠点づくり、国際的な芸術祭の開催など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援と合わせて、文化芸術人材の育成や雇用機会確保のための支援を更に充実・強化すること。

また、地域における文化財の保存・継承・活用が総合的かつ一体的に図られるよう、世界文化遺産や日本遺産、史跡・重要文化財等やこれらを収蔵・展示する博物館など、地域固有の文化的資源を活用した地域活性化の取組に対して、人材・財政の両面から一層の支援に努めること。

## (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン登録状況（R3年5月時点）

- ①ホストタウン：8市町（盛岡市、宮古市、遠野市、八幡平市、岩手町、紫波町、西和賀町、一戸町）
- ②復興ありがとうホストタウン：13市町村（宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、矢巾町、大槌町、山田町、野田村）
- ③共生社会ホストタウン：3市町〔再掲〕（遠野市、陸前高田市、一戸町）

## (3) 日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会（R4年9月）

- ・開会式：9/22
- ・会 期：9/23～9/26
- ・競 技：13 競技（水泳、サッカー、テニス、バレーボール、バスケットボール、軟式野球 他）
- ・会 場：（R3年7月に決定見込み）※市町村・競技団体と調整中
- ・参加資格：原則 35 歳以上で競技毎に定める
- ・参加人数：約 17,000 人（選手・監督等：約 8,000 人、競技役員等：約 9,000 人）

## (4) 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会（R5年2月）

- ・会 期：4日間（R3年8月に決定見込み）
- ・種 目：4種目（ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、クロスカントリー、コンバインド）
- ・会 場：八幡平市
- ・参加資格：開催年度において中学3年生以上
- ・参加人数：選手・監督・役員等で約 1,800 人

【県担当部局】文化スポーツ部 文化スポーツ企画室、文化振興課、スポーツ振興課、  
オリンピック・パラリンピック推進室

## 25 女性の活躍推進事業への支援の拡充

少子高齢化により生産年齢人口の減少が進む中で、女性の活躍が地域の活性化や東日本大震災津波からの復興の推進に重要であること、また新型コロナウイルスの感染拡大により様々な困難・課題を抱える女性に支援が必要であることから、国による女性活躍推進を継続して実施するための財政支援と女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進などの強化について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 女性の活躍推進事業等への支援の継続

女性活躍推進法に基づく協議会である「いわて女性の活躍促進連携会議」などを中心として、女性の活躍推進の取組を継続して進めていくため、またコロナ禍で困難を抱える女性に寄り添った支援を継続するため、財源の確保が必要であり、令和4年度以降も「地域女性活躍推進交付金」による十分な財政措置が継続されるよう要望します。

#### 2 女性の活躍支援制度等の拡充

女性活躍の更なる推進に向けて、国民全体の一層の理解が不可欠であることから、国が先頭に立って意識啓発を強化するとともに、中小企業など、より多くの企業において一般事業主行動計画が策定されるよう支援を要望します。

#### 【現状と課題】

- 県では、平成26年度に設置した「いわて女性の活躍促進連携会議」と連携し、女性が活躍できる職場づくりや女性のネットワークづくりのためのセミナー等を実施しているほか、平成30年度には、女性活躍推進員を配置し、県独自の「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及啓発を通じて、国の「えるぼし認定」につながるようステップアップを図っている。令和元年度～3年度は交付金額が減額されたが、事業を継続して実施するためには、「地域女性活躍推進交付金」による十分な財政措置が必要。

(単位：千円、%)

	公募申請額	内示額	率
H30	9,172	9,172	100.0
R1	10,863	8,243	75.9
R2	8,052	6,741	83.7
R3	9,474	6,624	69.9

- 国では、令和3年3月16日に取りまとめた「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」の中で、地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、新型コロナウイルス感染症の影響の下で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO法人等に委託した場合に、国の補助率を1/2から3/4に引き上げる支援策を追加（つながりサポート型メニューの拡充）。
- 令和4年4月に施行される改正女性活躍推進法において、一般事業主行動計画の策定が義務付けられる事業主の範囲について、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものから100人を超えるものへと拡大されることとなったところ。本県の場合、同法で一般事業主行動計画が「努力義務」とされる常時雇用する労働者が100人以下の企業が大多数を占めることから、こうした中小企業における一般事業主行動計画策定に向けた働きかけや支援が必要。

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

## 26 地域医療再生のための総合的な政策の確立

今日、地域においては保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足は一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

新たに示された医師偏在指標により、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところであり、医師の不足や都道府県間の偏在を根本的に解消し、地域医療の再生を図るため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

平成30年7月に成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」により、医師少数区域における勤務経験を地域医療支援病院など一定の医療機関の管理者要件とする制度などが創設されたところですが、抜本的に医師の不足と偏在を解消し、地域医療のあるべき姿を実現するため、医師少数区域での勤務経験を管理者要件とする病院の対象範囲の拡大、県境を越えた医師の適正な配置調整や保険医に対する医師少数区域の医療機関への勤務の義務付けなど、国を挙げた実効的な施策を直ちに実施するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難な状況。
- 本県では、平成23年に「地域医療基本法（仮称）」の草案を作成し、首都圏でのシンポジウムの開催、有識者と知事の対談、知事によるPR動画の作成、新聞・雑誌やインターネットを通じた広報活動を実施するなど、持続可能な医療体制の構築に向けた情報発信を行っているところ。

- 令和2年2月に新たに示された「医師偏在指標」により、本県が全国で最も医師が少ない県と位置付けられたほか、宮城県を除く東北各県や新潟県なども医師少数県に位置付けられ、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところ。

医師偏在指標による都道府県順位（40～46位）

順位	都道府県	医師偏在指標
40	山形県	191.8
41	秋田県	186.3
42	茨城県	180.3
43	福島県	179.5
44	埼玉県	177.1
45	青森県	173.6
46	新潟県	172.7
46	岩手県	172.7

※岩手県と新潟県は同値で最下位であること。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

## 27 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

東日本大震災津波による被災前から医師不足であった本県は、震災による未曾有の被害により、沿岸部をはじめとして、これまでも増して医師が不足する状況となっており、国が公表した医師偏在指標においても、本県の指標の数値が全国最下位になるなど、本県の医師不足が際立っている状況にあります。このような状況を改善し、平成27年度に策定した岩手県地域医療構想を実現するためにも、各構想区域において医師をはじめとした医療従事者の確保を重点的に進めていく必要が生じています。また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされておりますが、地方の病院における医師確保や救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

については、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数の一部については、令和元年度の医学部定員を超えない範囲で、令和4年度まで暫定措置が継続される方向性が示されていますが、医師の絶対数が不足している医師少数県については、地域医療を維持・確保するため、医師養成数増を恒久的な措置とするよう要望します。

#### 2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じていることから、財政支援の更なる拡充を要望します。併せて、地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保に関する事業を確実に実施できるよう、事業区分間での配分額の調整を可能とするなど、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう要件の緩和を要望します。

### 3 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

医師偏在指標により明らかとなった都道府県間の医師偏在の状況を改善するため、医師少数区域等での勤務経験を管理者要件とする病院の対象拡大を検討いただくとともに、都道府県間の医師の派遣調整等の仕組みづくりなどの支援策の充実に要望します。また、二次医療圏内で分娩に対応できない圏域が生じるなど、周産期医療を取り巻く状況は厳しさを増しており、小児科及び産科の相対的医師不足地域等における医師確保を支援するため、小児医療の充実に資する小児医療施設設備整備事業等の拡充や診療報酬の改定など、当該診療科の医師不足の解消につながる施策を充実するよう要望します。

#### 【現状と課題】

#### 1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医大医学部の定員は80名から130名へと拡充されており、増員50名のうち15名は恒久化され、うち暫定措置が延長された地域枠を含む35名は平成31（2019）年度までの措置とされていたが、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、令和2、3年度について認可を受けた臨時的な定員数を上限とする再度の増員申請が認められ、令和4年度についても同様の増員申請を認める予定であることが国から示された。
- 岩手医科大学は、本県において唯一の医育機関であると同時に医師の派遣元でもあり、県立病院など地域医療を支える多くの医療機関は岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 令和5年度以降については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向けて検討することとされており、岩手医科大学の医学部定員35名の増が延長されない場合、地域に必要な医師の確保が一層困難となることから、現行の医学部定員増を恒久的な措置とし、継続的な医師確保を図ることが必要。

#### 2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 令和3年度の本県医師奨学金制度に要する費用は1,330百万円のうち407百万円が地域医療介護総合確保基金である。
- 地域医療再生基金事業が平成29年度で終了し、平成30年度以降は地域医療介護総合確保基金を活用することとしたものの、一般財源から財政負担が増加。
- 本県では、地元大学に進学した者のみでは、医師不足の解消に必要な医師養成を行うことが困難であることから、県外大学進学者も含めて全国最大規模の55名の貸付枠による奨学金事業を行っているところであり、十分な基金財源等の安定的な確保が必要。

#### 3 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

- 平成30年の医療法の改正により、都道府県が医療計画の一部として医師確保に関する事項を定めることとされ、国のガイドライン等を踏まえて令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定したところ。



- 令和元年度に国が示した医師偏在指標では、本県の指標の数値（172.7）が全国で最も低く（新潟県とともに最下位）医師少数都道府県となり、県内では盛岡以外の8圏域が医師少数区域となったもの。

新たな指標の算定では、従来の人口10万人対医師数に、圏域間の患者の流出入のほか、患者の受療動向（高齢者率が高い）や医師の年齢構成（若手医師少）などの要素が加味されたため、従来の医師数の単純比較より、更に指標の数値を押し下げる要因となっている。

- また、全国的に医師の不足が深刻化している産科及び小児科について診療科個別の偏在指標が公表され、産科及び小児科とも相対的医師少数都道府県となり、圏域別では、産科が岩手中部・胆江・両磐及び気仙・釜石が相対的医師少数区域、小児科が岩手中部、胆江及び両磐が相対的医師少数区域となったもの。

- なお、産科・小児科の医師不足のため、令和3年10月から県立釜石病院での分娩取扱いを休止し、隣接する二次医療圏（同一周産期医療圏内）の県立大船渡病院に集約される予定。

- 産科・小児科・病院勤務医の負担軽減のための医療機関への運営費を補助（医療介護基金）。

- 小児医療施設設備整備事業（国庫補助）により岩手医科大学NICUの設備整備を行っているが、小児科の医師不足の解消につながる小児医療の充実を図るためには、①事業予算額の拡大、②補助率のかさ上げ、③補助基準額の増額など当該事業の充実が必要。

- これまでの診療報酬改定において報酬点数は充実※されたものの、産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策の一層の充実が必要。

※ 生体検査・処置等に係る小児加算の見直し（H28）、入退院支援加算への小児加算の新設等（H30）

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

## 28 病院事業に係る地方財政措置の拡充

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、診療報酬の増額によってもなお不足する額が見込まれることから、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置を拡充するよう要望します。

#### 2 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

医師確保対策については、平成21年度から医師の勤務環境改善のため地方財政措置が拡充されたところですが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度など必要な処遇改善に対して、適切な地方財政措置を講じるよう要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

- 病院事業については、収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもなお収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計が負担するものとされているところ。
- 一般会計からの繰出金については、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により地方財政措置が講じられてはいるが十分とは言えない状況。

#### 2 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

- 医師確保対策については、平成21年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数が不足しており、かつ広大な面積を有する本県において、医師確保対策として実施している手当加算制度をはじめ、必要な処遇対策に対する経費については地方財政措置が講じられていない状況。

【県担当部局】医療局 経営管理課

## 29 在宅医療の推進

超高齢社会を迎える中で、高齢者の住み慣れた場所での安心した生活を支えるためには、在宅医療の体制を整備するとともに、自宅や介護施設において医療と介護の各サービスが連携する仕組みを構築する必要があります。

地域医療介護総合確保促進法により改正された介護保険法においては、平成30年度までに全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施することとされており、各市町村で本事業に着手しているところですが、更なる取組の推進のため、必要な支援等の拡充について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援

在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険制度における地域支援事業として市町村で実施することが求められていますが、市町村や介護保険の負担が増加することや、地域医療に関する政策企画の経験が乏しい多くの市町村においては、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が十分に進んでいない市町村があります。

介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携推進事業を担う人材の確保・育成に向けた支援策を講じるよう要望します。

#### 2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

地域医療構想の実現には、在宅医療の体制整備と、市町村による在宅医療・介護連携の推進が必要です。全国的には保健所がこれらに積極的に関わることで一定の効果を上げた事例が紹介されており、全ての保健所でこうした取組を行えるようにするため、地域保健法等関係法令の改正などにより、国においてその法的位置付けを明確化するとともに、人員配置等に対する所要の財源措置を講じるよう要望します。

### 3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬の引上げ等の評価を行うよう要望します。

#### 【現状と課題】

#### 1 在宅医療介護の連携体制構築に対する総合的な支援

- 在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業として市町村が実施することとされており、その財源は、介護保険の地域支援事業により、地方公共団体が一定の負担を求められているところ。
- 多くの市町村は、地域医療に関する政策企画等の経験が乏しく、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が十分に進んでいない市町村がある。
- 在宅医療・介護連携推進事業に市町村が取り組むためには、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない財源の確保が求められ、また、事業を担う人材の確保・育成に向けた支援が必要。

#### 2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

- 医療介護総合確保方針では「都道府県がより広域的な立場から、保健所等の活用により、市町村等の後方支援を積極的に行うことが必要」と記載。
- 一方、保健所による在宅医療等体制整備の支援に当たって、地域保健法等関係法令では明確な根拠が示されておらず、財政的な裏付けも未整理。
- こうした課題に対応するため、国による法的、財政的な裏付けの下に、保健所の人員体制を強化していくことが必要。

#### 3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

- 在宅医療を推進していく上で、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの役割は重要であるが、24時間365日体制は在宅医療を担う医師や訪問看護師の人員不足の中で負担も大きく、支援体制も十分とは言えないことから、医師や訪問看護師を確保するため、これら専門職への診療報酬の引上げ等の評価を行うことが必要。
- 本県では、在宅療養支援診療所等在宅医療の拠点自体が少なく、新規参入の促進が課題。
- また、人口当たり医師数が全国平均を下回る状態の中で、広大な県土の医療提供体制を担っており、効率的な在宅医療提供体制を整備する必要。
- 平成28年診療報酬改定以降、「同一建物同一日」問題に対し、若干の改善がなされたものの、同一建物の患者に対して、少ない医師数、広大な県土の条件のもと、同一日を避けての訪問診療等を行うことは困難が多く、依然として訪問診療を拡大する上での障害となっている。  
医師不足の地域においては、当該実態を踏まえた訪問診療の報酬算定等が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、長寿社会課

## 30 地域包括ケアシステムの構築支援

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村において地域包括ケアシステムの構築を進めているところですが、これらの取組を支援するため、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担う機関として期待されることから、人員体制の強化やセンター間の役割分担・連携強化を図り、効率的かつ効果的な運営体制の構築が急がれます。

については、地域包括支援センターの現状や課題を踏まえ、センターの役割に応じて必要とされる専門職の確保や業務量に見合う人員体制の充実・強化が図られるように、保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の追加の負担が発生しない新たな財政措置を講じるよう要望します。

#### 2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

市町村は、地域包括ケアシステムの構築において、介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービスの提供並びに包括的支援事業による在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備が求められています。

しかし、25市町村が過疎地域指定を受けている本県では、地域包括ケアシステムの担い手となる人的資源・社会資源の絶対数の不足や偏在などが要因となりサービス提供体制の整備・充実に苦慮しているほか、こうした事業や体制整備を企画し、取組を進める市町村職員のマンパワーも不足しています。

については、住民組織やNPO、ボランティア団体の立上げ及び運営に係る支援など、地域支援事業の多様な担い手の確保・育成に向けた支援策を講じるとともに、これを支える市町村職員のマンパワー不足に対応した支援策を拡充するよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

- 「平成 29 年度地域包括支援センター運営状況調査」（厚生労働省老健局）によると、県内 54 の地域包括支援センターが主要 4 業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）において抱える運営上の主な課題と回答（複数回答）したのは、「業務量が過大」（90.7%）「職員数が不足」（68.5%）「専門職の確保に課題」（59.3%）「職員の力量不足」（50.0%）となっており、多くのセンターが課題と認めているところ。
- 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置することが求められているが、現行の人員体制のままでセンター間の役割分担や連携強化を図る取組は極めて困難。
- 運営経費には地域支援事業交付金が活用されているが、当該交付金は財源に介護保険第 1 号保険料 23%が充てられていることから介護保険料に影響し、保険者（市町村）や第 1 号被保険者の負担が増加する遠因となっており、これとは別の安定的な財政措置が必要。

### 2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援者向けの通所サービス及び訪問サービスや、インフォーマルな生活支援サービスの拡充については、その推進に当たって受皿となる人的資源・社会資源（住民組織、NPO、ボランティア組織等）が不可欠であるが、過疎地域においては、こうした人的資源・社会資源が圧倒的に不足しており、都市部との間に著しいサービス格差が生じるおそれがあることから、格差が発生しない施策が必要。
- 市町村においては、こうした事業体制を企画・調整し、取組を進める部分におけるマンパワー不足、特に専門知識を有する職員の不足が懸念され、業務量に見合った職員の適正配置も大きな課題。
- こうした地域事情により生じる課題の解消に向けた支援策が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

## 31 自殺対策の充実

本県では、岩手県自殺対策アクションプランに基づき、県・市町村や関係団体が連携して、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、こうした取組に加え、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づく取組や、東日本大震災津波関連、新型コロナウイルス感染症に伴う経済社会情勢の悪化などの社会的要因による自殺者を防ぐための対応を要することから、自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 自殺対策への十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、都道府県や市町村の安定的な自殺対策の推進を可能とするため、地域自殺対策強化交付金や自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）の財政措置について、所要額を十分に確保するよう要望します。

また、その交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、年度当初からの円滑な事業執行に配慮されるよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 岩手県の自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は常に全国上位にあり、厚生労働省人口動態統計によると、令和2年は256人（人口10万人対自殺死亡率21.2）で全国1位。

死亡率 順位	R2（確定数）				H元（確定数）		
	県	死亡率	自殺者数	増減（率）	県	死亡率	自殺者数
	全国	16.4	20,222人	807人（0.7%）	全国	15.7	19,415人
<b>1位</b>	<b>岩手県</b>	<b>21.2</b>	<b>256人</b>	<b>6人（0.7%）</b>	秋田県	20.8	200人
2位	宮崎県	20.5	217人	27人（2.7%）	<b>岩手県</b>	<b>20.5</b>	<b>250人</b>
3位	福島県	19.6	355人	22人（1.4%）	群馬県	18.9	357人
4位	青森県	19.4	238人	29人（2.5%）	新潟県	18.5	408人
5位	群馬県	19.3	362人	5人（0.4%）	山形県	18.2	195人

- 平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法及び平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に対応した自殺対策を推進するためには、県、市町村の自殺対策計画に基づき、民間団体及び企業等と連携しながら総合的な取組を拡充していく必要があることから、県や市町村が必要な事業を実施できるよう、十分な財源確保が必要。

【自殺対策緊急強化事業費の状況】

(単位：千円)

年度	事業費 ①	基金	財源内訳				地方負担率 ②/①
			国庫	一般財源			
				県	市町村	計 ②	
H27	89,399	22,431	47,708	12,045	7,215	19,260	21.5%
H28	79,680	2,280	44,930	17,853	14,617	32,470	40.8%
H29	86,631	0	53,806	18,075	14,750	32,825	37.9%
H30	97,599	0	59,752	19,266	18,581	37,847	38.8%
R 1	80,905	0	43,756	23,598	13,551	37,149	45.9%
R 2	97,754	0	53,101	23,215	21,438	44,653	<b>45.7%</b>
R 3	108,879	0	58,474	26,535	23,870	50,405	<b>46.3%</b>

(注) H28～R 元は実績報告による。R 2は実績額未確定のため2月補正現計ベース。

R 3は国の内示額ベース。

「基金」…自殺対策緊急強化基金（平成28年度で事業終了）

「国庫」…地域自殺対策緊急強化交付金

○ また、年度当初から事業を推進する体制がとれるよう、補助金の交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、事業の執行に配慮した交付手続が求められるところ。

「地域自殺対策推進センター」の運営費については、事業費の約8割が相談対応及び市町村計画策定支援に当たるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、更に早期の交付決定が必要。

【自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営費）の交付決定日】

- ・平成29年度：平成30年1月31日
- ・平成30年度：平成31年1月8日
- ・令和元年度：令和元年11月22日
- ・令和2年度：令和2年10月29日

【地域自殺対策強化交付金の交付決定日】

- ・平成29年度：平成30年1月26日
- ・平成30年度：平成31年1月18日
- ・令和元年度：令和2年1月8日
- ・令和2年度：令和3年2月10日

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課



## 32 観光振興に資する社会資本整備等への支援

令和元年における本県の外国人延べ宿泊者数は過去最高を記録したものの、震災前と比較すると全国の伸び率を下回っていることから、外国人観光客の周遊を一層促進する取組が必要です。

また、沿岸被災地の観光入込客数は、震災前の8割弱程度にとどまっている状況であり、震災前の水準に戻すためには、今後も継続的な取組が必要であることから総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

インバウンドの増加に向け、国際定期便の誘致活動や受入環境整備に対する支援を拡充するとともに、保安対策に係る補助制度を創設するよう要望します。

#### 2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

東日本大震災津波以降就航した「いわて花巻～名古屋（小牧）線」など、いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向け、継続的な支援を行うよう要望します。

#### 3 フェリーの寄港再開に向けた取組への支援

平成30年6月に開設された本県初のフェリー航路が令和2年3月をもって宮古港への寄港を当面休止していますが、復興道路等の全線完成を契機に沿岸地域への観光入込客数や物流の拡大を図るため、宮古港におけるフェリーの寄港再開に向けた取組への支援を行うよう要望します。

#### 4 大型外国船社クルーズ船の誘致への支援

平成31年4月に10万トンを超える外国船社大型クルーズ船が本県で初めて宮古港へ寄港するなど、本県港湾への外国船社クルーズ船の寄港拡大が期待されています。コロナ禍の収束後を見据え、更なる寄港拡大に向けた取組への支援を行うよう要望します。

## 5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

広域的な観光ルートを形成し、国内外から訪れる観光客の利便性向上を図るため、主要な都市や駅、港湾から観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路の整備を推進するための予算を確保するよう要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

- 国では、地方空港の国際航空ネットワーク充実とインバウンド増加に向け、自治体等が誘客・就航促進の取組を行う地方空港を「訪日誘客支援空港」に認定し、着陸料の軽減・補助や受入環境高度化に係る施設整備補助などの支援制度を創設。

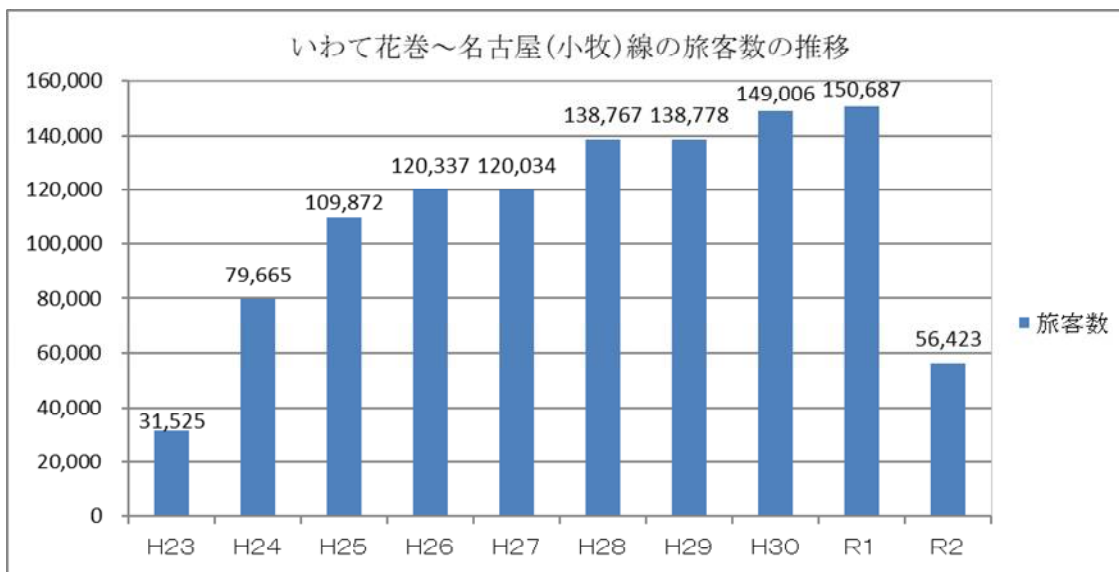
空港ごとに「拡大支援型」・「継続支援型」・「育成支援型」の3区分で認定され、「拡大支援型」は着陸料の補助や新規就航経費支援及び受入環境の高度化に係る施設整備補助、「継続支援型」・「育成支援型」は受入環境の高度化に係る施設整備補助の対象となる。

いわて花巻空港は「継続支援型」に認定され、着陸料の補助や新規就航等経費支援が対象外とされているが、県内をはじめ東北のインバウンドの増加を促進するためには、平成30年度に就航した台北定期便、上海定期便の持続安定的な運航、更なる国際線の運航拡大に向けた着陸料の補助や地上支援業務等の経費への支援が不可欠であり、全ての認定空港について、同等の支援措置が受けられるよう制度の拡充が必要。

- 相次ぐ国際的なテロ事案の発生を踏まえ、ICAO（国際民間航空機関）の国際標準に適合した航空保安対策の抜本的強化が求められている。空港場周フェンスの強化、センサー設置等の対策には多額の費用を要するものの、国の補助がなく、迅速な整備が困難なため、補助制度の創設が必要。
- いわて花巻空港は、令和元年7月1日に税関空港に、また、令和2年3月17日に出入国港に指定されたが、検疫飛行場の指定がされていない状況。今後、国際線の運航が再開された場合に、迅速かつ円滑な検疫が行われるよう検疫飛行場の指定など、国による検疫体制の確保が重要。

#### 2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

- 平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって運航されている「いわて花巻～名古屋（小牧）線」は、本県の経済・産業の振興や、平泉の世界遺産をはじめとする観光振興にも大きく寄与しており、東日本大震災津波からの復興に向け非常に重要であることから、当該路線の維持・拡充に向け国の継続的な支援が必要。



■便数（いわて花巻～名古屋（小牧）線）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
上期	※	2	3	3	3	4	4	4	4	4
下期	※	2	2	3	3	3・4	3・4	4	4	4

※H23.5～2・3便/週、H23.8～1便/日、H24.3～2便/日

3 フェリーの寄港再開に向けた取組への支援

- 平成30年6月に開設された本県初のフェリー航路（宮古・室蘭フェリー航路）が令和2年3月をもって宮古港への寄港を当面休止した。
- 宮古・室蘭フェリー航路の、平成30年6月の開設から令和2年3月末までの期間の就航率は93.2%となっており、近傍のフェリーの就航率に比べて低かった。

《宮古・室蘭フェリー就航率（H30.6.22～R2.3.31）》

総便数	就航便数	就航率
1,058	986	93.2%

- 宮古港への寄港再開に向けては、物流の確保のほか港内静穏度の向上が必要。

4 大型外国船社クルーズ船の誘致への支援

- 本県では、平成31年4月に本県初となる10万トンを超える大型クルーズ船が宮古港へ寄港するなど、クルーズ船寄港の動きが活発化しつつあったが、令和2年度はコロナ禍で全て中止となり、回復に向けた取組を今後強化する必要があるため、コロナ禍の収束後を見据え、国によるクルーズ船社の招請や商談会の設定等本県港湾をPRする機会の増加が必要。

《外国船社運航クルーズ船の寄港実績・予定》（令和2年5月19日現在）

年度	寄港回数	備考
H30	2	宮古港2
R元	2	宮古港2
R2	0	コロナ禍で全て中止 (当初予定：7（宮古港5、大船渡2）)

- 宮古港において、16万～17万総トン級クルーズ船が入出港可能であることが確認され、従来よりも大型のクルーズ船の誘致が可能となった。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

- 県内には「平泉の文化遺産」、「橋野鉄鉱山」の世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」など豊富な観光資源が存在。
- 令和2年度には、これらの資源と世界遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」等を結ぶ観光ルートの基盤整備を図るため、青森県と連携し、広域的地域活性化基盤整備計画を策定。
- 県内を周遊する観光客の利便性を向上させるためには、交流人口の拡大や外国人観光客の増加なども見据え、主要な都市や駅、港湾から世界遺産や三陸ジオパークのジオサイトなどの観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路の整備が必要。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

県土整備部 県土整備企画室、道路建設課、港湾課

### 33 文化遺産や大規模イベントを活かした 誘客の取組への支援

地域の人口減少が進む中で、地域経済の活性化や地域コミュニティを維持していくためには、定住人口の拡大はもとより、地域内外との交流を拡大し、地域に活力をもたらすことが必要です。

本県の外国人宿泊者数は、震災前を上回っているものの、東日本大震災津波からの復興に向けて、さらに伸ばしていく必要があることから、観光誘客や、本県が有する文化遺産の活用、2025年大阪・関西万博などを契機として、国内外の人々との交流が広がる地域づくりを進めていく必要があります。また、みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園や、十和田八幡平国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、国内外の利用者の拡大が期待されています。

については、国においても、文化遺産や大規模イベント、国立公園等を活かした誘客への支援について、総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

#### 《 要 望 事 項 》

##### 1 文化遺産や大規模イベントを活かした誘客への支援

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録の実現や、2025年大阪・関西万博などの大規模イベントを契機とした誘客促進を図るため、観光地域づくりの推進や二次交通の充実、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、地方創生推進交付金制度の継続や、新たな交付金制度の充実など、更なる誘客につながる支援策を講じるよう要望します。

##### 2 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

観光地域づくりの核として市町村等が設立を進める地域連携DMOや地域DMOが安定的に運営され、効果的な事業を実施するため、地方創生推進交付金制度の継続、「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」の支援期間の延長や支援事業費の増額等の制度拡充を含め、十分な支援策を講じるよう要望します。

### 3 国立公園の利用者拡大に向けた受入体制等の強化

国立公園における、外国人観光客を含めた利用者の拡大を図るため、みちのく潮風トレイルのサテライト施設の機能の充実やICTを活用した情報提供、案内板の多言語化など、受入体制等を強化するよう要望します。

#### 【現状と課題】

#### 1 文化遺産や大規模イベントを活かした誘客への支援

- 本県には、「平泉の文化遺産」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産や、「三陸復興国立公園」、「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園、さらには、「御所野遺跡」や「三陸ジオパーク」など、世界に誇れる観光資源が存在しており、これらを活かした総合産業としての観光産業の振興が必要。
- 令和2年の訪日外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく減少したものの、令和元年の訪日外国人の延べ宿泊者数は過去最高を記録し約1億1,565万人泊となっており、本県の外国人宿泊者数についても過去最高の34万3千人泊となっている。  
しかし、震災前の平成22年との比較では、全国平均412.3%に対して、本県は378.2%となっており、更なる取組が必要。
- 平成28年度から令和2年度まで、国においては、東北観光復興対策交付金を措置しているが、外国人観光客の受入に伴う経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、新たな交付金制度の創設など、今後も継続した支援が必要。
- 本県にも国内外から多数の観光客が訪れることが想定されるものの、県土が非常に広く、特に沿岸地域は、新幹線の駅や空港等から遠距離にあり、また、震災等の影響等から、観光客の入込が少ないため、更なる二次交通の拡充や受入環境の充実が必要。

#### 2 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

- 国では観光地域づくりの推進体制を強化するため、日本版DMOの広域連携DMO（複数の都道府県に跨る地方ブロックレベルの観光地域づくりを行う組織）、地域連携DMO（複数の地方公共団体に跨る区域の観光地域づくりを行う組織）、地域DMO（基礎自治体である単独市町村を区域とした観光地域づくりを行う組織）の整備を進めている。
- 本県では、公益財団法人さんりく基金が平成28年4月に観光庁から「日本版DMO候補法人」（地域連携DMO）に登録され、「三陸DMOセンター」を設立。令和3年3月に「登録観光地域づくり法人」（登録DMO）として登録された。
- その後、県内市町村においても、5団体がDMO候補法人を設立し、全ての団体が登録DMOに登録されている。

##### 〔登録DMO〕

- ・地域連携DMO：2団体（（一社）世界遺産平泉・一関DMO、（公財）さんりく基金）
- ・地域DMO：4団体（（株）八幡平DMO、（一社）宮古観光文化交流協会、（株）かまいしDMC、（一社）花巻観光協会）

また、DMO設立に向け申請予定・検討している市町村は、以下のとおり。（R3.4.1現在）

〔令和3年度申請予定〕1町（雫石町）

〔検討中〕8市町（大船渡市、北上市、陸前高田市、二戸市、滝沢市、住田町、岩泉町、一戸町）

- 「三陸DMOセンター」のように地域DMOの立上げや運営については、地方創生推進交付金の対象にはならない。
- 新たに、地域連携DMOや地域DMO設立を検討している地域の後押しとなるよう、支援の拡充が必要。

	地方創生推進交付金	広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業	地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革
対 象	地域連携DMO	広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO等	広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO（インバウンドに対応した体制が確立されたDMOに限る。）
支援期間	横展開タイプ 3年以内 縦展開タイプ 5年以内 (毎年度審査)	採択から最大3年（毎年度審査）	令和元年度から
対象事業	DMOによる計画策定、マーケティング等	①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの充実、環境整備 ③プロモーション等	①外部専門人材の登用 ②中核人材の育成
支援割合	1/2(地方負担に地方財政措置あり)	1年目：1/2 2年目：2/5 3年目：1/3	①上限1,500万円 ②上限500万円

### 3 国立公園の利用者拡大に向けた受入体制等の強化

- 三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を秘めている。
- 三陸復興国立公園については、平成30年度にみちのく潮風トレイルの拠点施設である名取トレイルセンターが整備され、県内の3つのビジターセンター等がサテライトの役割を担っていることから、トレイルセンターと同様にサテライト施設についても復興や地域情報の発信のための機能や、利用客をサポートするための拠点としての機能の充実が必要。
- 国立公園の魅力を感じてもらうためには、ICTの活用による情報提供や多言語化した案内板の設置など、一層の受入体制等の強化が必要。

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室  
文化スポーツ部 文化振興課  
環境生活部 自然保護課

## 34 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

多文化共生社会の実現に向け、在留外国人が安心して働き、暮らしていくための様々な施策の拡充のほか、各地域で主体となって取り組む地方自治体に対する財政措置や適時適切な多言語による情報提供など、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

多文化共生社会の実現に向け、外国人や地方自治体等の意見を十分に聴取し、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の拡充を図るとともに、地方自治体への適時適切な情報提供や、多文化共生社会の意義について国民が一層理解を深めるための啓発活動を行うよう要望します。

#### 2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

外国人が安心して生活できるよう、地方自治体が行う多言語による相談体制や情報提供体制の整備、人材育成の取組に対する財政措置を継続・拡充するとともに、医療・保健・福祉・教育サービスの利用環境の整備、災害時の支援体制の整備を図るよう要望します。

#### 3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

外国人住民が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができるよう、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築するとともに、地方自治体への財政措置を継続・拡充するよう要望します。

#### 4 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人の雇用の安定に向け、住宅確保の支援も含め、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を一層推進するとともに、外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組への財政支援や外国人材を大都市その他の特定の地域へ集中させないための施策を実施するよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

- 国は、深刻化する人手不足に対応するため、人材確保が困難な業種（14分野）を対象とし、一定の専門性・技能を有する外国人の就労を目的とした新たな在留資格を創設（H31年4月施行）。
- また、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。その中で、法務省は、外国人の一元的相談窓口となる多文化共生総合相談ワンストップセンターの全国100か所への設置を支援するため、地方自治体に対する財政措置として、新たに「外国人受入環境整備交付金」を創設。
- 今後更に、国民及び外国人からの意見を十分に踏まえた制度としていくためにも、継続して意見を聴取する仕組みづくりが必要。また、外国人材の受入れ拡大、外国人との共生社会の実現に向け、新たな施策等に関する地方自治体への適時適切な情報提供、広く国民からの理解を得るための一層の啓発活動などの取組が必要。

### 2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

- 本県では、外国人材受入れ拡大に向けた対応として、令和元年7月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、交付金を活用しながら翻訳機配置等による相談対応言語の拡充や多様な相談に応じる体制強化に取り組んでいる。
  - ア 対応言語：6言語（英語、中国語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、日本語）
  - イ 相談体制：日本語、英語、中国語、スペイン語（土日）での一般相談のほか、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の外国人相談員による相談対応もあり（対応可能時間限定）
  - ウ 専門相談：行政書士による相談（週1回・要予約）
  - エ 主な相談内容 [令和2年度の相談件数；計1,123件]
    - ・行政手続 [300] …入管・在留資格、公的書類の申請、納税等
    - ・医療・保健・福祉 [171] …病気の治療、医療通訳、年金、医療保険、出産等
    - ・日本語語学習 [76] …日本語教室問合せ、日本語能力試験、翻訳等
    - ・教育 [53] …海外留学、進路相談、外国人からの子供の母語学習等
    - ・居住 [24] …アパート探し、引越、保証人、不動産の購入等
    - ・その他 [499] …仕事（職探し、職場環境トラブル等）、生活情報（イベント等問合せ、携帯電話・インターネット契約等）、言語・文化（講師・翻訳依頼、母国文化紹介等）、家庭問題 他
- 増加する外国人が暮らしやすい地域社会を作っていくためには、地方自治体における相談体制や情報提供体制の構築等の取組が重要であることから、各自自治体の取組への財政措置（交付金）を継続・拡充するとともに、基本的な生活サービスである医療・保健・福祉・教育サービスを安心、快適に利用できるよう、環境整備を進めていく必要がある。
- また、大規模災害等の発生時に、日本人と差異なく情報が受け取れるとともに、被災した場合も安心して支援が受けられる体制を全国的な基盤として整備する必要がある。

### 3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

- 「在留外国人統計」（法務省）によると、本県における7～15歳の在留外国人数は、令和元年12月末現在で95人となっている。
- 社会生活を快適に過ごすために、言語による円滑なコミュニケーションが重要であり、新たに受入れられる外国人材に対する日本語教育の充実を図るとともに、将来的に帯同が見込まれる家族、子弟への教育体制等の充実を図る必要がある。



- 県では、令和3年度から「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(1/2 補助、文化庁)に申請し、県内日本語教室等の実態把握を行いながら日本語学習の支援強化に取り組むこととしている。
- 県(教育委員会)では、国が実施する外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修への教員派遣や帰国・外国人児童生徒等教育関係者研修会の実施等に取り組むこととしている。

#### 4 外国人材が働きやすい環境の整備

- 本県における外国人労働者数は、技能実習生を中心に増加しており、令和2年10月末現在で5,407人となっており、国籍別では、ベトナム(1,944人)、中国(1,217人)、フィリピン(937人)が多く、全体の約8割を占めている。
- 公益財団法人岩手県国際交流協会が、令和元年度に県内事業所を対象に実施した「外国人労働者雇用実態調査」(R1.11月公表)の結果において、調査対象事業者から行政への要望として、「事業所や外国人が困った時に相談できる総合相談窓口の設置」や「法制度や労務管理についての研修」のほか、「生活インフラ整備」や「住宅確保」等が挙げられている。
- 外国人労働者についても、日本人労働者と同様に適正な労働環境等を確保する必要があるほか、住宅確保のための環境整備・支援、社会保険の加入促進等働きやすい環境を整備する必要がある。
- 平成31年度から、外国人材の受け入れに向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まったところだが、「特定技能」は転職が可能なので、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があり、地方への定着を促進するための各種支援策を実施する必要がある。
- 就職ガイダンス、インターンシップ、キャリアフェア等外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組への財政支援をする必要がある。
- 令和3年度厚生労働省予算  
外国人材受入れの環境整備関係予算 123 億円 (121 億円)  
ア 外国人求職者等に対する就職支援、外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助、外国人への多言語相談支援体制の整備  
イ 外国人技能実習の実地検査や相談支援の適切な実施 等

#### (参考) 関係データ

① 県内の外国人居住者数(総数・国別) (単位:人、%)

区分	H27		H28		H29		H30		R1	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
中国	2,269	38.4	2,098	33.4	1,944	29.3	1,948	27.1	2,085	25.5
韓国・朝鮮	911	15.4	885	14.1	885	13.4	848	11.8	841	10.3
フィリピン	1,022	17.3	1,110	17.7	1,271	19.2	1,334	18.6	1,418	17.4
米国	180	3.0	180	2.9	171	2.6	202	2.8	207	2.5
ベトナム	655	11.1	1,009	16.1	1,326	20.0	1,606	22.3	2,051	25.1
ブラジル	41	0.7	36	0.6	34	0.5	32	0.4	75	0.9
その他	824	14.0	957	15.3	996	15.0	1,217	16.9	1,493	18.3
合計	5,902	100.0	6,275	100.0	6,627	100.0	7,187	100.0	8,170	100.0

(法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」、各年12月末現在)

② 県内の外国人労働者数（総数・国別）

（単位：人、％）

区分	H28		H29		H30		R1		R2	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
中国	1,341	39.2	1,399	33.5	1,293	28.7	1,296	25.0	1,217	22.5
ベトナム	766	22.4	1,094	27.4	1,330	29.5	1,686	32.6	1,944	36.0
フィリピン	595	17.4	763	19.1	857	19.0	946	18.3	937	17.3
米国	171	5.0	184	4.6	193	4.3	189	3.7	188	3.5
その他	545	15.9	619	15.5	836	18.5	1,059	20.4	1,121	20.7
合計	3,418	100.0	3,999	100.0	4,509	100.0	5,176	100.0	5,407	100.0

（岩手労働局：岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況、各年10月末現在）

③ 県内の留学生数（総数・国別）

（単位：人、％）

区分	H27		H28		H29		H30		R2	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
中国	155	48.6	149	48.1	144	48.5	158	45.5	169	40.7
ベトナム	47	14.7	40	12.9	35	11.8	49	14.1	48	11.6
韓国	23	7.2	24	7.7	22	7.4	22	6.3	39	9.4
タイ	8	2.5	13	4.2	11	3.7	11	3.2	8	1.9
バングラデシュ	9	2.8	8	2.6	9	3.0	11	3.2	34	8.2
モンゴル	6	1.9	8	2.6	19	6.4	21	6.1	16	3.9
ネパール	21	6.6	15	4.8	8	2.7	18	5.2	45	10.8
その他	50	15.7	53	17.1	49	16.5	57	16.4	56	13.5
合計	319	100.0	310	100.0	297	100.0	347	100.0	415	100.0

（岩手県内高等教育機関における外国人留学生の受け入れ状況（岩手県留学生交流推進協議会調べ）、各年5月1日現在）

【県担当部局】ふるさと振興部 国際室

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

## 【要望項目】～その他府省庁別要望事項～

### 【内閣府】

#### 1 避難所の備蓄に対する財政支援

避難所への水、食料等の備蓄に関する財政支援を行うこと

### 【復興庁】

#### 1 交付金等を活用した被災者支援の取組に対する継続的な支援

(1) 被災者支援総合交付金による取組に対する中長期的な財政措置の継続

- ・ 生活支援相談員の配置を始めとする事業実施に必要な額の全額を、継続して財政措置すること
- ・ 被災児童に対するこころのケア、親を亡くした子どもや養育者への相談支援等を続けるため、全額国庫による財政措置を継続すること
- ・ 被災者の心のケア支援事業費補助金所要額の確保を図るとともに、全額国庫による財政措

### 【総務省】

#### 1 消防体制の充実強化に対する財政支援

- (1) 消防団員の処遇改善や装備品の充実への財政支援を拡充すること
- (2) 自主防災組織が行う防災活動への財政支援を行うこと

#### 2 被災地における地上デジタル放送の受信環境整備への支援

震災により住居を地上デジタル放送が受信できない高台等に移転する場合に生じる受信環境整備に要する経費について、集団移転事業等のほか自主的に移転する住民も含め、国費で対応すること

#### 3 集団移転・新たなまちづくり等に伴う情報通信利用環境の整備

被災地域では、復興の進捗状況が異なることから、復興計画に基づく集団移転や新たなまちづくり等にあわせて行う、超高速ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送及びラジオ放送等の通信・放送基盤等の整備について、令和4年度以降も全面的な財政措置を講じること

### 【文部科学省】

#### 1 被災した児童生徒の就学等に対する支援

被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を、就学支援を必要とする児童生徒が解消されるまで継続すること

#### 2 放射線影響対策への支援

- (1) 放射性物質により汚染された土壌などの除染等に要する経費について、全面的な財政支援を行うこと
- (2) 学校における放射線量等の測定及び測定機器の維持（校正費用等）に係る必要な経費に対する財政措置を行うこと

### 3 活断層の長期評価の見直し推進

近年頻発する地震の発生を踏まえ、新たな知見を踏まえた長期評価の見直しを推進すること

### 4 大学入学共通テストの検定料免除

大学入試センター試験の検定料免除に引き続き、大学入学共通テストの検定料について、当分の間、被災した生徒については全額免除とすること

### 5 被災地の青少年の体験研修機会の確保

- (1) 青少年教育施設の老朽化対応に係る事業を国庫補助対象とすること
- (2) 青少年育成に携わる現地の各種団体の活動促進や育成支援を目的とし、企画応募型の基金を創設するなど、財政的な支援を拡充すること

### 6 「いわての復興教育」に対する支援

東日本大震災津波から得られた教訓を語り継ぐため、被災地の復興教育の推進に係る取組に対し、財政支援を再び行うこと

### 7 高校生を対象としたグローバル人材育成の充実

高校生を対象とした海外留学を含むグローバル人材の育成の取組を引き続き行うとともに、財政的な支援を拡充すること

### 8 グローバル化に対応した英語教員の英語力・指導力の強化

小学校・中学校・高等学校の英語教員の英語力・指導力の強化のための経費について、財政的な支援を拡充すること

## 【文化庁】

### 1 被災地域の文化財修復に係る財政支援

被災した文化財修復に係る全面的な財政支援を検討するとともに、国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び交付対象範囲の拡大を検討すること

## 【厚生労働省】

### 1 交付金等を活用した被災者支援の取組に対する継続的な支援

- (1) 被災者支援総合交付金による取組に対する中長期的な財政措置の継続
  - ・ 生活支援相談員の配置を始めとする事業実施に必要な額の全額を、継続して財政措置すること
  - ・ 被災児童に対するこころのケア、親を亡くした子どもや養育者への相談支援等を継続するため、継続して全額国費で負担すること
  - ・ 被災者の心のケア支援事業費補助金所要額の確保を図るとともに、全額国庫による財政措置を継続すること

## 2 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

- (1) 医学部入学定員数の検討に当たり慎重かつ長期的な視点で取り組むとともに、医師養成数の増加に対応した医育機関のスタッフ及び設備の充実のための財政支援についても十分に配慮すること
- (2) 医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること
- (3) 勤務医の過酷な勤務実態を改善し、国民が安心できる良質な医療提供体制を実現するため、医師事務作業補助者（医療クラーク）に対する診療報酬の更なる評価の充実など、医師を確保するための施策を充実させるとともに、救急の確保や勤務医の負担軽減を図るため、国民の医療機関の適正な受診について、周知を強化すること
- (4) 医師の更なる地域偏在、診療科偏在を招かないよう、制度開始による地域医療に対する影響等を検証し、地域医療の確保の観点から制度の見直しを行うなど、必要な措置を講ずること

## 3 被災した市町村の国民健康保険に対する財政措置

被災した市町村の国保財政については、医療費の増加等により、依然として厳しい状況であることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や国費による補填など、国による十分な財政支援を講ずること

## 4 被災した介護保険施設等の入所者の受入に係る特例措置の継続

被災した介護保険施設等の入所者の受入に係る特例措置の継続については、被災者の生活基盤が十分に整うまでの間、被災者の受入に係る定員超過利用及び介護報酬算定の特例措置を継続すること

## 5 被災地発達障がい児等支援体制継続のための財政措置

発達障がい沿岸センターは、沿岸被災地の発達障がい児・者の支援拠点機関であることから、その安定した運営を続けていくため、全額国費による財政支援を継続すること

## 6 がん対策の推進

- (1) がん検診について、地域の実情に応じた受診率向上に係る普及啓発や受診環境整備など、更なる重点的な取組が必要であることから、財政措置について一層の拡充を図ること
- (2) がん診療連携拠点病院において、適切な人材の育成と配置、患者や家族への支援が安定的に行えるよう、がん診療連携拠点病院機能強化事業に対する財政支援を充実させること
- (3) 20歳から40歳未満のがん患者については、療養生活における医療費助成や介護保険の法令に基づいた支援制度が少なく、患者や家族への経済的な負担の軽減を図りながら、がん患者が住み慣れた社会で療養生活を送ることができるよう、国において、これらの世代の患者に対し更なる支援制度を創設すること

## 7 子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭の就業支援や児童福祉施設等の子どもたちの進学支援及び自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた世帯への支援の一層の充実を図るとともに、継続的な財政支援を行うこと

特に、子どもの貧困対策は、国及び県に加え、身近な地域において、地域の実情に応じた取組を進めていくことが重要であることから、「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について都道府県別のデータを提供するとともに、地域子供の未来応援交付金等による財政支援を令和3年度以降も継続すること

## 8 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等

(1) 市町村が介護保険事業計画に基づき各種介護サービス基盤を整備し、介護を要する高齢者に必要なサービスが提供される体制が構築されるよう、令和3年度以降においても、基盤整備を安定的に進めるための地域医療介護総合確保基金の十分な財源を確保すること

また、新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等のため、地域医療介護総合確保基金を活用した新たな事業及び拡充された事業の実施に必要な財源について、地方負担が増大することのないよう財政措置を講ずること

(2) 介護報酬改定による介護サービス提供への影響を調査のうえ、今後の改定においても、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定すること

(3) 介護保険制度について、誰もが必要な介護サービスを適切に利用することができるよう運用上の課題把握と必要に応じた見直しを行うとともに、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策を一層拡充すること

特に、認知症高齢者グループホームに入所中の利用者については、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていないことから、利用者負担の軽減策を講ずること

(4) 介護従事者に対する処遇改善を図るため適切な水準の介護報酬の設定や加算対象職種の拡大など、介護人材確保対策を一層拡充するとともに、地域の実情に応じた介護人材確保・育成対策を実施するため、地方公共団体の取組に必要な財源を地域医療介護総合確保基金により十分に確保すること

(5) 地方公共団体の介護保険財政にかかる公費負担割合の見直しの検討を行うとともに、被保険者の負担が過大にならないよう、保険料の上昇抑制のための支援策を講ずること

(6) 被災した地域の介護サービス提供体制の早期復旧のため、在宅サービスの事業者等を含め、サービス提供に必要な備品整備等事業再開に要する経費を補助対象とすること

## 9 県内労働基準監督署への労働時間管理適正化指導員の継続配置

労働者の労働条件の確保・改善等を図るためには、労働基準監督行政に係る体制を確保する必要があることから、岩手県内の各労働基準監督署に配置している労働時間管理適正化指導員(旧：労働基準相談員)について、令和3年度も継続配置すること

## 10 旧情報処理技能者養成施設への支援の継続

旧情報処理技能者要請施設に係る運営経費について、令和3年度以降も職業能力開発校整備費等補助金（旧情報処理技能者養成施設設備事業費）による国の支援を継続すること

## 11 離職者等再就職訓練事業の託児サービスの制度拡充

- (1) 訓練受講前から既に自ら確保した託児施設に児童を預けている訓練生の当該施設に対する託児経費も託児サービスの対象とすること
- (2) 訓練受託機関が確保した託児施設の託児枠について、託児実績がなかった場合にも枠に係る経費を当該託児施設へ補填できるようにすること
- (3) 訓練修了後の就職支援期間もサービスの対象とし、子育て中の女性等の再就職活動への支援を拡充すること

### 【農林水産省】

#### 1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置措置の延長等の特例措置について、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に限定することなく、令和4年度以降も継続すること

### 【林野庁】

#### 1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置措置の延長等の特例措置について、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に限定することなく、令和4年度以降も継続すること

### 【水産庁】

#### 1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置措置の延長等の特例措置について、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に限定することなく、令和4年度以降も継続すること

### 【経済産業省】

#### 1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、県・市町村が実施している被災事業者向け融資制度に対する原資の提供、利子・保証料補給（償還期間の猶予、償還減免）に対する財政支援を行うこと

#### 2 東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、令和3年3月31日までとなっている東日本大震災復興緊急保証の適用期限を延長すること

### 3 被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化資金）の継続及び財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化資金）を継続するとともに、貸付原資及び貸倒損失を補填する基金造成に対する財政支援を継続すること

### 4 県が実施する商工会・商工会議所等への支援に対する財政措置

県が実施している商工会・商工会議所等の人件費等への支援に対する財政措置について、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、小規模事業者への支援が一層強化されるよう増額すること

### 5 小規模事業者持続化補助金制度等の継続及び拡充

小規模事業者持続化補助金制度及び地方公共団体による小規模事業者支援推進事業を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、「低感染リスク型ビジネス枠」の優遇措置を継続すること

### 6 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）の継続・拡充

新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、中小企業者の売上拡大や経営改善等の経営課題に対して一元的に相談に対応する窓口拠点の継続と、対応する専門スタッフの拡充を行うこと

### 7 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業による支援の継続・拡充

第三者への事業引継ぎや、親族内等への事業承継が一層促進・円滑化されるよう、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業による国の支援を継続・拡充すること

### 8 商店街のにぎわい創出や魅力創造等に向けた取組の促進

商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた空き店舗対策等の取組、売上の向上や消費者ニーズの多様化に対応するためキャッシュレスの推進に向けた取組等への支援を充実すること

### 9 災害時における燃料供給に向けた取組に対する財政措置

災害時における緊急車両等への確実な燃料供給に向け、県が備蓄燃料の管理に要する経費として石油商業協同組合並びに中核 SS 及び小口燃料配送拠点に対し負担している経費について、財政措置を講じること

## 【環境省】

### 1 放射線量低減対策特別緊急事業に対する技術的支援体制の充実

放射線量低減対策特別緊急事業補助金の事業の実施において、国の技術的支援体制を充実させるとともに、除染実施市町の負担の軽減を図ること

## 【原子力規制委員会】

### 1 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等

県内全域における降下物、土壌、河川、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、国・県の空間線量率監視体制の統一的な運用、これらの結果や評価についての国民への丁寧な説明について、国の責任により確実に実施すること

### 2 広域での航空機モニタリング調査の継続

森林や農地等を含む県土全域での放射性物質の移動・減衰等状況の把握を目的とした、「汚染状況重点調査地域」指定県における、国による航空機モニタリング調査を定期的実施すること



